

平成26年12月定例会会議録

平成26年豊郷町議会12月定例会は、平成26年12月8日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	前 田 広 幸
2 番	西 山 勝
3 番	西 澤 博 一
4 番	鈴 木 勉 市
5 番	西 澤 清 正
6 番	西 村 雄 三
7 番	佐々木 康 雄
9 番	河 合 勇
10 番	今 村 恵美子
11 番	北 川 和 利
12 番	堀 常 一

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町	長	伊 藤 定 勉
副 町	長	村 西 康 弘
教 育	長	横 井 保 夫
総 務 企 画 課	長	村 田 忠 彦
税 務 課	長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課	長	神 辺 功
医 療 保 険 課	長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課	長	上 田 文 夫
人 権 政 策 課	長	鈴 木 雅 信
地 域 整 備 課	長	夏 原 一 郎
地域整備課長(上下水道担当)		小 川 光 治

産 業 振 興 課 長	土 田 祐 司
教 育 次 長	角 田 清 武
社 会 教 育 課 長	野 村 栄

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	加 藤 善 一
書 記	寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

- |       |   |
|-------|---|
| 議第71号 | 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて |
| 議第72号 | 町道路線の認定について                             |
| 議第73号 | 豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案                 |
| 議第74号 | 豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案                  |
| 議第75号 | 平成26年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）                  |
| 議第76号 | 平成26年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）          |
| 議第77号 | 平成26年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）            |
| 議第78号 | 平成26年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）             |
| 議第79号 | 平成26年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）            |
| 議第80号 | 平成26年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）         |
| 請願第5号 | 米価下落等に関する意見書の提出を求めることについて<br>一般質問       |

佐々木議長 おはようございます。ただいまから平成26年12月第4回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、第4回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時58分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、前田広幸議員、2番、西山勝議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月17日までの10日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より17日までの10日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、平成26年7月から平成26年10月分の現金出納検査結果並びに定期監査報告が議会に提出されていますからご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員としてお手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4、議第71号、彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。提案説明の前に一言、御礼を申し上げます。

本日、平成26年第4回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

また、皆様には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

今期定例会には、定住自立圏形成協定変更案件をはじめ、条例の一部改正や

平成26年度豊郷町一般会計補正予算並びに各特別会計補正予算など議決案件1件、議案9件の10件の議案を提案させていただいております。

それでは、議第71号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成21年度の定住自立圏協定以降、全国の先行実施団体として湖東定住自立圏共生ビジョンとして、平成22年から26年までの事業計画に基づき、各分野で事業を進めてまいりました。今年度は、5年間の事業計画であるビジョンの最終年度であり、これまでの取り組みの進捗状況や課題を整理し、それを反映させる形で次の計画策定に臨むこととなりました。

平成21年度とは変わったものもあり、当初の目的を達成したものや、現時点での状況に整合させるもの、定住以外の枠組みの取り組みの方がより圏域住民にとって有益と判断できるものについては、協定項目を変更、削除し、より実行力のある取り組みへと整理を行い、協議が整ったことから、所要の変更を行うものでございます。

今回の協定書の一部変更については、協定の生活機能の強化に係る政策分野において、エ、産業振興の項目（イ）の観光振興および交流促進について変更を行い、（ウ）有害鳥獣対策の推進の項目の削除を行い、また、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、アの地域公共交通について変更を行い、イの（仮称）湖東三山スマートインターチェンジの整備及びウ、バイコロジー自転車道の整備促進と自転車道ルート（マップ）の整備について削除するものであります。

次に、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野において、ア、職員の人材育成等及びイ、職員等の交流の項目を統合して変更を行い、ウ、コンピュータシステムの共同利用・共同開発の項目を削除するものであります。

このことから、これまでの協定項目20項目について、変更4項目、削除5項目によりまして協定項目を15項目とするものでございます。

以上、地方自治法第96条第2項の規定による、議会の議決すべき事件に関する条例の規定のもと、本定例会で議決を求めるものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

佐々木議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 4番、鈴木君。

鈴木議員 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて、3点質問をさせていただきます。

1点は、全協でいただきました変更概要書の3ページですが、「観光振興および交流促進」のところで、現行は、三方よしのふる里づくりを基本コンセプトとするということになっているのですが、変更案ではこの基本コンセプトが消えています。私は、基本的なコンセプトは非常に大事だと思うのですが、この分はびわこ湖東路観光協議会事業などにかわるということなのですが、その基本的なコンセプトが削除された経緯や新しい変更案では、どういうコンセプトを持っているのか質問をいたします。

2点目は、同じくその観光振興のところで、「農山村と都市」が「圏域と他の地域」と変更されているんですが、農山村と都市というのはイメージとしてよくわかるのですが、圏域と他の地域というのは具体的に例えばどこを想定されているのか、どういうふうにイメージをしたらいいのか教えていただきたいと思います。

3点目は、この全員協議会でちょっとお聞きをしていましたが、アンダーラインの部分は変更をする部分について変更案と現行のところでアンダーラインを引いてあるというご説明でした。この変更概要書は、全ての議会で同じ変更概要書が提案されてるということでございました。そこで、7ページですが、7ページの圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野でアンダーラインが引かれているのですが、ほかの部分は変更前と変更後で削除があったり、変更があったり、全面的な削除もありますので、そうなっているのですが、この圏域マネジメント能力のここで変わっているのは、現行の「の」が「を」になったり、「への」が「が」になるという、単なる助詞の変更になっているのですが、アンダーラインが全部引かれているのですが、ここで変わっているのは、例えば具体的に申しますと、取り組みの内容の(ア)では、「人材の」の「の」が「を」、(イ)のところでは、「に」が「が」、「へ」が「が」、次が、「に」が「が」、8ページでは、「に」が「が」、「への」が「に」、その次の「に」が「が」と、変更されているのはこの部分だけなんですね。ところが、アンダーラインは全部引かれているので、全協の説明では変更の部分にアンダーラインを引いたという説明だったと思いますが、ところが変わっているのは助詞が変わっているだけですので、ここがどうなのかということと、この「に」が「が」になったり、「への」が「が」になったり、助詞の変更によってこの意味合いがどう変わってくるのか、かなり助詞を変更すると意味合いが変わってきますので、ご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 おはようございます。4番、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、3ページの基本コンセプトが新しい方ではないということですが、これはコンセプトをなくしました理由は、「体験型観光や滞在型観光の商品づくりなど」と置きかえたものでございます。

続きまして、現行の「農山村と都市」との違いということで、それを「圏域と他の地域」ということになったのはなぜかというご質問ですが、今までは1市4町の都市部分と、どう言うたらいいんですか、田舎部分との交流を図るということでしたが、今回は同じように「都市と山村部分の交流」、それに対しまして、都市部、近郊の都市、それとの交流を拡大してやっていくということでございます。

以上でございます。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 おはようございます。鈴木議員のご質疑でございますが、7ページからの圏域マネジメントの改正でございますが、これまで圏域マネジメントの政策分野におきましては、アとしまして、職員の人材育成、それと、イといたしまして、職員等の交流ということで、2つに分かれておりました。それを今回、人材育成と交流については密接な関係があるということで、これを1つに統合しての改正ということになりますので、現行2つのものを1つに変更すると。そういうことですから、アンダーラインが両方に全て。ですから、全文項目の変更という改正でございますので、そういうご理解をお願いしたいと思います。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 1つは、コンセプトはどうかとお尋ねしたんですよ。課長、コンセプトとは何かと理解されているかどうかわかりませんが、「三方よし」は中身は別にして、商売よし、何とかよしで、基本的なコンセプトがあるわけですが、コンセプトというのは。それが、新しいのは消えているから、だから、基本的なコンセプトはどうされたんですかと聞いたんです。観光云々と、それは事業としてはそういうことが、その事業を行うための基本コンセプトはどこにあるのかと、どうなったのかということをお聞きしたんです。コンセプトが消えてしまっているから、私はコンセプトは非常に大事だと思っているんですよ。だから、そこがどうなのかということをお聞きしたんです。

この職員のところは、2つを1つにしたから全部アンダーラインが引いてあ

るんやと。文言は変わっていないですよ。文言の変更というのは、私が言ったのは、さっき言った助詞が変わっているだけなんです。表現そのものは変わっていない。このアンダーラインを引いたのは、だから、今まで2つのものを1つにしたから、ここも変更だからアンダーラインを引いてあるんだという説明でしたが、でしたら、先ほどの町長の提案説明の中にないといかんけども、全員協議会でもそういう説明はなかったでしょ。2つのものを1つにしたというのは、今、初めて聞きました。交流と研修と、それはわかります。2つのものを1つにしたから、みんな変わったんやというのは、ちょっと理解がしがたいんです。

もう1つは、助詞が変わったことで、主語と述語がどうなりますかとお聞きしたんです。例えば、現行の職員だと、これは「乙が研修をする際に、乙の職員」、乙の職員はうちですわな。豊郷町の職員に参加をする機会を設けると。ところが、変更案では、「甲がするときに、乙の職員」、うちの豊郷町の職員が設けると、主体が変わってきているんです。この助詞をそのように変更した理由は何ですかということをお聞きしたんです。

以上です。2点。

産業振興課長

議長。

佐々木議長

土田産業振興課長。

産業振興課長

鈴木議員の再質問にお答えします。

3ページの基本コンセプトとはということでございますが、私としましては、そのかわりと言っては何ですが、圏域ならではの魅力を生かすというぐあいに取り扱っていると思います。

以上でございます。

総務企画課長

議長。

佐々木議長

村田総務企画課長。

総務企画課長

鈴木議員の再質疑でございますけども、当然、職員の研修、交流、密接に関係がございます。それで、これまでにそういった取り組みを行ってきました。それで、今までですとよく似た文言がアとイに分かれているという変更で、アとイの中にそれぞれの役割でよく似た表現が重複しているところもあるということで、今回、統合する中で全文改正を行うというものでございますので、今、鈴木議員が言われましたように、言葉の若干の変更がございますが、内容的には従来と同じ事業に継続して取り組むということでございますので、今回の統合に合わせて整理をさせていただいたということでございます。

鈴木議員

議長。

佐々木議長 鈴木議員。

鈴木議員 コンセプトの件は、もういいですわ、また別の機会で。

当初、この協定を結ぶときにも、当時の総務主監、政策調整主監でしたか、論議させていただきましたが、協定だから文言は大事にするべきだということを大分強調させていただいたと思うんです。今の総務企画課長の話やと、ここはまず全文訂正なんだとおっしゃいました。これは初めて聞きました。

もう一度、重ねて聞きますが、じゃ、全文訂正で「が」とか「に」に変えた基本的な理由の説明をお願いしたいと。全文変更の中でも、そこの助詞だけが変わるとるんですよ。どうしてそこの助詞だけが変わったのかということ。くどいですが、主体が変わってくるんじゃないかというように思ったので、そこの変更の理由の説明をお願いしたいと。協定ですから、これはやっぱり一つ一つの文言はきちっとするべきだと、協定を結んだ21年でしたかのときにも幾つか文言で指摘をしたことがありますけども、今回やはり変更するならばやっぱりきちっとしておくべきじゃないかという立場での質問です。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員の再々質疑でございますが、文言の一部が変わっているところがあるのは事実でございますけども、これは2つ合わせるときに、両方の意味合いも当然含めての改正をする必要がございますので、その中で事務局の中では1市4町の中でこれまで協議をして、こういう改正をしてきたわけでございますが、今言われますように、各言葉のところについては、私も勉強が不十分な点があるかもわかりませんので、その辺についてはまた、次に機会があればご説明させていただきたいと思っております。

佐々木議長 ほかにありませんか。

今村議員 議長。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 それでは、先ほど町長が湖東定住自立圏形成協定、その構想は21年から5年間ということで、その総括見直し的な変更だというお話だったんですが、当初、定住自立圏構想というのは、平成の大合併をしなかった自治体の中で中心市をつくって、その周辺市町の中でいろんな事業を共同で展開してやっていくというような形で始まっていますが、私ども日本共産党はその当時、これは第2の合併につながるという形で異議は申し上げてきたんですけれども、この事業によって、国はこの定住自立圏構想でいろんな事業に対して地域活性化交付金など、事業に対しての補助も厚くやって、その圏域内のいろんな事業を促進し

ていくという形で始まっているわけです。

先ほど町長はうちと彦根市との協定では20項目あったのを、できたのもあるし、変更してほかの事業に変更するやつもあるので、20項目を15項目に対象を変えてきているという話だったんですが、この5年間でこの定住自立圏構想の中で、1市4町の中で行った事業で、この定住自立圏構想協定の中にある事業として、どれだけの金額、事業が行われたのか。その交付金を使ってやった主な事業と5年間のトータル的な事業高、それと定住自立圏構想というのは、もともと中心市にいろんな機能を集約して、そこに周辺町がそれを利用するというような形の構想だったわけですが、現時点においては、やはりもうそれぞれの市町でいろんな事業の展開が必要という時代になってきていると思うんですが、今後のこの定住自立圏構想をうちの町としてはどんなふうに進めていこうと考えているのか。これは、こちらから廃止を求めたら廃止はできることになっているんですけれども、この時代において定住自立圏構想で豊郷にメリットがあるという方向性、それから、豊郷の懸案事項がこの5年間でどれだけ進捗したのか。乗り合いタクシーとかそういう面はありますけれども、例えば、この観光分野で第3条の乙の役割とかいうので、町としては豊郷小学校旧校舎群をはじめ、中山道周辺の歴史文化的遺産の保存活用を図り、甲及び関係機関の連携をしながら、圏域内の観光振興を図るとか、一応、乙の役割はいろいろ書いてあるんですけど、中山道周辺の歴史と文化的遺産の保存活用というのでは、旧豊小に関してはそういう形にしても、ほかの中山道沿いのそういったものの町の取り組みはあまりないんですけれども、こういうのもどういうふうにこれを5年間位置づけて考えていたのかが、ちょっとわからないんですけれども。

それは各論の方で、先ほど申し上げた、総論としては定住自立圏構想でどれだけの事業費が投入され、何が行われたのか。うちには交付金はどういうのが来たのか、そして、今後の定住自立圏のあり方について答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 10番、今村議員さんの質疑にお答えいたします。

5年間、21年からでなくして、22年からであります。年間1,000万が町の方に交付金としてきております。毎年、予算のときにどういう予算を充当しているかは、議員の皆さん方に説明させていただいておりますので、またそれをご参照いただきたいと思います。

今度、新しい協定、5年間につきましては、周辺町は1,000万か

ら1,500万というような話を聞いております。そういった中で、圏域の中、一時は議員がおっしゃったように、定住自立圏は合併やというて、定住自立圏を結んだところはどっこも合併はしておりません。そういった中で、これはやはり圏域の中、市と町、そしてまたその周辺の町と町がしっかりと連携を結んで、やはり地域の特性を生かし活性化する、そういうような協定だと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

佐々木議長　ほかにありませんか。

今村議員　議長。

佐々木議長　今村さん。

今村議員　まだ答えが足りないんですけど、私の質問に対しての。3点聞いたんですけど。交付金の問題は、この事業、協定の中で、全体1市4町でやっている全体の事業の交付金高とかそういうのをお願いしたんですけど。町が受け取っている交付金だけじゃないですよ。全体の湖東定住自立圏構想の中で、この5年間でやった事業の全体額、事業額に対して出ていますから、主な事業をちゃんと出してくださいとさっき申し上げたんですけど。

それと、町の観光事業の中で、中山道の歴史と文化のその取り組みはどういうふうにやってきたんですかと、豊小以外の問題はということもお聞きしたんです。3点お聞きしたんですけど、答えが足りないんですけど。

伊藤町長　議長。

佐々木議長　町長。

伊藤町長　自席からですから、これは1回のうちだと思います。先ほど申しましたように、その1,000万の交付金の使い道は、定住の中で説明させていただいております。観光はどうするか、こうするか、きっちりその中で押さえさせていただいておりますので、それを見ていただいて、まだちょっと腑に落ちんところがあれば、また日頃、担当課の方に聞いていただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

佐々木議長　ほかにありませんか。

今村議員　観光のやつは。

産業振興課長　議長。

佐々木議長　土田産業振興課長。

産業振興課長　再質問にお答えします。

今、町長が申しましたように、わからないことがあれば、うちの担当課の方へ来ていただければ、説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今村議員　　そんなん答えになっていないじゃないですか。わからんことがあればって、わかって仕事しているんでしょ。

佐々木議長　　土田産業振興課長、ちゃんと答えて。

今村議員　　5年間やったことだけ説明してくれたらいいんですよ。

産業振興課長　　それでは、今村議員の再質問にお答えします。

1市4町におけます観光施設をまとめまして、JTBとか旅行会社をあっせんしていただきまして、彦根城及び豊郷町の観光施設としまして、豊郷小学校の校舎群とか又十とかいろいろと、甲良町におきましては、湖東三山とかいう感じでありますので、それをまとめてJTBツアーとかに委託しまして、観光に来ていただくという事業を主にしておりました。

以上でございます。

佐々木議長　　ほかにありませんか。

今村議員　　議長。

佐々木議長　　今村さん。

今村議員　　この定住自立圏構想における事業の問題ですけれども、町長は町に来た交付金は町の事業として活用したというお話を今おっしゃったんですけど、私が先ほど質問させていただきましてのは、この構想は国がこの事業に、構想に乗れば、いろんな事業に対して国も裏打ちしますよということで、地域活性化交付金などで事業が起こせるということで、彦根の当時の獅山市長はそこに飛びついたわけじゃないですか、はっきり言って。

それで、5年間でうちの場合は、1,000万の交付金という形で、それに見合った町の事業を起こしましたが、中心市の彦根市の事業にもお金は相当落ちているわけじゃないですか。全体像として幾らの事業費に対して、国が地域活性化交付金を許可して出しているのか。この事業というのは、彦根市と豊郷町が協定を結んでいるだけで、豊郷分が出ているだけじゃないのは当然なので、中心市の彦根市にこそいっぱいお金が、交付金が落ちているわけでしょう。でも、これは定住自立圏でやりますよということで、お金が落ちているわけじゃないですか。だから、全体像を私はお聞きしているんです。この22年度から事業化されたとしても、5年間のうちに1市4町で共同でこれはやりましょう、やりましょうと決めて決めているやつの中で、彦根市がやっている分で、全体の事業高はどんだけでやっているのかというのを説明していただきたいんです。町長がわかんなくても、そういう財政部とかいろんなところ、部会がありますので、それに応じて交付金、窓口は彦根市ですから、あそこにいろいろ見積もりが来ているはずなんです。

そのことを踏まえて、先ほど町長がおっしゃったように、当初はそういう平成の合併の形を変えたやり方かなという心配もございましたけれども、今はもう合併というのは決してメリットがないというので、それぞれの市町が独自に活性化していくことが、今の人口減少社会の中で地域の活性化が必要なわけですから当然なんですけれども、うちとしてこれでどういう事業メリットがあったのかということは、やっぱり議会に対してもこの5年間でうちにとっては、こういうことがすごくメリットでしたとか、そういう報告も必要だと思うんですよ。そういうことをここに至って、事業計画年度の最後で変更もしていくとおっしゃるんなら、町としてのこの構想メリットは何だったのか。それは、やっぱりきっちり議会に報告していただくべきではないかと思えますけれども、それはわかる範囲で結構です。

それと、課長の先ほどの答弁、JTBツアーという話でしたが、私がお聞きしたかったのは、この協定の中の第3条のC、乙の役割、(b)で、「豊郷小学校旧校舎群を始め、中山道周辺の歴史・文化的遺産の保存活用を図り、甲および関係機関と連携しながら圏域内の観光の振興を図る。」という部分の「中山道周辺の歴史・文化的遺産の保存活用を図り」というのは、一体どこを豊小以外では町としては対象としているのか、それをお聞きしたかったんです。中山道沿いですからね。それを観光資源としてJTBなんかのいろんな観光客に、うちの観光マップやら案内やらを渡したと思うんですけど、強調しているのは、あとはどこを町としては強調しているのかと、来てもらってどこを見てほしいと思っているとか、その辺を今、取り組みをしてきたとおっしゃるので、説明をお願いしたいと思えます。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 今村議員の再質疑にお答えを申し上げたいと思えます。

まず、定住自立圏の全体像として、総額ということでございますが、それぞれ一般財源に対して、いわゆる包括的財政支援措置という中で、先ほど町長が申しあげましたように1,000万、中心市につきましては4,000万ということの中で財政支援措置がされているわけでございます。その中身等につきましては、ホームページ等でも、今、私は詳しい資料は持っておりませんので、見ていただければ載っているかと思えます。

それと、成果ということでございますが、ご承知のようにこれはそれぞれ市町村がフルセットで、要するに行政機能を備えることができない。そういった中で補完的な部分も含めてですが、お互いに垣根を越えた中で圏域として取り

組みができた、住民サービスの向上が図れたということが1つの大きな成果ではないかなというぐあいに考えているところでございます。

それと、中山道周辺ということですが、豊郷小学校旧校舎群を中心として、もうご承知のとおりでございます。中山道周辺等につきましては、唯念寺等もでございます。それから、伊藤忠兵衛記念館もでございます。豊会館もでございます。そういった中で、1つの街道的にですか、その中で魅力を生かした観光事業の推進が図られてきたということでございます。

以上でございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

今村議員 議長。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 今、副町長の方から、交付金としては定住自立圏で彦根市には4,000万入っているとおっしゃっておられましたけれども、これは彦根市でこの定住自立圏に乗るときには、非常にいろんな図書館の改築や市民病院の拠点病院だの、構想がいっぱい乗っていましたね。それで、市民病院があそこに休日診療やいろいろつくりましたね。そういう全体の構想によってできたものは、もう金額がわかんなかったら、どんなのがあるのかというのを、実現したやつを説明してください。

それから、うちの町で具体的に言うと、垣根を越えた住民サービスの成果というのは、私のイメージは愛のりタクシーは1つだと思うんですけども、あと具体的に何があるのか。それと、今後この定住自立圏で住民サービスの成果を求めているのは、拡大していけるという分野というのは、あと何が次に出てくるのか。町としても今度また、変更した後に第2期かそういうのもまた計画策定を考えておられるみたいなので、町民にとってメリットのあるサービスの提供という形でこの構想で生かして、こういうのができるんじゃないかなとかいう構想を提示していただきたいと思います。

それから、中山道周辺の歴史ある観光資源ということで、唯念寺、伊藤忠兵衛、豊会館とうちの観光のあれにも載っていますが、庁舎問題で今、揺れていますけど、豊郷の庁舎も歴史的な建物ですけど、旧館は。ああいうのは中山道の通りに面していますけれども、そういうなのは全然、町としてはそういうことに対しては対象の1つにはならないんですか。私はやっぱりそうやって、すごく外観的には評価できる、昔の建て方ですごくいいと、来て見た人が思う人もいらっしゃるんですけども、中山道の通りの中ではそういう位置づけも十分に役場の旧館もあるんじゃないかなと思いますけれども、どうですか。

町の見解を教えてください。

北川議員 議長。今、今村さんもう4回目の質問してんねんで。

佐々木議長 いいや、私は自席からの分は1回と見ていますから。3回目ですので。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 3回目の質疑にお答えします。

町民に利益がどうやったという話は、5年間で1,000万ずつで5,000万、確実におりてきておりますので、それは利益があったと。

それと、地活債を使って給食センターも大方もう完成間際になっておりますし、今度は紫雲苑も地活債であります。そういった中で、やはりこの定住自立圏を結ぶことによって、いかに経費を安く、そして圏域が効率的な行政運営をするか、それが大切であると思っております。

それと、中山道の件につきましては、やはり豊郷小学校旧校舎群、そして、唯念寺、伊藤忠兵衛屋敷、そしてまた、豊会館というような形でしっかりと圏域の中で、彦根市から、甲良から、多賀から、豊郷から、愛荘と、そういう形の中の観光を図って、地域のよさを発信していこうというものでありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようではありますが、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第71号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについてを総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第71号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについてを総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第5、議第72号町道路線の認定についてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 議第72号町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

大字大町地先の国道8号線から旧屠場用地取付道路において、現況道路の一部が町有地となっているため、延長して町道認定するものであります。よって、道路法第8条第2項により、町道路線を認定することについて、地方自治法第96条の規定に基づく議会の議決を求めるものです。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木議長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員　議長。

佐々木議長　今村さん。

今村議員　それでは、議第72号町道路線の認定について。これは、先の全協のときの説明でお聞きいたしました。要は旧屠場跡地の町有地を利用して、町道を認定し拡幅するというので、その売却に対して有利になるよということとを説明いただきました。この屠場跡地はこれまでも入札もされましたが、入札不調で、今は実態としては町の不良財産化してきているんですけども、その売却に有利というのはどういう面で、そこの町道を認定すると有利性が出てくるんですか。町として売却のいろんな入札もまたしていくんだと思うんですけども、どういうふうにして、今回こういう措置をされているのか説明をお願いします。

総務企画課長　議長。

佐々木議長　村田総務企画課長。

総務企画課長　今村議員のご質疑でございますが、今回、屠場跡地について公売の入札をいたしました。それ以前に不動産鑑定士に鑑定をいただきまして、その結果、入札行為を行ったわけでございますが、現状の屠畜場の前に町有地として現在その土地がございます。そうしますと、所有者が変わった後、官民境界をその都度受ける必要が出てくるということが1つございます。そうなりますと、やはり買う方からいくと、やはり一定使いにくさが出てくるのでないかというのが1点と、それと、要するにその土地が何メートル道路にどっだけ接するかということで、やはり評価額といいますか、土地の価値が変わるといのは鑑定士さんのご意見でございました。

ですから、今後、道路と使わず町有地で置いていく場合であれば、現状のままでもいいのかなと思えますが、今後のことを考えますと、現在のその土地については、公衆道路という形で道路で登記を変えた方が後々の利用、町が使うにしても、買っていただくにしても有効的に使う場合には、やはり土地として価値が高まるということと、次に何かする場合には使う方の利便性が一定高まるということと、鑑定士さんの方からアドバイスをいただきまして、今後、将来に

わたってどうするのかという中で、今回、町道認定の中で道路としてきちっと位置づけしておく方が将来的にいいのではないかという中で提案をさせてもらったということでございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第72号町道路線の認定についてを採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。よって、議第72号町道路線の認定については原案どおり可決されました。

日程第6、議第73号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 議第73号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

道路法施行令の一部を改正する政令が平成26年4月1日に施行されました。主な内容として、所在地区分の見直しで、現行では3区分を5区分とし、占用料の額の見直しについては、平成24年度に行われた固定資産税評価額の評価がえ、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえて見直しが行われました。よって、豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 議長。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 議第73号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案につきまして、今、町長の提案説明で国の道路法改正に伴い、固定資産税の町内の評価額が下がったというお話なんですけれども、町の固定資産税の評価額は全町的に下がっているんでしょうか、上がった地域もあるんでしょうか。

その点が1点と、この占用料がうちにとっては貴重な収入財源ですよ。一般財源として入ってくるんですけれども、これは引き下げになるんですけれども、全協では173万円になると、差し引き10万ぐらい引き下げになるというお話だったんですけれども、これは条例として設定するんですが、豊郷としては上げられるところはないんですか。もう引き下げるしかないところばかりなんですか。町の条例で決まっているんですけど、上位法令に準じてやらなきゃいけないという根拠はあるんでしょうか。ちょっとその辺だけ教えてください。お願いします。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 皆さん、おはようございます。今村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、固定資産の関係はちょっと私どもはわからないので申しわけないんですけど、道路占用料につきましては、国の道路法の政令で定められているところに準ずるという形で設定させていただいておりますので、その改正によりまして、やはり町としても変えていってくださいという形で通達が来ておりますので、そういう形に基づきまして変更をさせていただくものでございます。

以上でございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

今村議員 固定資産税の。税務課かどこかに。

税務課長 議長。

佐々木議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

固定資産税の評価額が下がっているかというお尋ねやと思うんですけれども、先ほど夏原課長の方、前の改正前からずっと下がっております。

以上でございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第73号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第73号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を総

務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

日程第7、議第74号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 議第74号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今般、健康保険法施行令が平成27年1月1日施行で改正されることにより、豊郷町国民健康保険条例の改正が必要となるものです。内容といたしましては、産科医療保険制度の見直しに伴い、掛け金の額が3万円から1万6,000円に見直しされたこと、また、出産育児一時金の金額を現行の総額42万円に維持するため、出産育児一時金の基本額を引き上げるものでございます。

条例改正の要旨としては、第7条第1項の出産育児一時金の額を39万円から40万4,000円に改めるものでございます。また、付則といたしまして、この条例は平成27年1月1日から施行し、施行目前の出産につきましては、従前の例によるものです。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

佐々木議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 議長。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 議第74号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案。出産育児一時金1万4,000円の引き上げ、今、消費税も上がり、物価も上がり、出産するのもお金が上がっているんで、多少は助かると思うんですけども、27年1月1日から施行されるという今回の改正なんですけれども、1月1日から3月31日まで、26年度はまだ3カ月あるんですけども、町内でこの条例が通った後に出産予定の妊婦さんは何人いらっしゃるのか。

それと、この条例には町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要がある場合は、これに3万円を上限として加算することができるという形で書かれているんですが、この3万円が加算されるという対象というのは、町としてはどういう人たちが対象になるのか、ちょっとそのことも含めて説明をお願ひいたします。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 おはようございます。今村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、今後3カ月間の出産予定者の推測でございますけれども、現在、年間の推計といたしましては、約12名の推計をしておりますので、3名程度かなという考えでございます。

さて、もう1点の3万円を限度としてという部分の追加に関してでございますけれども、基本的には出産育児一時金の総額としては42万円と定められておりますので、その産科医療補償制度の掛け金が引き下げられた部分については、その部分で補填していくという考えを持っております。

以上でございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第74号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第74号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第8、議第75号平成26年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）から、日程第13、議第80号平成26年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 議第75号平成26年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）及び議第76号平成26年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から議第80号平成26年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までの、各特別会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

議第75号平成26年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,942万円を追加し、歳入歳出予算総額を39億5,670万6,000円とするものでございます。

歳入では、町税 8,730 万円、分担金及び負担金 2 万 3,000 円、国庫支出金 2 億 80 万 6,000 円、県支出金 805 万 3,000 円を追加し、財産収入 2 万 4 千 1,000 円、繰入金 2,312 万 1,000 円、町債 2,540 万円を減額するものであります。

次に、歳出では、議会費 2 万 2,000 円、総務費 738 万円、民生費 1,885 万 5,000 円、衛生費 83 万円、農林水産業費 504 万 6,000 円、商工費 59 万 4,000 円、土木費 467 万円、消防費 7 万 4,000 円、教育費 1,175 万 9,000 円を追加するものであります。

議第 76 号平成 26 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,778 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 9 億 2,890 万 3,000 円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金 2,280 万 4,000 円、療養給付費交付金 419 万 5,000 円、前期高齢者交付金 1,773 万 7,000 円、県支出金 454 万 2,000 円、繰入金 1,850 万 2,000 円を追加するものであります。

次に、歳出では総務費 17 万 5,000 円、保険給付費 7,132 万 5,000 円、後期高齢者支援金等 458 万 5,000 円、諸支出金 26 万 3,000 円を追加し、介護納付金 856 万 8,000 円を減額するものであります。

議第 77 号平成 26 年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 17 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 3 億 1,234 万 2,000 円とするものでございます。

歳入では、財産収入 8 万 6,000 円、繰入金 9 万 2,000 円を追加するものであります。

歳出では、総務費 2,308 万 4,000 円を追加し、簡易水道事業費 2,290 万 6,000 円を減額するものであります。

議第 78 号平成 26 年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 722 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 3 億 5,843 万 2,000 円とするものでございます。

歳入では、分担金及び負担金 697 万 4,000 円、繰入金 25 万 1,000 円を追加するものであります。

歳出では、総務費 463 万 8,000 円、下水道事業費 14 万 7,000 円、公債費 244 万円を追加するものであります。

議第 79 号平成 26 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,544 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 5 億 6,940 万 1,000 円とするものでございます。

歳入では、保険料 225 万 3,000 円、国庫支出金 421 万 1,000 円、支払基金交付金 343 万 6,000 円、県支出金 192 万 3,000 円、繰入金 362 万 4,000 円を追加するものであります。

歳出では、総務費 354 万 9,000 円、保険給付費 1,185 万 3,000 円、地域支援事業費 7 万 5,000 円を追加し、諸支出金 3 万円を減額するものであります。

議第 80 号平成 26 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 179 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 5,659 万 1,000 円とするものでございます。

歳入では、179 万 3,000 円を追加するものであります。

歳出では、総務費 7 万 6,000 円、後期高齢者医療広域連合納付金 171 万 7,000 円を追加するものであります。

以上、議第 75 号から議第 80 号まで一括して説明を申し上げましたので、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

佐々木議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

西澤博一議員 議長、3 番。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議員 それでは、議第 75 号と議第 77 号についてお聞きしたいと思います。

まず、8 ページの町税で、滞納分の固定資産税の関係で 8,730 万、滞納繰越分、これについてご説明をお願いいたします。

続きまして、15 ページ、国民健康保険費の繰出金の関係で 815 万 1,000 円についてご説明をお願いいたします。

16 ページの愛里保育園の施設費の中で、工事請負費 102 万 4,000 円のことについてお聞きしたいと思います。

続きまして、19 ページの 19 負担金、補助及び交付金の件で、経営開始型青年就農給付金の減額 150 万についてお聞きしたいと思います。

続きまして、21 ページの消防費の中で報償費、講師謝金 3 万、あと費用弁償 20 万 4,000 円についてお聞きしたいと思います。

以上、75についてはその点をお願いいたします。

議第77号についてですけれども、6ページ、簡易水道事業費の13番、委託料で356万5,000円の減額があります。そして、15番の工事請負費で2,000万の減額、施設整備費の点についてご説明をよろしくをお願いいたします。

税務課長 議長。

佐々木議長 山口税務課長。

税務課長 3番、西澤議員のご質疑にお答えいたします。

8ページでございますが、町税の固定資産税滞納繰越分8,730万円の補正についてのご質疑にお答えいたします。

11月末までに、1億1,900万円の大幅な収納増に伴うものでございます。以上でございます。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、西澤議員のご質疑にお答えしたいと思います。私の方からは15ページ、国民健康保険費の操出金のことについてご説明をさせていただきます。

まず、職員給与費というのは給与の部分でございます。財政安定化支援分の121万8,000円につきましては、財政安定化支援事業として国の方から算定されて地方財政支援分ということで入っておる部分でございます。

保険基盤安定につきましては、国民健康保険の一般被保険者の保険税の軽減措置の部分についての補填分を県の方から、また、国の方から入ってきたものを、また国民健康保険特別会計の方に繰り出しておる部分でございます。

以上でございます。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 私の方からは、議第75号の17ページです。愛里保育園の工事請負費のところの説明をさせていただきます。

102万4,000円、施設整備費と上がっておりますのは、愛里保育園の、今現在、早朝または一時預かりで使用している部屋ですけれども、今後の保育室としての捉え方をしまして、部屋に手洗い場を設置させていただきたいということから、この工事費をお願いしたいと思っております。

以上です。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員のご質疑にお答えいたします。私の方からは、19ページの19としまして、経営開始型青年就農給付金、減額の150万ということでございますが、これは、今年度予定しておりました1人の方が、来年度以降、就農されることになったため、150万円の減額をしたものでございます。

以上です。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 西澤議員のご質疑にお答えをいたします。

議第75号の補正予算の21ページでございますが、消防費、災害対策費の報償費並びに旅費でございますが、従来ですと、各字自主防災組織の委員さんを対象に、防災研修会を2年ほど開催してきました。今年度につきましては、それを防災講演会という形で行いたいということで、来年1月31日でございますが、南三陸町長を講師としてお願いをいたしまして、防災講演会の開催を予定しております。そういった経費ということで、報償費並びに旅費の方を計上したものでございますので、よろしく願いいたします。

地域整備課長

(上下水道担当) 議長。

佐々木議長 小川地域整備課長（上下水道担当）。

地域整備課長

(上下水道担当) それでは、私の方から議第77号の質疑について西澤議員にお答えいたします。ページでいくと6ページの北部簡易水道費の委託費と工事請負費の減についてのご質問でございましたので、お答えいたします。

これにつきましては、今年度分の契約が完了いたしまして、当初予算との差額分をそれぞれ減額させていただいたということでございますので、よろしく願いします。

佐々木議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 まず、議第75号平成26年度豊郷町一般会計補正予算につきましてですが、まず9ページ。9ページの県補助金の農林水産業費県補助金の中で、集積協力金事業費補助金というのが258万4,000円というのが上がっているんですが、増額補正されています。この内容について説明してください。

そして、次は15ページで、社会福祉費の中で、目の老人福祉費、ここで20番、扶助費で、養護老人ホーム措置費ということで、111万増額補正がされ

ておりますが、これはどこの養護老人ホームで、どういう形なのかという内訳を教えてください。

そして、16ページの方で、目12の障害福祉費の中の19番、負補交で身体障害者住宅改造費助成事業補助金37万5,000円、また20番の扶助費で、身体障害者自動車利用支援事業10万、これについても増額補正なので、その内訳を説明してください。

次は、19ページです。この中で、項、商工費の中の目2の観光費で、委託料ということで16ミリフィルム復元事業委託料59万4,000円、今回上がっているんですけども、これはどういう中身のフィルムなのか、事業委託料ということですけども、どういう委託をされるのか、考えておられるのか説明してください。

そして、20ページは、項2の道路橋梁費の中で、19番、負補交で各字除雪機械購入補助金11万3,000円、これはどの字にどう補助金は出されるのか、何件あるのか、ちょっとその辺の説明をお願いいたします。

そして、次は20ページの方から改良住宅管理費、それから、公営住宅管理費もそうですが、需用費の修繕料、公営住宅は60万円、それから改良住宅では需用費11番、266万、修繕料、それから、13番、委託料で12万6,000円増額で、シロアリ駆除委託料、これも改良住宅の方ですけども、内容を説明してください。

次は、22ページから豊郷小学校管理費ということで、23ページの中で、7番、賃金、臨時職員賃金106万2,000円、これは豊郷小学校管理費の中で上がっておりますが、どういう臨時職員賃金なのか中身を説明してください。

それから、24ページの方では、23ページから日栄小学校の整備費ということで、15番、工事請負費が24ページに、施設整備費238万3,000円と上がっておりますが、この日栄小学校の整備費の中のこれはどういう整備なのか説明をお願いいたします。

それから、24ページの中学校費の中で、3番の学校整備費で、委託料で設計委託料162万というのが上がっているんですが、この162万というのは何の設計委託料なのか説明をお願いいたします。

そして、25ページは、項4の幼稚園費の中で、20番の扶助費で、就園奨励金16万7,000円、この時期にどういう意味なのかわかんないので、これの説明もお願いいたします。

そして、26ページでは、豊栄のさとの施設費の中の修繕料が37万8,000円、需用費で上がっております。これも修繕の内訳、説明をお願い

いたします。

それが75号で、続きまして、議第76号平成26年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、まず7ページですね。7ページの歳出の款2の保険給付費、項1療養諸費の中で、目1の一般被保険者療養給付費が、今回増額補正で5,221万1,000円、この一般被保険者療養給付費事業負担金ということで上がっています。それについては、原因はどういうことにあるのか説明をお願いしたいと思います。

それから、8ページの方で、項2の高額療養費、ここの目1の一般被保険者高額療養費が、ここも1,827万8,000円、この一般被保険者高額療養費支払事業負担金ということで、増額になっておりますけれども、これについても増額しているということで、どういう状況なのか説明をお願いいたします。

そして、下の方の款6の介護納付金のところですが、目1の介護納付金、ここでは19番、負補交で856万8,000円の減額修正ということで、介護保険納付金が減っております。これもどういう状況なのか説明していただきたいと思います。これが、一応76号関係です。

次は、議第77号平成26年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算の中で、6ページです。6ページに、目1の一般管理費、その中で25番、積立金2,249万、簡易水道施設整備等基金積立金ということで、今回積み立てをされておりますが、今年度の積み立て、これでトータルはどうなるのか。この積立額は、今後どういう変遷をするのかちょっと説明してください。

それと、その下の簡易水道事業費の中で、北部簡易水道並びに南部簡易水道で、需用費がそれぞれ北部でしたら光熱水費が114万3,000円、また、南部簡易水道では、光熱水費が116万2,000円増額補正されておりますが、どの部分がこれは光熱水費の増額につながっているのか説明をお願いいたします。

それから、ここの最後の7ページのところで、委託料で水質検査委託料とか施設点検委託料、浄水設備保守点検設備委託料、それぞれが減額修正になっているんですが、これは委託料という形でしている科目ですが、委託料が予算よりも低くて業者がやったのか、委託内容が減ったのかどういう意味かわかんないので、減額された理由を説明してください。よろしく申し上げます。

そして、続きまして、議第78号平成26年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算、これにつきましては、まず5ページ。5ページに歳入のところで、目1の下水道負担金、下水道負担金過年度分697万4,000円、過年度供用分と書いてあるんですが、これは件数とかどういうあれで697万4,000円も出ているのか、ちょっとその内訳の説明をお願いいたします。

それから、6ページの歳出の方で、目1の一般管理費の公課費で消費税分が433万1,000円減額というのは、これは何に対する減額なのか。これは事業費なのか、それともいろんな供用の関係のなのか、その内訳だけ説明してください。

そして、次は7ページで款3の公債費、目1の元金で、23番、償還金、利子及び割引料のところで、繰上償還元金244万。繰上償還元金が下水道でまだあるということみたいなので、これはいつの町債で、この部分は何なのか、その内訳の説明をお願いいたします。

次は、議第79号平成26年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算につきまして、まず7ページ、歳出のところですけど、目1の一般管理費の中で、13番、委託料300万、システム開発委託料というのが上がっておりますが、このシステム開発委託料の中身、どういうあれなのか、予定しておられるのかちょっと説明してください。

それから、項3の介護認定審査会費の中の目2の認定調査等費で、1、報酬で38万3,000円、介護認定訪問調査員の増額が出ておりますが、この介護認定訪問調査員というのは、どういう方がしていただいて、何件ぐらい回っていただけるのか、予定があるのか、その中身を教えてください。

そして、款2の保険給付費の中で、1、居宅介護サービス給付費、ここで居宅介護サービス給付費が278万3,000円増額しております。これは、どういうサービスが増えているのか、件数が増えているのか説明をお願いいたします。

次、8ページの方では目3の地域密着型介護サービス給付費、これが今度は342万5,000円の減額です。この地域密着型介護サービス給付費の減額の理由、この時点で減額されているということで、どういう見込み、実績があるのかちょっと説明してください。

そして、目5の施設介護サービス給付費、これは884万1,000円の増額になっております。これは、施設介護が増えているということは、よくわからないんですけど、入所者が増えたのかどうか。ちょっとその辺の介護サービスの増額した具体的な理由を説明してください。

そして、項2、介護予防サービス諸費の中で、目1の居宅介護予防サービス給付費、これの19番、負補交で159万増額ということで、居宅介護予防サービス給付費が159万増額されておりますが、これは予防サービスということですけども、具体的にどういうサービスが増えているのか説明をお願いいたします。

それで、最後、9ページですけれども、高額介護サービス等費の中で、目1の高額介護サービス費、負補交で高額介護サービス補助金というのが135万5,000円、増額補正をされております。この補助金の内訳について説明をお願いいたします。

以上です。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

私の課としましては、ページ数は9ページでございます。9ページの2の県補助金の4の農林水産業費県補助金としまして、集積協力金事業費補助金としましては、まず農業をリタイアされる方に対しまして支出する補助金でございます。まず、0.5ヘクタール以下の人が3名、協力金が30万、計90万。それと、0.5ヘクタール以上の2.0ヘクタール未満の離農される方が3名、掛ける協力金としまして50万、合計150万、計240万でございます。

それと、残りの18万4,000円につきましては、2筆以上の田んぼを中間管理機構に預ける場合、抛出する金額としまして18万4,000円。これは1名の方でございます。

続きまして、19ページの商工費としまして、観光費の中で委託料としまして、59万4,000円、16ミリフィルム復元事業委託費用ということで、これは旧豊郷小学校にございました理科準備室で、約80年前のフィルムが見つかりまして、立命館大学の方に依頼しまして、これが復元できるかどうかということで依頼をしたところ、できるだろうという回答をいただきましたので、今回、上げさせていただきました。

以上でございます。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員のご質疑にお答えします。私の方は議第75号の15ページです。

民生費の社会福祉費で、目、老人福祉費の養護老人ホーム措置費111万の説明をということでしたので、こちらにつきましては、10月下旬から1名の方を措置入所する必要が生じたので、1名の方、金亀荘の方に入所していただきました。このことに伴います措置費用ということをお願いしたいと思っております。

それと、16ページの方ですが、目、障害福祉費のところでは負補交37万5,000円で、障害者住宅改造費助成の部分ですけれども、こちらにつきまし

ては、1件申請がありまして、当初予算では1件分だけを予算の確保をさせていただいておりますので、今後また申請があった場合に対応ができませんので、予算の確保をお願いしたいということから、今回、補正をお願いしました。

続きまして、扶助費ですけれども、こちらは身体障害者の自動車の利用支援事業ということで、改造の助成費です。これにつきましても、当初2件をみておりましたが、既に2件の執行がありまして、現在、問い合わせも1件いただいておりますので、1件分の予算の確保をしたいということで、今回、上げさせていただきます。

以上です。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 それでは、今村議員の質疑にお答えいたします。

ページは20ページの道路橋梁費でございますけれども、19負担金、補助金及び交付金ということで、各字除雪機械購入補助金、この字につきましては、安食南区より除雪機械の購入補助の申請がございました。機械につきましては、22万5,000円で、2分の1の補助として11万3,000円を補助するものでございます。

以上でございます。

人権政策課長 議長。

佐々木議長 鈴木人権政策課長。

人権政策課長 それでは、続きまして私の方から20ページ、公営住宅の管理費、修繕料60万の内訳でございますけれども、公営住宅返還に伴う空き家修繕料、佃団地1戸分60万円を計上させていただくものでございます。

続きまして、21ページ、改良住宅の同じく修繕料266万円の内訳でございます。今回分といたしましては、漏水が2件、それから、テラス等の吹き込み等による目地の修繕4カ所、あと、玄関ドア、サッシ、天井、床、壁、それから防犯灯、排水樋とをあわせまして、今回266万円を補正させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、13番、委託料12万6,000円、シロアリ駆除の委託料でございます。高野瀬団地の2カ所よりシロアリが発生しておりますので、その2カ所の分として12万6,000円を補正させていただくものでございます。よろしくお願いたします。

教育次長 議長。

佐々木議長 角田教育次長。

**教育次長** 失礼します。今村議員さんのご質疑にお答えをいたします。

私の方からは23ページの小学校費、豊郷小学校の管理費でございます。7節の賃金106万2,000円につきましては、現在、豊郷小学校給食調理員、正職員が1名おりますが、病気の療養ということで長期の休暇に入っております。このため、この部分に臨時職員1名を充てまして、その分の賃金をお願いをしておるものでございます。

それから、24ページの日栄小学校の整備費、工事請負費でございます。238万3,000円でございますが、これにつきましては、特別支援の教室1つを2つに分割といいますか、間仕切りをします。このための工事費でございます。

それから、同じく24ページの中学校費、学校整備費でございます。委託料の162万円についてでございますが、これにつきましては、中学校のトイレの改修につきまして、設計の委託をしていくというものでございます。

それから、25ページの幼稚園費の20節、扶助費でございます。16万7,000円につきましては、幼稚園に就園されるわけですがけれども、その保護者のご家庭の所得に応じまして、応援させていただくというものでございます。

以上、4点でございます。

**社会教育課長** 議長。

**佐々木議長** 野村社会教育課長。

**社会教育課長** 私の方から、26ページ、豊栄のさと施設費修繕料の内訳についてご説明申し上げます。

豊栄のさとホールに入って、すぐ1階のトイレでございますけれども、障害者用トイレで、電子回路のウォシュレットに不具合が出てきたということで、全てウォシュレットをかえると。そして、文化ホールの空調設備がフィルターの交換時期になりますので、交換するというものでございます。以上、2カ所の修繕でございます。

以上です。

**医療保険課長** 議長。

**佐々木議長** 北川医療保険課長。

**医療保険課長** それでは、私の方からは議第76号の国民健康保険事業特別会計補正予算案の中から説明をさせていただきます。

7ページ、款2、項、療養諸費の一般被保険者療養給付費の5,221万1,000円の補正の部分でございますけれども、これにつきましては、現在

のところ、療養給付費の高騰、高額療養費のところでも同じことが言えるわけ  
でございますけれども、がん、また高額の方々がちょっと増えたということで、  
件数が月ごとに増加しており、近々では1カ月で100件以上の件数が増えて  
おるといような状況がございまして、このような数字をみさせていただいた  
ところでございます。

今ほど申し上げましたように、8ページの高額療養費のところにおきまして  
も、お一方当たり400万、500万という形のものでございましたので、こ  
のような数字が出ておるところでございます。

続きまして、8ページ一番下、介護納付金の関係でございますけれども、こ  
れにつきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の方の介護保険料  
を国民健康保険の被保険者の方々の部分で社会保険支払基金へお支払いしてい  
る部分が、確定が出てまいりましたので、減額をさせていただいたところでご  
ざいます。

続きまして、議第79号介護保険事業特別会計補正予算のところございま  
す。

まず、7ページ、総務費の委託料300万、システム開発委託料、これにつ  
きましては、来年度から始まります第6期の計画に向けての、今年度中に整備  
しなければならないシステム開発についての委託料でございます。

続きまして、介護認定訪問調査員の認定調査費につきましては、認定につ  
きまして事前に訪問し、それぞれの度合いについてを調査する役目の調査員で  
ございますけれども、現在、嘱託調査員が休暇中ということでございますので、  
新たに1件当たり3,500円の単価の委託で調査員の方に今、来ていただい  
ておるところで、月35件当たりの想定をしております、それを4カ月分とい  
うことでみさせていただいておるところでございます。

続きまして、款2、保険給付費の介護居宅サービス給付費につきまし  
て、278万3,000円の補正につきましては、居宅サービスについて現在ま  
での8カ月分の実績をもとに推計をしますと、現計予算からの差額分を補正さ  
せていただいたということでございます。

続きまして、8ページ、地域密着型介護サービスの減額、342万5,000  
円の減額部分につきましては、当初、対象にしておりました部分で2名の減、  
ちょっと退去されたということがございましたので、その分、人数が減りまし  
た部分でございます。

続きまして、施設介護サービス給付費につきまして、884万1,000円、  
これにつきましては、対象者についてはほぼ変わりはないわけでございますけ

れども、私どもの分析をしておる中では、どうも一人ひとりが重度化しているんではないかなど。人の移動はありますけれども、その中でお一人の方が介護の重度化がありまして、その部分で給付費が増加したものと考えておるところでございます。

続きまして、項2、介護予防サービス等諸費につきましては、この159万円の増につきましては、やはり介護予防の関係のリハビリに通われる方の件数が多くなったというものでございます。

最後に、9ページが一番上でございますが、高額介護サービス、これにつきましても、1件当たりの高額部分に対するサービス費が、8カ月の実績をもとにしますと、大分高騰しておるということで、その推計から増額をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

地域整備課長

(上下水道担当)

議長。

佐々木議長

小川地域整備課長（上下水道担当）。

地域整備課長

(上下水道担当)

それでは、私の方から77号豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

6ページの25番、積立金の今年の補正分も含めましての予定でございますが、当初予算で1,500万計上しておりまして、今回の補正を足しまして、予算上でいきますと、1億5,768万5,000円ということになると思います。

それと、北部簡易水道事業の需用費の電気代、光熱水費の値上げ部分でございますけれども、今現在、国の方でソーラー部分の電気代への加算がありまして、浄水場の電気代が全体で19%ぐらい、年間で値上がりをしておりますので、その部分で光熱水費が不足するというので計上させてもらったものでございます。

それと、各水質検査料等の委託料の減額の理由というご質問でございましたけれども、これにつきましては、先ほども説明させていただきましたように、中身は一緒ですけれども、毎年行っている中身ですけれども、委託の契約によりまして入札残という形で減額が生じたので減額するものでございます。

続きまして、78号の下水道の補正予算（第3号）についてのご説明をいたします。

ページでいきますと、歳入の5ページでございます。これにつきましては、過年度供用分ということで、788万5,260円という形で大口の収納がござ

いましたので、その部分の補正という方で上げさせていただきました。

それから、6 ページ、公課費でございますが、消費税の減額 4 3 3 万 1, 0 0 0 円という形で、これにつきましては、流域の負担金ということで、この間、税務署の方の調査がありまして、今まで計上していた分について、流域の負担金は課税対象外という判定がされましたので、それに基づきまして減額ということになりましたので、今回、補正で減額させていただいたものでございます。

それと、続きまして、7 ページの元金の繰上償還金の 2 4 4 万円の中身につきましては、今年度で損害賠償の裁判に伴います返還が終了いたしまして、完了して、合計 4 カ年で 3, 4 1 0 万 4, 0 0 0 円の収入がございました。そのうち、今年度分も含めまして起債を繰上償還するというので、残り 2 4 4 万円を今年度分として繰上償還するというものでございます。

以上です。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第 3 9 条の規定により、議第 7 5 号平成 2 6 年度豊郷町一般会計補正予算（第 4 号）を予算決算常任委員会に、議第 7 6 号平成 2 6 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第 7 9 号平成 2 6 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第 8 0 号平成 2 6 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を文教民生常任委員会に、議第 7 7 号平成 2 6 年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第 7 8 号平成 2 6 年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、議第 7 5 号から議第 8 0 号までを予算決算常任委員会、文教民生常任委員会、総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

今期定例会において、本日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

日程第 1 4、請願第 5 号米価下落等に関する意見書の提出を求めることについてを議題といたします。紹介議員である西山議員に提案説明を求めます。西山議員。

西山議員 2 番。

佐々木議長 西山議員。

西山議員 米価下落等に関する意見書の提出を求めることについて。説明は朗読させていただきます。

請願の趣旨及び理由。26年産水稻の10月15日現在の全国の作況指数は、101の平年並みで、米の需給は引き続き緩和基調で推移しています。このような状況の中で、国は26年産米の過剰米対策は行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ）のみで対応する方針であり、26年産米は出回りからかつてない水準まで価格が下落し、生産現場では大きな不安と混乱が広がっています。

また、大幅な米価の下落に加え、日照不足、長雨、台風等により10月15日現在の本県の作況指数は97のやや不良となり、滋賀県産米の10月20日現在の1等米比率は52.8%となり、特にコシヒカリにおいては1等米比率が39.9%となっているなど水稻への質量両面で大きな被害を受けました。

加えて、26年産米から、米の直接支払交付金の半減等により、所得の減少によって再生産可能な農業経営の継続が脅かされる等、農業者の資金繰りへの影響も懸念されます。

27年産米以降についても、主食用米の需要の減少（毎年年間で8万トン）や政府備蓄米の枠の減少（5万トンの減少の予定）などを踏まえると、作況によって需給緩和がさらに拡大することが懸念されています。とりわけ、米を中心とする本県農業（特に担い手経営体）にとっては、農業収入及び農業経営への打撃は深刻であり、こうした状況を国が放置すれば、農林水産業・地域の活力創造プランに示されている農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させる目標の実現が不可能になることは明らかです。

つきましては、以上を踏まえ、地方自治法第99条の規定に基づき、下記の事項を内容とする意見書を政府及び関係機関に提出されるよう請願します。

記。

1、過剰米の市場隔離（備蓄米の適正水準の見直し・発展途上国等への支援等）に向けた対策や米の需要拡大に向けた消費拡大対策を講じること。

2、26年産米で予想される収入減少に対して、収入減少影響緩和対策（ナラシ）交付金の早期支払いと2割以上の収入減少に対しては国が補てんすること。

3、資金繰りに影響のある農業者に対する緊急融資等に向けた対策を早急に講じること。

以上です。よろしく申し上げます。

佐々木議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

西澤博一議員 3 番。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議員 それでは、提案者の西山議員にお聞きしたいと思います。

米価下落等の意見書が出ているんですけども、全国的にそうでないところもあれば、そういうところもあるというようなことも聞いております。本町において、私も農業はやっておりませんが、西山議員は農業をやっておられるのは聞いておりますので、町内において担い手さん、また、法人を立てられているところに対しまして、今年度26年度の米価の下落に対しまして、どれぐらいの減収になっておられるのか、もしご存じであればお聞きしたいと思います。

西山議員 議長。

佐々木議長 西山議員。

西山議員 西澤議員の質問にお答えいたします。

私も名目上、農業者ということなんですけども、自分でもわずかな田んぼ、2反半の田んぼをつくらせていただきまして、昨年2反半でとれたお米と今年のお米の収穫を比較しますと、1俵半から2俵減ということで、日照不足等もありまして、そして、設備等に関しましても、雨で濡れたお米、乾燥にも費用がかかるというようなこともあります。特に、豊郷町では19の経営体があるわけなんですけども、そのうちで20町以上されている方、聞かせていただくと、今年度は250万から300万の減少。もう1つ大きい認定農家さんになりますと、400万から550万というような減少があるということで、非常に困られるということで、このように意見書を提出させていただいております。

以上です。

佐々木議長 ほかにありませんか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議員 そうしますと、西山議員が提出されたこの意見書に対しまして、個人的にお伺いいたしますけども、新聞等によると野洲市が補助をしたと、金額等については私もわかりませんが、その点については、個人的にはどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

西山議員 議長。

佐々木議長 西山議員。

西山議員 私も一般質問の中でお聞きさせていただくんですけども、経費補助というこ

とで、野洲市の方は今年、米価下落ということで、全国的にも初めてだと思われ  
るんですけども、米の生産者に、先ほど言いましたように、乾燥費用等にかなり  
のコストが上がっているということで、補助をされるということなんですけど、  
私もできたらそのようにお願いしたいと思っております。

佐々木議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 コシヒカリで1等米と2等米は、供出価格はどのくらいになっているん  
でしょうか。

それと、3番目の資金繰りに影響のある農業者に対する緊急融資等というの  
は、豊郷町ではどういうところが対象になるんですか。認定農家もあると思  
うんですけども、緊急融資というのは、こういう形のやつで従前ではないん  
ですか。それ以上に何か緊急融資は政府でやるべきだと考えてはるんですか。  
どういう形の緊急融資なのか、ちょっと教えてください。

西山議員 議長。

佐々木議長 西山議員。

西山議員 まず最初に、お米の出荷契約概算、昨年度と今年度の分なんですけども、ま  
ず、キヌヒカリでみますと、今現在7,200円、昨年度は1万300円と、1  
俵当たり3,200円下落しているということなんです。

それと、豊郷町では6集落の担い手で、19の経営体があるわけなんですけども、  
そうした中でお願いしたいということなんです。今年度の米価の下落で困っ  
ておられる、資金繰りが大変苦しいということで緊急のお願いをしたいとい  
うことでございます。

以上です。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、請願第5号米価下落等  
に関する意見書の提出を求めることについてを総務産業建設常任委員会に付託  
いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。

よって、請願第5号米価下落等に関する意見書の提出を求めることについて

を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

暫時休憩をいたします。11時10分再開でお願いいたします。10分間の休憩といたします。

(午前11時01分 休憩)

---

(午前11時10分 再開)

佐々木議長 再開いたします。

日程第15、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を遵守し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、堀常一君の質問を許します。

堀 議員 議長。

佐々木議長 堀君。

堀 議員 実に3年ぶりに登壇をさせていただきました。一般質問を行います。

まず、早速ですけれども、各字の防災道路、避難通路についてでございます。

近年、全国各地で自然災害が多発しております。今年の夏には豪雨などによる大規模な災害が各地で起こっており、住民の安全確保の観点から、災害時に備えた防災道路や避難通路の整備が重要であると考えます。各町がそれぞれ整備に取り組んでおりますが、豊郷町では進んでいないように思います。豊郷町における防災道路、避難通路整備の現状と今後の計画についての答弁を求めます。一問一答です。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 堀議員の各字の防災道路、避難通路についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本町の地域防災計画では、災害発生への対応によりまして避難準備情報を発令し、その後の避難勧告、避難指示により避難していただくこととなります。地

震時には一時集合場所、風水害では一時避難場所を各字にあらかじめ指定して周知しているところがございます。このため、住民の共助の精神に基づく防災意識の高揚と避難方法の確認を行うことを目的に、毎年、各自治会単位での自主防災組織の位置づけによりまして、防災訓練を実施しているところがございます。

また、平常時から自主防災組織におきまして、避難場所、避難道路、避難誘導等につきまして、組織内で検討をいただいているところでもございます。災害の状況、被害に応じまして、一時集合場所及び一時避難場所から広域避難所への避難は、対策本部の指示のもと誘導員を現地に配置し、災害の状況下で最も安全な避難経路を指示し、避難者を誘導することになります。

このことからご質問の災害時に備えた防災道路や避難通路として位置づけているものはございません。また、限定しての道路、通路等の整備は困難だと考えております。しかし、道路は災害のみならず、生活や住環境の形成として重要でありますことから、今日まで各字の要望等によりまして道路整備が進められてきたところでもございます。今後も引き続き、順次、整備が実施されるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

佐々木議長 再質問。

堀 議員 再質問を行います。今日まで、今、課長が申し上げたように、避難道路の整備を行ってきたということがございますけれども、避難場所については理解はしておりますが、おっしゃった道路の整備をしてきたということは、どの字のどこを整備されたのか、具体的にお示しいただきたいと思っております。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 堀議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど言いましたように、地域防災計画上の防災道路として整備を行ってきたところはございません。ただ、これまでの字要望の中で、以前に防災道路という名前のもとで道路が整備されてきたところはございます。しかし、先ほど申し上げましたが、災害についてはどこで起きるかというのがわかりません。そういったことから、この場所、この道路は防災道路だということの位置づけを計画上していないというところがございますので。そうしますと、平時からと言いますか、日頃からの道路整備は災害とは別に計画的に行う必要があると考えております。

佐々木議長 再々質問ありますか。

堀 議員 はい。

佐々木議長 堀議員。

堀 議員 防災道路として整備は、新設はされていないということでしょうか、課長、いいんですか。時間たつので言ってもらえますか。されていないんですね。私のこの一般質問の深いところの意味を申し上げますと、各字の道路網を見ますと、これはもうずっと私が申し上げていますが、救急車あるいは消防車がスムーズには入れない、また回転できない、そういったところの道路を含めて、避難経路はそれでいいんですけれども、実際にそういったことが起きてしまいますと、幾らそういったマップがあっても、やはり道路の混雑、大きな道路でも混雑するんですから、私はそういった意味から、防災道路、最低4メートル以上、6メートルを確保できる、そのような道路の新設整備をしなければならないのではないかという、そういった意味での質問の趣旨でございますので、質問の趣旨をよく理解していただいて、答弁していただきたいと思っております。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 12番、堀議員さんの再々質問にお答えいたします。

やっぱり集落の中は、地域の皆さん方の要望に基づいて道路整備はさせていただいております。そういった関係の中で、やはり地域の皆さん方の合意のもとに、拡幅ならそういうご要望があれば拡幅して、緊急自動車が入る、そういうような整備はやっぱり今までもやらせていただいております。

ただ、避難道路というのはそれぞれ地域の中の防災組織の中で、その中にまだ進んでいる地域は在所の中で一時避難場所に行くまでに、もう一遍その組は組で、どこへ寄りましょと、そういう中で合意をされて、そこからまた団体の皆さんが確認した後、一時避難場所に行っておられます。

そういった中で、どこの道路を防災道路云々じゃなくして、地域の皆さん方が、ここはやっぱり拡幅していこうということでご理解いただければ、町としては今までも取り組んでおりますので、ご理解のほどよろしく願いたします。

佐々木議長 それでは、堀議員、2番。

堀 議員 はい。

佐々木議長 質問を許可いたします。

堀 議員 それでは、2点目の質問をさせていただきます。

役場庁舎の増改築についてでございます。役場庁舎の増改築について、先の9月議会で同僚議員の質問に対して、行政懇談会で住民への説明を行うとの答弁がありました。庁舎の増改築について、16カ字の行政懇談会が終わり、住民

の意見が多数出ていると聞き及んでおりますが、議会や住民に対して報告される考えはあるのか、ないのか。

また今後、どのようなスケジュールで増改築を進めていくのか答弁を求めます。これにつきましては、先の全員協議会でスケジュール等は聞いておりますので、これからのその他の答えを求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 堀議員の役場庁舎増改築についての質問でございます。

本年度の行政懇談会は、10月25日より開始させていただき、現在、15カ字で開催させていただきました。あと1カ字、12月19日の開催のみとなりました。本年度は、懇談会の貴重な時間をいただきまして、役場庁舎増改築につきまして、これまでの全員協議会、議会でお話しさせていただいた内容、そしてまた、現況を説明させていただきました。各字住民の皆さん方より、大変貴重なご意見をいただき、懇談会でのご質問について真摯に受けとめながら意見交換をさせていただいたものでございます。

懇談会の内容は、広報に掲載していくことを回答したものでございます。これは、懇談会の概要は毎年、広報の2月、3月で掲載させていただいております。また、今年度で年末までに行政懇談会が終了します。その後、意見等を整理しまして、議会に報告させていただき、そして、協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

佐々木議長 再質問ありますか。

堀 議員 議長。

佐々木議長 はい、どうぞ。

堀 議員 今現在の行政懇談会で出ている意見、どのような意見が出ているのか。

佐々木議長 先ほどの質問の中でそういう部分があったということですね。ちょっと再質問でどうですか。

堀 議員 もう1カ字、残っているということですがけれども、どこか聞かせてください。それと、私ちょっと今、町長の答弁を聞き逃していたかもしれませんので、もう一度、今までの15カ字での住民さんの意見が出ているのか、できるだけ具体的におっしゃっていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 再質問にお答えさせていただきます。

残っておりますのは、大町の地区であります。今までちょっとなかったんで

すが、今年区長さんが何とか開催したいということでご努力いただいて、開催する運びになりました。

詳しくといいますと、出たのをやっぱり相当まとめないかんですから、いとも簡単にはちょっと説明はできません。ただ、そんだけ庁舎が必要なのかというご意見をおっしゃった方は合併が四、五年にあるのに何ですのやということをおっしゃいました。どこからその合併というのが出てきているのか、私はわかりませんが、それが一番多かったです。合併したらよその町と一緒に、どう言うんですか、たった10人か15人の職員の庁舎になり兼ねんかという不安を持っておられました。その中でいろいろ説明させていただいた方の1人は、それやったらようわかったということでご理解いただいたと。あとは、もろもろはまたまとめさせて、議会の方に報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

佐々木議長 再々質問ありませんか。

堀 議員 議長。

佐々木議長 再々質問ですか。

堀 議員 いいえ。次の質問にいきます。

佐々木議長 では、3番目の質問、許可します。

堀 議員 それでは、3つ目。改良住宅譲渡事業の早期推進についての具体的な取り組みについてを質問いたします。

平成25年6月に改良住宅譲渡にかかる調査特別委員会が設置され、その調査結果を受け、同年9月議会においては、豊郷町行政が一体となって、改良住宅譲渡の早期実現を図ることを求める決議を議会全員賛成によって可決されました。この決議では、改良住宅の譲渡を一日も早く実現することは、町の重要課題であり、今回の調査報告書をもとに町が一体となって譲渡事業の早期実現を図ることを求めるとされております。

町において、今日まで譲渡推進策の見直しに向けて取り組んでいることは承知しておりますが、一日も早く譲渡事業再開と解決に向け、まず①、譲渡方針の見直し、入居者といつから譲渡に向けて再開するのかなど、具体的な計画。これは、先の協議会でも説明を受けておりますので、簡単に結構です。②、町が一体となり推進するための組織、体制の不備。

以上、2点について問題が調査特別委員会で明らかになった、取り組んできた譲渡事業の失政により、譲渡事業が大幅な遅れを来した責任、教訓を踏まえた答弁を求めます。特に、この責任、教訓、そういったところに関してよろしく願いをいたします。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 それでは、12番、堀議員さんの改良住宅譲渡事業の早期推進についての具体的な取り組みについてお答えいたします。

今日まで、議員もご承知のとおり、議会ごとに全員協議会で現状報告をし、ご意見をいただいていたところでございます。1点目の譲渡方針の見直し、入居者といつから譲渡に向けて再開するかなど具体的な計画につきましては、9月の全員協議会で豊郷方式による鑑定、30年を超えた建物については、借主はしばらく現状での継続使用したもの、そして、耐用年数満了時に取り交わす費用を考慮した一体減価率による鑑定方式を提起させていただきました。その後、国土交通省に出向き、一体減価率方式による鑑定に理解をいただきましたので、過日の全員協議会で豊郷町改良住宅譲渡に関する基本方針改定案を提起、ご説明させていただきました。

皆さんからのご意見をいただき、大筋認めていただきましたので、町としては本年12月中に譲渡推進策・譲渡方針の改定を決定させていただき、27年1月から契約書や補助金要綱の整備、制定などの事務作業に取りかかる予定でございます。また、入居者には各戸ごとに訪問させていただき、譲渡事業に対する説明に入らせていただきます。ご理解いただいた方から譲渡承諾書をいただき、鑑定価格が確定できる27年4月から譲渡契約ができるように取り組んでいく運びであります。

2点目のご質問については、昨年度より体制を整備しており、来年度の体制については退職者もあり、種々の角度より検討しているところでありますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

堀 議員 議長。

佐々木議長 再質問はありますか。

堀 議員 いえいえ。責任、教訓を踏まえた答弁。

佐々木議長 町長、責任、教訓の件がちょっと抜けていますので。

伊藤町長 責任、教訓というのは、そのときにきちっと答弁させていただいております。

堀 議員 議長。

佐々木議長 再質問ですか。

堀 議員 はい。

佐々木議長 再質問を許します。

堀 議員 再質問をさせていただきます。

まず、①でございますけれども、入居の方に最大の配慮をしてあげていただ

きたいということ。それから、議会はあくまで大筋を認めていただいたとおっしゃいましたけれども、大筋を認めただけなので、譲渡事業は町が責任を持って最後まで行ってもらいたいと思います。

②譲渡問題に関して、わずかな期間にもかかわらず鈴木課長には本当にスピーディな取り組み、各住宅に関して日頃からの住民さんとの話し合いやこれまでのクレーム処理などにつきましても、本当に前向きに職務を行っていただき、推進をしていただいたと評価されるものだと思っております。

来年度の体制でございますけれども、その体制については、退職者も多くこのことでございますけれども、やはり、譲渡に関しては今の体制を崩さないためにも、町条例にも定めるとおり、豊郷町職員の定年等に関する条例、第4条を適用し、ぜひ人権政策課のプロジェクトチームをより強固なものにし、難題であった譲渡を一日も早く進めていただきたいと考えておりますけれども、町長の率直な考えをお聞かせ願いたいと思います。

私がこの質問で申し上げているのは、上田主監さんが囑託でおられました。その結果、何ができたのかということでございますけれども、譲渡に関する混乱を招いただけで、何も前に進まなかった。行政もその後始末で大変だったと思います。それを取りまとめるにも1年未満ぐらいで、その人権政策課の今のチームは迅速に対応をされたというのが私の認識でございます。

そういった観点からも、囑託じゃなくて、今、国でも認められております、再任用制度というもので対応、退職される方、事前と同じ責任が再任用制度であれば責任も伴うという観点から、私はそのような方式をとればいいのかなど、私見でございますけれども、町長の考えをお示ししたいと思います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 再質問にお答えいたします。

入居者には、やはり寄り添ってしっかりと説明させていただきながら、ご理解を求めていくというのは、これはもう当然であります。

それと、町が責任を持ってということですけど、これはもう責任を持ってやりますけれども、この前も全員協議会でお話しさせていただきましたように、やはり、町だけがやって、われらは知らんわというようなことのないように、重ねてここでちょっと申し述べさせていただきます。

それと、人権政策課の体制を褒めていただいて、ありがたく思っております。ただ、来年度からの体制については、やはり人事権のこともありますし、ここでどうのこうのと決まったら、本人も大変おもしろくないと思いますので、こ

これは私の専権事項として対応させていただきますので、そのときは、皆さん方、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

堀 議員 議長。

佐々木議長 再々質問、許可します。

堀 議員 ご本人さんがおられますので、町長の答弁はそれでいいんですけれども、私の考えでございますので、これは人権政策課だけではなく、来年度は何名かの退職者がおみえだと伺っております。どの課においてもそうなんですけれども、やはり、新しい職員さんも含めまして、そこそやはりこの事業に関して、どの事業に関して慣れるまでは、人事異動をしない方がベストなんかだと、私は考えているんです。

そういった観点から、やはりこの譲渡問題については、非常に大きな、町の抱える緊急な課題だと思っておりますし、どの課長さんがどの課に行かれても、仕事はなされるんだと私は思っておりますけれども、この改良住宅を含む地域をよく知り、地域の方とコミュニケーションがとれる、そういった人材でなければ、この事業は進まないし、チームもまた元に戻ってしまうんじゃないかということを私は非常に懸念をしております。そういった意味での私の質問でございますので、私が言ったからどうのこうのとかそういったことではないんですけれども、どの課に対しても、私はそのようなことが言えるんじゃないかというように思っておりますので、くどいようなんですけれども、町長にはその辺を理解していただければと思っております。よろしく申し上げます。

佐々木議長 答弁はよろしいんですか。

堀 議員 答弁もらってください。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えいたします。

先ほどから申しておりますように、いろいろ考えていただくのはありがたいんですけれども、人事案件は私の専権事項ですから、やはり新しい年に向かって、体制をしっかりとやっていくというのが、それが宿命で、そして、その考えのもとにやってまいりたい、こういう思いでございますので、その点ご理解賜りたいと思います。

佐々木議長 西山勝議員の質問を許可します。

西山議員 議長。

佐々木議長 西山勝議員。

西山議員 一問一答でお願いいたします。複合施設日栄のさとデイサービスセンター四

季の森について、町長、お願いします。

複合施設日栄のさとは、平成13年4月、安全祈願祭、起工式。平成14年1月、施設名称、(複合施設、日栄のさと、保育園、愛里保育園、デイサービスセンターとして四季の森。)平成14年1月、新校舎移転、授業開始。平成14年3月、日枝保育園、新園舎移転、保育開始。平成14年4月、日枝保育園を愛里保育園に名称変更。平成14年5月、日栄のさと、竣工式。

日栄のさとは竣工されて、13年たちます。複合施設日栄のさとは、地域住民も参画した開かれた学校づくり、地域のコミュニケーションの拠点として社会状況の変化、教育内容、教育方針の変化に対応し、保育園児と小学生が廊下づたいに訪問し、また、高齢者と交流する中で、人と人の触れ合いや人としての思いやりを学べる交流の拠点として、日栄小学校の敷地に小学校、町立保育園、デイサービスの複合施設として施設整備されました。平成20年度より、デイサービス事業として活用されず、放置された状態で、更衣室は物置に、トイレの換気扇は電源が入ったまま、トイレ入り口ドア周辺の壁際は、綿ぼこり。行政として、管理状況の説明、今後の活用について、どのように計画をされているのか答弁を求めます。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 西山議員の、複合施設日栄のさと、デイサービスセンター四季の森についてのご質問にお答えさせていただきます。

日栄のさとは、西山議員がおっしゃいますように、子供と高齢者がかかわり合いを持てる環境を目指して建設された複合施設であったと思っています。当初の狙いとしましては、デイサービスに通われる高齢者の方々が子供たちを見て、そして、子供たちの声を聞いて、また、子供たちにしましては、高齢者の皆さんから多くのことを学ばせてもらったりして、互いに刺激を受け合い、心身ともに元気であってほしい、健やかに成長してほしいという願いのもとに建設されたものであったと思っています。

しかし、建設当時の人口推計では、人口、そして子供たちの人数は増加しないものと考えられていましたが、その後の分譲開発等々による理由によりまして、人口の増加もありまして、環境が大きく変わり、子供たちの人数も増加することとなりました。このことから、建設当時の思いとは内容が異なりますけれども、デイサービスセンターの一部を保育園に変更することで、子育て支援策として保育園児の受け入れキャパを拡大し、子供たちの保育環境を充実させるという選択をしてきたところ です。

今回、西山議員からご指摘いただきました箇所につきましては、適化法によります転用が認められていない部分でありますので、保育園施設としての使用も現在しておりません。現在は、その空いたスペースに物品を置かせていただくという程度の使い方をしておりますのと、トイレにつきましても、子供たちが使用できる状態にはなっておりませんので、通常は閉め切ったままになっております。また、においが保育園側に来ないようにということで、換気扇を常時動かした状態にしてしておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

ただし、トイレ入り口のほこりについてということで、使用することはありませんし、また、入ることもない箇所ではありますが、ドア1枚で続いている部分でありますので、定期的に清掃するようにと、今回のことを機に、保育園の方に求めたところです。

また、今後の活用についてですけれども、現在、協議を進めております、子ども・子育て事業計画の方向性を尊重しつつ、できることであれば、保育室としての使用も含めた活用方法への転用も視野に、適化法との関係も踏まえながら取り組みを進めていければと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

佐々木議長 再質問ありますか。

西山議員 今回の答弁では、人口増加、そして環境変化等にあって、今現在、使用していないということですが、使用せずにそのままずっと何年か、何十年放置のままにされておかれるのは、あれだけの設備、ボイラー設備を見ますと、大変多額な金額が入っている事業でありましたので、無駄のない活用方法、計画をいろいろと練っていただいて、再度何かの形で利用できるようお願いしたいと思います。

それと、シルバー人材センターで、この8月に葉刈りの剪定に入らせてもろうて、初めてそれに気がついたんですけども、中庭なんかの樹木や草がボイラー等を巻き込んでかなり生えていると。ああいう形のもので放置されるのはいかかと思っておりますので、よく管理の方だけはひとつお願いいたします。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 西山議員の再質問にお答えさせていただきます。

今ほどご指摘いただいた内容、今後の管理に生かしていきたいと思っております。それと、先の今後の活用につきましてですが、適化法との関係がありますので、今ほどご答えさせていただきましたように、計画に基づいて、その期限を縮小

させていただく、あるいは今は一部しか変更できておりませんが、どこまでができるのかということをお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西山議員 ありません。

佐々木議長 それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

西山議員 議長。

佐々木議長 西山議員。

西山議員 豊郷町役場庁舎増改築事業の設計業者について、町長、お願いします。

本町庁舎増改築事業の本設計及び概算設計書、工事管理業務（見積書）を議会に提出されましたが、平成26年11月15日の新聞にて報道されました、長浜市公園町の株式会社環境空間設計において、設計管理業務を怠り、米原市が業者処分6カ月の入札停止をされました。このような設計業者の概算設計書及び工事管理業務（見積書）・会社組織の信用を疑わざるを得ない。指摘を受けながらも修正せず、施工し、検査済み証が交付されなかった。このような業者に対する対応をどのように考えておられるのか答弁を求めます。

裏面に別紙、平成26年11月15日、土曜日、中日新聞滋賀版、株式会社環境空間設計、設計管理業務を怠り、業者処分6カ月、入札停止という部分がございますので、参考をお願いします。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 西山議員の町役場庁舎増改築事業の設計業者についてのご質問にお答えをいたします。

本町の庁舎増改築事業の実設計につきましては、本年3月に完了をしたところでございますが、この時点ではこの設計については何ら問題ないものと考えております。しかし、質問にございます、設計管理業務について米原市が処分されました。この新聞以外の詳しい内容については、まだわかっているところはございませんが、ただ、入札参加停止処分を行ったことは事実でもございます。

今後につきましては、本町の建設工事等入札参加停止基準に基づきまして、入札参加業者の選定につきましては、建設工事契約審査会で十分な審査、審議によりまして、業者選定を行ってまいりたいと考えております。

佐々木議長 再質問はありますか。

西山議員 議長。

佐々木議長 西山議員。

西山議員 雨水排水の設計ミス、大きなミスをされて、1階、2階からの8部屋の浸水被害をこの工事で受けたと、そういう被害を出したということで、建築確認を申請された時点で排煙窓の改修、これは開閉が足りないというような指摘を受けながら、修正せずに工事をやってしまったと。相当な設計管理ミス、まして申請時に申請されながら訂正しなかったと、もってのほかの業者やと思います。その上で、いろいろと考えると言われるんですけども、今後、随契または競争入札指名をされるのか、そうした6カ月の停止を解除された業者であっても、豊郷町の工事管理業務に携わせるのかということ。今までもそういう業者は使用していないのが普通であったのかと、このように思うんですけども、その点、かなりの金額、7億から必要な工事に対して、このような業者を使うということはちょっともってのほかやと思うんですけど、しっかりと考えた答弁を出してください。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 西山議員の再質問にお答えをいたします。

庁舎の増改築事業につきましては、現在、設計はできておりますが、先の質問にもありましたように、行政懇談会のご意見等を踏まえまして、今後、変更していく箇所が当然出てくると考えております。ですから、今現在の実設計をそのまま入札にするかしないかは、今後の検討になりますが、本来であれば再度、設計からやり直しとなるのかなとは考えております。

それで、私どもが契約しました業者につきましては、その時点では問題はないと考えておりますが、米原市さんの今回のことを考えまして、今後の業者選定については、先ほど申し上げましたように、建設工事審査会で十分審議等を行ってまいりたいと思います。ですから、現在のところ随意契約ということは考えておりませんので、審議なり審査の結果、業者を選定してまいりたいと考えております。

佐々木議長 再々質問はありますか。

西山議員 結構です。

佐々木議長 それでは、3番目の質問に移りたいと思います。西山議員。

西山議員 グラウンドゴルフ場の整備について、平成25年3月議会にてグラウンドゴルフ場の整備に関し質問をいたしました。行政側の答弁は、もともと水引きの悪い地盤のところに設置をいたし、できるだけ水たまりができないように傾斜や起伏等を設け対策をいたしましたが、完成当初より水引きが悪くなっており

ますと。利用者も年々増加している現在、より多くの方々に快適なプレーをしていただくため、排水対策等を含め修繕をしてまいりたいと考えておりますとの答弁でした。

1年7カ月が経過しておりますが、現在においても対策の施工は実施されておられません。雨天後の月例会、他の大会時に豊郷シニアグラウンドゴルフクラブ等の理事の方々が、開催時間の1時間前にスポンジとバケツを持って雨水を取り除く作業をされ、それから開催されるのが現状です。町内の高齢者の方や地域の方々が交流を深め、健康増進を図り、日々利用されており、改修の要望を強くされています。施工計画、予算、施工業者について答弁を求めます。

社会教育課長 議長。

佐々木議長 野村社会教育課長。

社会教育課長 西山議員のグラウンドゴルフ場の整備についてお答えをいたします。

昨年3月議会でご質問いただいております、グラウンドゴルフ場の修繕であります。芝の根張りぐあいや施工時期、さらに工法について検討を重ねてまいりました。ご利用されておりました皆さんにはご不便をおかけしておりましたけれども、さる9月28日、入札執行いたしました、豊郷町スポーツ公園法面改修工事の附帯工事としまして計上いたしました。株式会社ヨロキ・テクノス豊郷営業所が税込み3,240万円で落札され、ゴルフの利用が少なくなる冬の時期となりました。天候を見ながら施行したいと考えております。工法は、排水不良箇所ポリエチレン樹脂製有孔管、直径でございます、ファイ100ミリを碎石で被覆を施すものでございます。箇所については、現地でゴルフ利用の多い老人クラブ連合会、シニアグラウンドゴルフクラブの会長以下会員さんの立ち合いのもとに協議し、延長78メートル埋設することに決定しております。来年1月28日の工期内完成に向け取り組んでおりますので、ご了解願いたいと思います。

佐々木議長 再質問はありますか。

西山議員 議長。

佐々木議長 西山議員、どうぞ。

西山議員 9月28日に入札で落札された、株式会社ヨロキ・テクノスさんですけども、法面工事が何ぼで、今のグラウンドゴルフの排水対策工事費が何ぼか、分けた金額で教えてください。法面工事というのは、3月議会の際に概算のあれで出ていたんですけども、グラウンドゴルフ場については、予算は聞いておりません。サービスでやっておられるのか、どうしてそれが法面工事に含まれるのか教えてください。

社会教育課長 議長。

佐々木議長 野村社会教育課長。

社会教育課長 西山議員の再質問にお答えいたします。

業者とは単価契約でなく、総額の契約でございますので、設計金額では分けておりますけども、この場では申し上げることはできません。現在、進行中でございます。

法面工事と、いわゆるスポーツ公園の一体性を図っておりますので、法面工事と附帯工事ということで一緒に計上したところでございます。

以上でございます。

西山議員 議長。

佐々木議長 西山議員。

西山議員 今の答えでは、法面工事と附帯工事で分けたということなんですけど、その金額は何ぼですかと聞いているんです。

社会教育課長 議長。

佐々木議長 野村社会教育課長。

社会教育課長 西山議員さんの再々質問にお答えいたします。

ここでは今、手持ちに持っておりません。一体的な工事でございますので、設計金額、その部分が幾らというやつについては申し上げることができません。

以上でございます。

西山議員 議長。

佐々木議長 3回終わったんですけどね。もう3回で終わりました。

西山議員 わかりました。

佐々木議長 次、4番目に移りたいと思います。質問を許可します。

西山議員 米価下落、収入減少に補助を。町長、お願いします。

平成26年度米は、日照不足、長雨、台風等により乾燥に時間を要し、燃料コストの増大、米の収量が極端に悪く、また、これまでにない概算金も低い金額となっており、60キロ当たり1万円を割り、7,000円から8,500円と、近年にない低価格が提示されております。

このように、米価下落による多大の減収となり、農業者を取り巻く現状は大変厳しいものです。また、平成25年度米まで、生産者は米価が下落しても、一定の所得を確保することができた米価変動補填交付金は、26年度から廃止となり、集落営農（法人組織、組合）、認定農業者等の担い手を対象とした、収入減少影響緩和対策「ナラシ対策」に一本化され、平成26年度から米の直接支払交付金、10アール当たり1万5,000円であったのが、半減の10ア-

ル当たり7,500円も平成30年度から廃止となります。こうした状況下において、農業の再生産の維持は不可能とも考えられるほど、不安を募らせておられるのを痛感します。

豊郷町内には、人・農地プランで中心となる経営体が19あります。農家戸数は102軒、水田面積は305ヘクタール、地域1次産業である農地を守るためにも、そして、経営体19の担い手が意欲を維持できるように、別紙野洲市のように作付面積に応じて経費補助を考えるべきと思いますが、答弁を求めます。

参考に、裏面に26年11月20日、日がちょっと間違っています。稲作農家に経費補助をとということで、参考につけさせていただいております。よろしくをお願いします。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 西山議員のご質疑にお答えいたします。西山議員の、米価下落、収入減少による補助をとという一般質問についてお答えいたします。

米の消費の減少と相まって、単価が落ちているという面もございます。安倍首相は、米価が下がって大変だと思うが、資金繰りに困ることのないよう対応する収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策でございます。未加入者への特別措置や直接支払交付金の年内支払いを着実にを行うというように述べられておりまして、今後の施策を注視していきたいと思っております。

また、収入減少の原因となったものは、直接支払交付金が10アール当たり1万5,000円が、7,500円に制度変更したことが大きな要因でありまして、激変緩和措置もとられると思われまので、これについても国の動向を注視していきたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

佐々木議長 再質問ありますか。

西山議員 はい。

佐々木議長 西山議員。

西山議員 質問しますと、農業者だけなぜこのような補助的なことばかり考えるんやと言われる議員もおられるんですけども、そうじゃなくて、今現状、今年は特に農業者は大変困っておられます。参考に新聞で取り上げさせていただいた米の乾燥などに必要な経費の一部を本年度に限り補助するという野洲市のような取り組みをわずかでもしてあげていただければ、担い手もかなり助かるんじゃないかと。そしてまた、若い担い手が育ってくるような魅力ある1次産業を伸ばしていかなければ、6次産業まで進めないと。国は国の施策であると、町はど

ういうふうに考えているかということだけをお聞きしたいということです。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 2番、西山議員さんの再々質問にお答えします。

先ほど、課長がお答えしましたように、これは選挙後に国の方がどういう対策をとられるかというのは、大変注目をしております。私はたった1反500円ぐらいでどうかなと思います。1町でたった5,000円ですか、5,000円で電気代、そして灯油代、そして1万5,000円から7,500円に価格補償がなりました。そして、その7,500円分が、そういう認定農家なり、法人なりに割り当てられて、機械の導入をされておられます。しかし、その導入された方はよろしいけど、その年に。導入されていない方には、大変な苦痛だと思います。そこら国の対応をしっかりと見据えた中で、町としては私は対応していきたいなとこういう思いでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西山議員 結構です。

佐々木議長 それでは、昼食のため暫時休憩をいたしたいと思います。再開は、午後1時10分です。よろしく申し上げます。

(午後0時05分 休憩)

---

(午後1時08分 再開)

佐々木議長 それでは、再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を行います。

北川和利君、一般質問を許可します。

北川議員 皆さん、こんにちは。昼一番ということでお願いします。

水道工事実施業者の指導について質問させていただきます。

水道管の敷設がえ工事が行われ完了しましたが、その工事の際に、十分な施工ができていないように見られます。工事は建設工事執行規則、建設工事請負契約約款にのっとって行われていると思います。検査職員による完了検査等はどうのように報告されているのか。また、工事の苦情等はどうのように対応されたのか。町長、契約担当者はどう考えているのか答弁願います。

地域整備課長

(上下水道担当) 議長。

佐々木議長 小川地域整備課長(上下水道担当)。

地域整備課長

(上下水道担当)

それでは、私から北川議員に対する水道工事施工業者の指導についてのご質問についてお答えいたしたいと思います。

敷設がえ工事につきましては、5年計画で今年度は4年目ということで、議員指摘の工事につきましても建設工事執行規則と建設工事請負契約約款に基づいて工事を実施するとともに、工事に際しましては、事前に三ツ池、安食南、安食西の区役員への説明や住民向けチラシの配布並びに予告看板の設置等、事前周知に十分注意をしながら工事を実施するよう指導してきたところでございます。

しかし、付近住民から舗装の仮復旧工事がおそく、家にほこりが入ってくる、重機が道路上に置かれ危険だなどの苦情が寄せられたため、早急に仮復旧工事を行うよう業者に指導するとともに、重機につきましても早急に安全な場所に移動するよう指導してきたところでございます。付近住民の皆様には大変ご迷惑、ご不便をおかけしましたことにつきましては、深くお詫び申し上げます。

なお、今後、住宅地に近い場所での工事につきましては、即日復旧するよう仕様書に明記するなど、住民にご迷惑をおかけしない方法を考えていきたいと考えております。また、この工事につきましては、まだ完了検査等が終了しておりませんので、検査に際しましては設計書どおり施工されているか、提出物に不備がないか、現場はどうかなどについて十分チェックした中で、不備や不良箇所がありましたら手直しを行うなど指導してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

佐々木議長

再質問ありますか。

北川議員

はい。

佐々木議長

北川議員。

北川議員

課長、僕は今の答弁の中で、僕も課長に何度か注意はしました。というのは、僕はこの質問の中では最終的にはそこにいくんだと思うんやけども、何やというと、やはり地元業者で行ってもらったらまだ言いもってでも、そういう苦情が少なかったんと違うかなと思うわけです。というのは、今ほとんど、僕が見たところ、この苦情の多かったところは、他町の業者さんでした。そんな中で、そこら辺のことも踏まえて、今後、入札に当たってはそういうことはお考えになっていませんか。答弁願います。

地域整備課長

(上下水道担当)

議長。

佐々木議長

小川地域整備課長（上下水道担当）。

地域整備課長

(上下水道担当) 議員の再質問についてお答えいたします。

町民からの苦情につきましては、今おっしゃっていますように、今回は2工区という形で工事をさせていただいていまして、両方とも業者について苦情もあったということで、施工業者の選定につきましては、細心の注意を払うように仕様書にも記載しておりますし、また、苦情が多く出た場合には、検査の際に評価点が下がるという原因にもなりますので、今後そういった業者につきましては、審査会で協議するということになりましても、苦情があったということだけで、もう選定業者から外すというようなことについてはできませんということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

佐々木議長 再々質問ありますか。

北川議員 いや、結構です。

佐々木議長 それでは、2番目の質問を許可します。

北川議員 議長。

佐々木議長 北川議員。

北川議員 町長にお尋ねします。質問事項は、町長選への出馬についてです。

来春、豊郷町の町長選挙が任期満了に伴い選挙が執行されると思います。2期8年を終えるに当たり、町長の施策に対する考え方はどうなのか。また、3期目を目指して出馬されるのか、町長の思いはどうなのか答弁を願います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 11番、北川議員さんの一般質問にお答えいたします。

町長選挙への出馬についてであります。町民の皆さんが日々、安全で安心な地域づくりに議員の皆さん方のご理解とご協力をいただき、今日まで進めてこられたことに感謝をしております。

滋賀県で初めての高校卒業世代までの医療費の無料化の実施、豊郷病院への看護師確保対策、小児科医師確保や地域医療の充実が図れたと思っております。

小学校6年生の丸紅への校外学習、中学生のバッチリスタディ教室の実施、町費講師の配置、小学校外国語講師の配置、学校図書館司書の配置、中学校給食に向け、ランチルームの建設及び平成27年4月から実施する運びとなりました。

特産物開発では、かぼちゃプリンやかぼちゃどら焼き等、また転作野菜への作付補助の増額、また、ぼっちゃんカボチャの作付面積の拡大等を図ってきました。

高齢者対策では、高齢者世帯暖房費補助や「すまいるたうんばす」の充実、街灯のLED化、住宅リフォーム及び全国でもトップクラスの太陽光発電設置補助制度、町道歩道整備やグリーンベルト化、簡易水道の計画的な敷設がえ等、また、1市4町の連携による定住自立圏構想の取り組みの推進、豊郷町で株式会社丸紅の新入社員研修や伊藤忠商事の新任部長研修及び交流、「けいおん」アニメの聖地としての観光交流、室戸市・浦安市との交流等を図ることができたと思っております。町政に対する情熱は衰えず、増田レポートのようにならぬよう、引き続き町民の皆様とともに努力していきたく思っているところでございます。

以上、答弁といたします。

佐々木議長 再質問ありますか。

北川議員 はい。

佐々木議長 北川議員。

北川議員 それでは、再質問で伺いますけども、今の答弁はよくわかりましたんやけども、来期4月、再出馬されるかされんか、はっきりとお聞きしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 11番、北川議員さんの再質問にお答えいたします。

いろいろ皆さん方のご協力や、また町民の皆さん方のご協力とご理解をいただいて進めさせていただきました。先ほど申しましたように、引き続きその気持ちは変わっておりません。そこで、町民の審判を受ける覚悟でございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

佐々木議長 再々質問ありますか。

北川議員 いや、結構です。

佐々木議長 3番目の質問を許可します。

北川議員 議長。

佐々木議長 北川議員。

北川議員 それでは、最後の質問をさせていただきます。

前回、高齢者の認知症防止のその後の対応についてということで、9月議会にて高齢者の認知症の現状と対策について一般質問をさせていただきました。町長の答弁を今後の施策について、新年度の事業にどのように反映していくのか、町長の答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 北川議員の一般質問に私の方からお答えさせていただきたいと思います。

高齢者の認知症防止のその後の対応についてということでございますけれども、国は次年度からの第6期介護保険事業計画の方向性として、包括的支援事業の重点項目の1つとして、認知症施策の推進が示されております。本町といたしましても、今年度中に認知症ケアパス、いわゆるケアの流れの方向性につきまして、全戸配布によりお示しをする予定をしております。

また、27年度には認知症初期集中支援チームを設置し、早期発見、早期対応を行うことにより、認知症の重度化を予防し、医療、介護、福祉の専門職が認知症の人や家族にチームでかかわり、自立した生活ができるように支援していきたいと考えております。

さらに、認定者や介護給付費の推移を考慮し、介護事業、一般事業との調整と取り組みの強化をしていくべく考えておるところでございます。

以上です。

佐々木議長 再質問ありますか。

北川議員 いや、結構です。

佐々木議長 それでは、西澤清正議員の一般質問を許可します。

西澤清正議員 議長。

佐々木議長 西澤議員。

西澤清正議員 それでは、質問させていただきます。平成27年度予算の編成について、町長によりしくお願い申し上げます。

現在、新年度予算の要求時期で、担当者はご苦労なことと思います。

さて、消費税増税が先送りの中、来年度の予算編成の方針は、どこに視点を置き、重要施策をどのようにして実施していくか。また、今年度の決算の見込み、執行率等はどうなのか。各字や住民に対する補助金や交付金など見直しを毎年行っているはずであるが、見直しされた施策は新年度事業に反映されるのか。新年度の予算編成の方針並びに事業の概略説明について答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 5番、西澤議員さんの平成27年度予算の編成についての一般質問にお答えいたします。

平成27年度当初予算の編成に当たっては、本町のまちづくりのテーマである「ともに よろこび さらなる とよさと」の実現に向け、町民と行政が一体となったまちづくりに取り組むこととし、自主財源の確保が厳しい状況であ

りますが、創意工夫することで既存の事業を再構築することも視野に入れ、次の重点施策を基本として緊急かつ重要な事業を予算に反映してまいりたいと思っております。

まず1点目ですが、安全快適なくらし、2点目、豊かに育むくらし、3点目に、生き生き安心のくらし、4点目、互いにつながる地域社会をつくる、5点目、町を支える産業を築く、6点目、町を支える基盤を築く、そして、7点目、未来へのための環境を守る。以上を重点施策として継続して実施すべき既存事業についても住民にニーズに沿った発想に切りかえ、事業内容、実施方法を見直し、最小の経費で最大の効果を得るべき予算編成によりまして、各事業を展開するとともに、住民生活に影響のないように配慮した予算措置をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

佐々木議長 再質問はありますか。

西澤清正議員 議長。

佐々木議長 西澤議員。

西澤清正議員 再質問します。今、国の方ではGDPが1.6マイナスということで、大変厳しい状況で、特に今、地域、国内にとりまして、零細中小企業にとりましても大変厳しい、消費税が上がりたというのは確かにいいんですが、これからそのようなことで、特に経済効果の施策を何か重点的に思っておられるか、もちろん農業施策全般でも結構ですが、所得が上がるような施策が何か実現されるか、ちょっとそれをお願いしたいと思います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 5番、西澤議員さんの再質問にお答えいたします。

当初予算はやはり先ほど言いましたように、継続性がございますし、そこで若干今の事業を見直した中で、予算を組んでまいりたいと思います。しかし、選挙後、ひょっとしたら補正予算が組まれると思います。やっぱり、こっだけ落ち込んだ中での対応となります。そういった中ではしっかりとやはり地域が活力ある、そのような補正予算を受けて、我々も真剣に考えてまいりたいとは思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

佐々木議長 再々質問、ありますか。

西澤清正議員 いいえ。

佐々木議長 それでは、2番目に移りたいと思います。西澤清正君の質問を許します。

西澤清正議員 今、同僚議員が質問されましたが、私も違う視点で3期目を目指すのかということで、来年4月の統一選挙後、豊郷町の町長選挙、議員の補欠選挙が執行

されます。町長は、この8年間を振り返ってみて、ご自身の思いが達成できたのかお聞きいたします。また、町長選に出馬されるかどうか答弁願います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 5番、西澤議員さんの3期目を目指すかということの一般質問にお答えします。

本町のまちづくりのテーマである「ともに よろこび さらなる とよさと」の実現に向けて取り組んできたところでございます。詳しくは先ほど北川議員にお答えした内容であります。なお、私の任期中に町債、いわゆる借金は87億1,000万から61億3,000万に、約22億7,000万円を減らすことができました。一方、基金は23億9,000万円から30億6,000万円に、約6億7,000万円増やすことができました。これは町民並びに議員の皆さん方のご協力の賜物と心から感謝を申し上げます。そして、このように健全財政を推進することができました。両方を見ますと、約29億5,000万ほどの節約ができた、借金を返して貯金は積んだということになります。

そういった思いで、事業が展開でき、また財政再建もできたということで、先ほど北川議員にお答えしたとおり、引き続き、私自身、誠実に町民の皆さん方の笑顔をエネルギーとして、元気で未来に輝く豊郷町を目指す決意でございますので、よろしく願いいたします。

佐々木議長 再質問、ありますか。

西澤清正議員 議長。

佐々木議長 西澤清正議員。

西澤清正議員 再質問します。今、町長が出られるということで確約いただいたようなものですが、庁舎のことにつきましても、いろいろ意見が出て、まだ整理ができない状態ですが、それを町長選に出られて争点にされたらどうかなと思いますがお答え願います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 5番、西澤議員さんの再質問にお答えします。

先ほど、一般質問にありましたように、町民の皆さん方の行政懇談会を聞いて、そして、修正する部分があれば修正して、その内容を議会に報告させていただいて、私は議員の皆さん方が判断されると。これは、行政懇談会に行っても、わしらに判断せえというのと違うやろと、議員さんが判断するもんやというようなお言葉もいただいておりますので、貴重なご意見をいただきまし

たので、それをまとめた中で提案させていただいて、議員の皆さん方がどういう形がいいのか、今のがあかんのならどういう形がええのか。経費削減とおっしゃったら、経費削減はどのような形で削減するか、そういう議論を私はいただきたいし、それが議会だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

佐々木議長 再々質問、ありますか。

西澤清正議員 いいえ。

佐々木議長 次、西澤博一議員の質問を許可します。

西澤博一議員 それでは、質問させていただきます。ここに立つと緊張しますわ、やはり。

キラリと光る農業施策を。私は、本町の基幹産業は農業ではないかなと思っております。農業振興策は、最も重要な位置づけでなければならない。そのような観点から答弁を求める。

1点目。本町の認定農業者、法人組織、また担い手の状況はどうか。また、経営、運営状況、農業活動の指導を行っているのか。

2点目。農業振興策並びに本町の特色ある農業施策は、私には見えてこないが、町はどのようなことを考えているのか。

3点目。農地中間管理機構による集積集約化活動の現状はどのようになっているのか。答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員のご質疑にお答えいたします。西澤議員のキラリと光る農業施策をとの一般質問についてお答えいたします。

まず、1点目でございますが、認定農業者は6名、法人組織として5組織、担い手として8名の方がおられます。計19の組織等につきましては、人・農地プランに位置づけられておりまして、経営体育成支援事業補助金の対象となることとなります。

本町からは、特にハード面での支援を行っておるところで、経営、運営、農業活動の指導については、JAが行っております。町としましては、認定農業者とJAや県との情報交換の場を設けるなど、側面から支援していきたいと思っております。

続きまして、2点目ですが、本町は農地面積も狭いことから、なかなか特色ある農業施策が打ち出せない地域であります。しかしながら、新規就農者が現在2名、青年就農給付金を受給されておりまして、またさらに、来年度からは1名の新規就農される予定があります。いずれの方も施設野菜をされておりまして、新規就農者が農業に定着できるように、さらに支援をしていきたいと思っております。

また、特産物振興協議会が町特産品のぼっちゃんカボチャを今年度、生協等でも取り扱っていただきまして、豊郷の特産品はぼっちゃんカボチャということが広まったように思われます。さらに周知するために、特産品販売や商談会等にも積極的に参加していきたいと思っております。

また、豊郷町農業再生協議会では、地域の作物振興を図るため、環境こだわり野菜、花卉やハウス等で野菜等を作付けし、市場出荷や直売所での販売を行っている農家に対しまして、面積に応じまして、10アール当たり1万5,000円の助成を行っており、近隣では最高額だと思います。

続きまして、3点目でございますが、農地中間管理機構につきましては、いわゆる農地の出し手と買い手の募集が9月末で締め切られました。出し手は現在6人で、27筆で計4万3,340平米の農地の申請がありまして、買い手の申請は10農家からありました。10月には農地利用調整会議が開催されまして、農用地の出し手と受け手のマッチングが行われました。現在、マッチングをもとに中間管理機構により調整が行われているところでございます。書類等正式な手続はこれからになりますが、全ての農地についてマッチングができていると確認をいたしました。

以上でございます。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

佐々木議長 再質問、ありますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、再質問をさせていただきます。

この間、豊郷の広報がありました。その中でちょっと見させていただいたんですけれども、25年度の決算において、農林水産費用が約9,900万あったというように表示をされておりました。その中の項目を見ますと、人件費、環境こだわり、世代をつなぐ農村まるごと等々の支援策が明記されておりました。この明記されているのは、おそらく国と県と町の割合負担の支援策ではないかと、このように思っている次第でございます。

その中で、今回、キラリと光る農業施策ということで質問させていただいたのは、町の単独の事業で、今までから何点かいろんなことを町単独で農業施策を行っていらっしゃるの存じております。しかし、これは人件費も含まれて9,900万ですけども、その中で引いた場合に、町単独の農業施策としての補助等は、私自身が思うのは多くはないのかなというように思っております。

そういう中で、これは提案ですねやけども、農業振興を検討する際に、やはり重要なことは、農業者の思いを理解することと思っております。農業者が何

を望んでいるのかを把握しながら、行政の農業施策を反映することが大事ではないかなと私は思います。

そこで、うちの町においても農業の指導員とか、また県の普及員のOBの方々を臨時雇用できないか。そういうようなものをひとつ提案をさせていただきたいと思います。

もう1点ですけれども、今、若者の新規就農の受け入れを5年間の補助でやっておられます。その中で、例えばそういう町外の方から、そういうようなことをしたいという方に、土地のあっせんとか、そういうようなものをしたときに、そういう方がうちの農業の中で若手就農の施策をやっていただければいいのかなと。農業は1人でできませんので、やはりその中で家族も連れて豊郷町に移ってもらうということは、町としても人口が増えるので税金も増えると思います。そういう新規就農の方々が、うちの町に来て、それを仮に希望される方があれば、そういうような場所、土地を提供する、そういうような施策は行えないのかなと思います。うちの町においても、うちの字でイチゴをやっている市川君がおりますけれども、そこへ年に何人かの方が来られて、そういうようなことがないのかなということも聞いておりますので、そういうようなことを町単独の事業として行えないかなと思います。

また、米についてはいろんな手厚い保護があります。しかし、ぼっちゃんカボチャ、また、トマト、ブロッコリー、イチゴ等々が不作になったときのそういう支援というものができないのかなというのが1つの提案でございます。いずれにしましても、やはり行政の最大の力というのは、広報能力だと思うんですわ。やっぱり、マスメディアを上手に使って、豊郷の地域の発展のために、いわゆる豊郷米とかイチゴ、トマト、ブロッコリー、ぼっちゃんカボチャ等を行政の中で最大の力を、広報能力を出していただければ、なお一層、農業の振興に発展するのではないかなと私自身は思っております。

そういう中で、最後にやはり各課におきましても、国や県の補助金の申請等で忙しくしておられます。そういう中で、いろんな政策、立案を行うのはなかなか難しい話だと思うので、事務的なことですが、やはり、人の補充というのも必要なことではないかなと思うんです。その点について、ご答弁をお願いいたします。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員の再質問にお答えします。

まず1点目の町の職員の配置ということでございますが、職員の配置につき

ましては、県なり J A との交流を密にしていまして、進めておる次第でございます。

2 つ目に、土地のあっせんはあるのかとことごとでございますが、まず、うちの町の田んぼの現状を見ますと、やっぱり不耕作地があるように思われます。それがあるのに対して、よそから来てもうてするというのは、なかなか難しいと。今現在ある土地を守っていくのは精一杯という思いでございます。

3 点目の作物の支援はあるのかと。今現在、うちの方としましては、先ほども言いましたように、農地プランに基づいた作物等の作付の支援、補助金等のやつは、さっきも言いましたように、最高の額を出しておるとことごとでございます。

そして、4 点目の各課の配置ということにつきましては、ちょっと私の方からは答弁できないので、職員の配置ということで答弁は控えさせていただきます。

以上です。

佐々木議長 再々質問、ありますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 各課の配置ですけども、それは町長の関係ですので、それはそれとしまして、先ほども申しましたように、やはり、国とか県の申請等で、職場はそれに追われていると思うんですわ、農業にしても、福祉にしても。やはり、そういうことに追われているもので、やはり自分たちの施策ができないのかなと、それが農業にもあるのかなと私は思うんです。やっぱり、そういうようなことを考えてみたときに、農業に関しましてですけども、そういう農業指導員、また J A の O B なり等の指導員を農業の施策の中に反映するように、職員の臨時採用ということもどうかなと思うんです。

そしてまた、新規の農業者の受け入れをする町ということで、そういう方々がおられれば、一応、豊郷町の農業の施策としてひとつ考えていただければいいのではないかと考えています。

また、これは要望ですけども、東京などの展示会などで出展されるときに、その付き添いの方が交通費をいただいているのか、いただいていないのかはわかりませんが、もし、そういう出展者の費用を補助していただけるものなら、していただきたいなと思います。以上の点について、答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 再々質問にお答えいたします。

専門職の配置というのは、県の方でも普及員とか農業指導員に昔はたくさんおられたんですけど、今現在はもう相当減っておられて、管内にも1人もいないという状況ですから、なかなか難しい問題というのがあります。それとともに、やはり今日、行政と農協とがタイアップしながら、そして、農業指導員さんの指導のもとに展開をしていって、行政は行政として農協さんと生産者との仲を取り持ちながら、そういう制度的なものをお知らせしていくという姿が一番いいんではないかなと、こういう思いであります。

それと、この豊郷町の農地を見ますと、やはり、平地ですから、なかなか生産するのに今まで苦勞がないわけでありまして。そういった中で、やはり苦勞のあるところはいろいろ作物も研究されてきてありますけれども、豊郷の作物というと、一番無難なのは米で、転作は麦、その後、大豆というのが一番無難であります。特に、豊郷町の、今、土地改良をされておられる地域の大豆は排水がいいですから、品質のよい大豆ができると思います。そういう形の中で、やはり、そちらの方面を生かしていったらどうかな、加工の方だと思っております。

それと、やはり新規就農というのもありますし、地域おこし協力隊というのがあります。それは、各町でも3名、4名、5名受け入れているところがあります。これは、国の事業ですけども、豊郷町の場合はやはりなかなか何をするかと難しい面がありますけれども、いろんな新しい角度から都会の方々から見た農業も、1つはあってええかなと、こういう思いもしております。

それと、それぞれ県やら町が行っているときにも、できるだけ生産者にも声をかけて、一緒にそういうような外の空気を吸うていただくということで、課長には常日頃言っているんですけども、なかなかやはり生産者の方々もお忙しいですから、なかなか強く推せないという面がありますから、さらに来年度、課長の方で強く推していただいて、生産者も一体となって、消費者がどんな思いを持っておられるのか、そういう肌で感じる機会もいいのではないかなと、こういう思いでございますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

佐々木議長 西澤博一議員の2番目の質問を許可します。

西澤博一議員 議長。

佐々木議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 駐車場整備後の計画と利用について。昨年6月に職員の駐車場の利用についての一般質問をしました。現在、工事が着々と進められており、工事も完了がもうすぐだと思っております。公用車を新しい駐車場に移し、現在の公用車の駐車ス

ペースは職員用に確保するということでした。今回の工事の際に、せめて30台程度の来客用の表示を入れ、来客用のスペースを確保することは考慮されているのか。

また、職員の通勤方法につきましては、近い職員、可能な範囲で職員と協議しまして、自転車なりバイク通勤ということで協力いただける方について、健康増進を含めてそういった取り組みも進めてまいりたいと考えておりますとの答弁でありました。その後、どのような協議をいつ、誰とされたのか答弁を求めます。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 西澤議員の駐車場整備後の計画、利用についてのご質問にお答えをいたします。

現在、駐車場スペースを確保するため、拡張工事を行っています。拡張しましたところは、一定期間、造成地の養生を兼ねまして、未舗装により使用したいと考えていますことから、公用車を主に駐車する予定でございます。また、職員のスペースにつきましては、庁舎より遠い東側より駐車をいたしまして、近い駐車スペースには来客用と考えておりますが、現在の区画数でいきますと、現在のこちらの方では余り数が生まれられないのかなと。玄関正面の方が全て来客用になるということで考えております。

それと、職員の休暇等で日々、台数が変動するわけでございますが、そういったことで、職員の空きましたところも来客用に使っていただくということも考えまして、有効利用の面から、来客用の表示をせずに駐車スペースを確保したいと考えております。

また、職員の通勤方法につきましては、健康増進を目的に職員へは自動車以外での通勤を勧め、協力を求めるものでございますが、強制するものではないと思っております。

また、今日の社会状況から職員より駐車場の利用料金を徴収してはということもございます。そういったことで現在、徴収することも考えており、徴収に向けての準備といたしまして、徴収する職員の範囲、また庁舎以外の各施設の徴収の範囲並びに料金等の額の設定について検討をしているところでございます。この料金の徴収に当たっては、当然、勤務する職員の駐車場を利用する場合の料金、徴収規定なり、また、駐車場利用規則の制定が必要となることから、平成27年4月の実施に向けて検討を進めている段階でございますので、現在まで協議を行っておりません。3月、4月までに協議の方を行っていきたいと

考えております。

佐々木議長 再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤議員。

西澤博一議員 今、総務企画課長が答えられましたように、いろいろありますけど、よその会社とか、公共の施設とかに聞きますと、新人の職員は1年間は公共交通機関で出勤しなさいというところもございます。また、うちの娘の勤めている会社でも、近隣の人はやはり徒歩、自転車であって、また交通機関を使って来ております。今、総務企画課長が答弁されましたように、前向きな答弁でありがたいんですけども、やはり町内の職員についてはノー残業デーがあるならば、週に1回か2回は、自転車、バイク等で通勤をしてはどうかと思うんですけども、それは一応、提案といたします。それについての答弁をお願いいたします。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 提案として承っておきます。また、参考にもさせていただきます。

佐々木議長 西澤博一議員、再々質問ありますか。

西澤博一議員 結構です。

佐々木議長 それでは、3番目の一般質問を許可します。

西澤博一議員 1級河川の整備はということで、平成26年3月議会で河川の整備について質問を行いました。それ以後、全く回答がありません。県と町との協議はどのようになったのか。3月議会の答弁では、県の土木と調整会議等の中で要望を行っている。土砂の堆積状況を経過観察しながら対応したいということであったが、これからの対応についてはどうされるのか答弁を求めます。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 それでは、西澤博一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この問題につきましては、滋賀県各市町ともに重要課題の1つとして要望活動を行っているところでございまして、それ以降の回答ということでございますけれども、今のところ県の方から有力な回答としてはいただいておりません。しかし、その都度お願いを今後も行いまして、情報を得ていきたいと考えております。

もう1つ、これからの対応についてということでございますけれども、近年の集中豪雨や台風による増水により氾濫する可能性があるということは、県、町も懸念しているところでございます。当該河川に隣接される自治会の実情と

切なる願いを粘り強く滋賀県土木に対しまして、計画的にかつ継続的に実施されるよう今まで以上に要望活動をしたと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上です。

佐々木議長 西澤議員、再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 今、課長の答弁では、県から今のところ回答はないということであります。しかしながら、よその市町村はいろいろありますけども、やはりうちの町には3本、4本、5本の1級河川が通っております。その中で、その河川がひび割れをしているところとかいろいろあるんです。一度、県の立ち合いのもと岩倉川、小増川、また豊郷川等々の1級河川の傷んでいる箇所を一度、県と調査していただけないでしょうか。やはり、そこからどうしても台風のときに雨量が増しますと、水が差し込みます。どうしてもそこからえぐられていきますので、そういう点についても考慮していただきたいと思います。回答をお願いします。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 西澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

この問題につきましては、昨年度も県の方にひび割れとかいう問題につきましては調査を行っていただいております。豊郷だけではなく、愛荘町、甲良町、多賀町、全てにおいて県の方はその都度、調査に歩いていただいております。吉田区におかれましても要望が上がってきておりました。そのときにも調査を行ったという形で聞いております。調査を行った結果、要観察という形で返答もいただいておりますので、今後ひどくなってきたらまたその辺の修繕はしていただけるものと考えておりますので、今後とも活動は強めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西澤博一議員 結構です。

佐々木議長 それでは、4番目の質問を許可します。どうぞ。

西澤博一議員 各集落にAEDの設置をということで。各集落において、区、各種団体等、公民館を会議の場として使用されております。また、夏祭り、敬老会、老人会等の行事やイベントが行われています。行事が行われているときに、AEDが必要になるような事故が起こった際には、迅速な対応が望まれます。事実、そのような事例は数多くあります。

町としては、各字の公民館等にAEDの設置をする計画をしているのかどうか答弁を求めます。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 西澤議員の各集落にAEDの設置をのご質問にお答えをさせていただきます。

緊急処置でAEDの処置を受けました、私個人的には当然AEDの必要性は十分認識をしているものでございます。ご質問の各字の公民館等への設置でございますが、AEDの設置には施設内の設置、また施設外での設置によりまして、当然、管理保管場所の問題、取り扱い時の対応の問題がございます。特に、不特定多数の方が多い場合、誤った操作の危険性を伴うことも考えておかなければなりません。また、AEDにつきましても、医療機器になりますことから、当然、機器のメンテナンスも必要となるものでございます。

このことから、設置には管理者の責任が当然発生するものと考えております。これまでに3字の区長さんからAEDの購入等の相談をいただきました。私どもの方では、現行の頑張る自治会応援プログラム補助金、また、自主防災組織資機材整備事業補助金、ともに事業の対象となることをご説明いたしまして、字で検討されますことを勧めましたが、いまだ設置には至っていないのが現状でございます。

佐々木議長 再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。3番、西澤です。

佐々木議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 今の総務企画課長の話では、結局やらないと。やらんとは言わんけども、管理等を各字でしっかりとすればいいということですか。それとも、今の頑張る自治会の中で購入したらどうかという話ですか。頑張る自治会の補助金は、各字によっていろいろな考え方があると思うんです。やっぱり、うちは優先順位としては、AEDは要らんと。しかし、こっちは欲しいというのがあると思う。しかし、実際に考えた場合、うちでも運動会とか夏祭りに、AEDをよそからお借りすることがあるんですけど、万が一、何かあった場合、これも前の一般質問のときにも言ったと思うんですけども、やはり万が一、何かあった場合はやはりそういうものが要らないかと。それは、行政としての安心、安全なまちづくりのことを考えた場合、設置は必要じゃないかと、私自身が思うんですけど。あとは管理等々の問題はあります。確かにあると思います。しかし、1人の命をそれで救えるならば、設置してもええの違うかなと私は思うんですけど、どう思われますか。必要なときにどうしても要るさかいに、コ

コンビニとか銀行とか駅等々に置いていますわね。頑張る自治会で要望したらよろしいよとか、要望しないからだめとか。やはり、行政としては設置すべきやと私は思うんですけど、その点についてどうですやろ。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 西澤議員の再質問にお答えいたします。

AEDの購入につきましては、先ほど言いました頑張る自治会なりの補助金で可能です。ただ、考えられますのは、公民館に設置しているだけで、当然、バッテリーなり、電極パッドとかそういうようなものを、定期的にメンテナンスをして維持管理していく必要がございます。それを今後、字でどういうようにされるかというものも当然、検討の1つだと思います。

それと、公民館の中に置く場合ですと、先ほど言いましたのは、外であれば近くの人が使えるメリットがございますが、中であれば、各字の公民館の稼働日数がどういう状況なのか、使いたいときに公民館が閉まっていれば使えないといった状況もございます。そういうことで、各字の実情があるという中でそれぞれの字の方で設置を考えていただくのがいいのではないかなと。あくまで町が一律に置いても、あとの使い方なりの講習会は当然してもらわなあきませんし、それと、先ほど言いましたように管理の問題が生じますので、そういったことを考えた上での設置が好ましいのではないかなと考えております。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西澤博一議員 結構です。

佐々木議長 それでは、5番目の一般質問を許可します。

西澤博一議員 3番。

佐々木議長 西澤博一君。

西澤博一議員 地域づくりの一括交付金制度の検討はということで、現在、各字に頑張る自治会応援プログラム補助金交付要綱に基づき、いろいろな事業が実施されています。しかし、今の事業補助金は江州音頭普及伝承プロジェクトは必ず実施するものとするという一文が入っています。今年から下枝で有志による観音盆が開かれました。町としても以前のように、江州音頭発祥の地をPRするためにも、各字の江州音頭を一点に集約し、下枝の観音盆に一点集中し、拡大する方が町の目玉になるのかと、その効果も大きいかと考えます。

そこで、頑張る自治会プログラム補助金を見直し、制約のない、また金額も300万ぐらいまで拡大した宗教関係以外に何でも使用可能な地域づくり一括交付金交付要綱を策定してはどうかと思います。今の時代に合った、地方の

時代と呼ばれるような施策を検討してはどうですか。答弁を求めます。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 西澤議員の地域づくりの一括交付金制度の検討はということに対しますご質問にお答えをいたします。

地域づくり一括交付金の目的は、地域課題の解決に向けた地域住民の参加と協働によって、地域の特色を生かした魅力ある地域を形成、発展させていくための活動の財源として、一定の財源を地域へ交付金として配分するものであります。住民同士の話し合い、支え合いによる地域づくり、つまり、地域でできることはできるだけ地域のみんなで話し合い、決めていただくことが重要となってきます。

そこで、まず、地域の皆さんで話し合っていていただく場、いわゆる地域づくり協議会をつくっていただくということが必要になってまいります。協議会の構成は、それぞれ組織によって違いますが、自治区の役員あるいは民生委員児童委員、老人会、婦人会、子供会、小中学校、福祉関係者、自警団、PTA、NPO、企業その他委員等々、地域課題の解決のため、地域がみずからで人を決定し、活用することが基本となります。

想定されます協議会で決定されます事例としましては、1つには防災、2つ目には防犯、交通、3つ目には地域福祉、4つ目には青少年育成、5つ目には環境、6つ目には健康づくり、そして、7つ目には地域活性等の分野があり、地域コミュニティの活性化や再生を資する事業であること。各分野の部会等を構成して、各事業の協議と交付金を適正に管理執行し、透明性を確保することです。

なお、地域づくり一括交付金の創設に伴い、これまでに実施をしております、先ほど来、出ておるわけですが、本町の頑張る自治会応援プログラム補助金であるとか、あるいは自主防災組織資機材整備補助金、防犯灯設置事業費補助金、消火栓ボックス整備事業補助金、ゴミ収集施設整備事業補助金、公民館分館活動事業費補助金等々、他の補助金も統合することになりますことから、これらの各補助金要綱を廃止するということが必要となります。

また、地域づくり一括交付金につきましても、交付金の交付申請書、事業計画書、収支予算書、交付金交付請求書、また、交付金事業実績報告書、事業報告書、収支精算書、事業別の収支精算等々の関係書類についても、これまでの補助金制度と同様の提出を必要とするものであります。

以上、一括交付金制度の一端を説明申し上げたわけですが、実施す

る事業が、これまでの補助金と同様でありましても、基本的に相違がございます。一括交付金制度を導入するということに当たりましては、全自治区に影響することありますから、当然のことながら、全自治区のご理解が不可欠であるということと考えておるところでございます。

以上でございます。

佐々木議長 再質問ありますか。

西澤博一議員 3番。

佐々木議長 西澤博一君。

西澤博一議員 今ほど一括交付金について丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。それで、目的は地域の活性化、住民の連携及び行政の協働による推進であります。また、その中で一般事業の実施の全体図というものをやはりこしらえて、交付の対象になる事業もあれば、交付対象外の事業もあります。しかし、例えば、対象になるものであれば、今、副町長が言われたように、安全の福祉の充実とか地域の伝統文化の振興とかそういうようなものを対象の事業に入れるとか、また対象外の事業やったら、営利を目的にしないとか、宗教、政治に関することは対象外に外すとか、そういうようなものを選別して、初年度の予算に盛り込んで、各集落に一括交付金をするというのがいいのではないかと。そういうことを簡略することによって、行政の職員の仕事が楽になるというとおかしいけど、空いた時間にまた違う施策も考えられんのではないかと、簡略することによって。各字に一括交付したことによって、各課によってもいろんな施策が考えられるのではないかと私は思うんです。

そういうようなことを考えた場合に、一括交付金を今後、審議会等を立ち上げて、1年間ほど協議して、それで判断していただければいいと思うので、一度こういうような一括交付金というのが、各市町村等でもあるというのを聞いておりますので、一応、協議のテーブルの上に乗せていただきまして、有識者とかそういう団体等の方々と協議していただいて、そういうようなものはどうかという協議をしていただくのも1つのこれからの町の将来のことを考えた場合にはいいのではないかなと私自身は思って、今回こういうようなことを提案させていただいたところでございます。

とりあえず、一度こういう場を提案していただいて協議をしていただくということをお願いして、答弁を求めます。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 再質問にお答えをいたしますが、簡略ということできなし、先ほども冒頭で申

上げましたように、地域のことはみんなで知恵を出し合っということ、基本的になりますのは、地域づくり協議会をつくと、そして、みんなで考えるということですが、そのような中でやはり現行の私どもの16自治区ございます。その中で組織の体系等も違いがあるため、分館の組織なりいろんな組織等があります。そういうような中で、現状的には一括交付金としたものがあるのかどうか、例えば一括交付金ということになってきますと、いわゆる区長さんであるとか、会計さんあるいは事務処理をする担当の方が負担が増えはしないかなということも想定されるわけでございます。

それと、先ほど申し上げましたように、分館との関係も含めまして、あるいは団体等も含めまして、区の運営体制であるとか、あるいは会計処理の方法に違いがあります。その見直し等の課題もあるというようなこともあるかと思えます。

それと、確かに行政としては一括ということですから、権限はある面で委譲するということで、スリム化という方向も図れるということも考えるわけでございますが、先ほど来、申し上げていますように、いわゆる区の事業運営あるいは組織運営にかかわることありますから、区長さんを中心として全区の議論なり合意というものが当然、それが前提として必要があるのではないかなというぐあいに考えているところでございます。私自身としては、今のいわゆる補助金を目的に沿った中でそれぞれの各区の個性のもととする共通項目なり、メニュー項目を拡大した中でその体系の方が、今、現時点としてはいいのではないかなというぐあいに考えているところでございます。

以上でございます。

佐々木議長 西澤博一議員、再々質問ありますか。  
西澤博一議員 結構です。  
佐々木議長 それでは、鈴木勉市議員の一般質問を許可します。  
鈴木議員 議長。  
佐々木議長 鈴木議員。  
鈴木議員 それでは、一般質問をいたします。

まず、役場庁舎増改築について質問をいたします。役場庁舎の増改築について、議会ごとに取り上げてまいりましたが、引き続き、次の点について回答を求めます。

1つは、9月議会で明らかにされた役場庁舎増改築事業の実際額、7億9,482万6,000円の積算書、また6月議会に提出された資料と変わっている点等について、資料を提出されたいと質問しておきました。先ほど、資

料をいただきましたが、ざっと見た目でも、直接工事でも大きく増減がある項目が幾つかございますので、この説明を求めておきます。

2つ目。町民への説明について、町長は9月議会で、「私の町政報告として、8月14日、町民への説明をした」と回答をされました。そこで、私が「それは公私混同ではないか」とただしたところ、「やはり、予算の関係があるので、私の町政報告でさせていただいた」と、同じ答弁でありました。そこで、予算の関係とはどういう意味なのか説明を求めます。

3点目は、役場庁舎増改築予算はいつ提出する予定なのか、明らかにしていただきたいと思います。

4点目は、計画案のA案についての説明を求めます。また、その中で耐震補強に係る予算が幾らなのか説明を求めます。

次に、2015年度予算の性格について質問いたします。

2015年度予算編成に当たり、日本共産党議員団は11月21日に、2015年度予算編成に当たっての要望書を町長に提出をさせていただきましたが、来年4月には町長選挙が行われることもあり、2015年度当初予算は本格的な予算の編成になるのか、また暫定骨格予算になるのか明らかにしていただきたいと思います。

3点目。福井原発で事故が起きた場合の対応について質問いたします。中学生議会でも福井原発の問題が取り上げられ、「緊急事態になったとき私たちはどうすればよいのですか、どこへ逃げればよいのですか」との素朴な質問がされていますが、1つ目に福井原発の現状を町はどう認識をされているのか。

2つ目、万が一、事故が発生した場合の対応をどう考えているのか説明を求めます。

4点目。瓶の分別かごの種類を増加の検討について質問いたします。

9月議会での担当課長の答弁は、基本的には3種類で、検討できる部分については検討したいとの趣旨の答弁でありましたが、瓶の分別かごはいつから今の3種類になったのか。また、その理由は何でそうなったのか説明を求めます。

5点目は、町独自で高齢者向け肺炎球菌のワクチン接種対象者の拡大をについて質問いたします。

昨年12月議会でこの問題を取り上げましたが、町の回答は、「現在、県下でも公費助成はありませんが、来年度からの実施に向け内部で協議中」との主旨の回答でありました。今年度から国の予防接種法に基づく定期接種となりました。しかし、その定期接種では65歳から5歳刻みで、その間の年齢の高齢者は対象外になっています。

そこで、国の制度で対象外になっている年齢の人を対象にした町独自の助成制度の創設を求めますが、見解を明らかにしていただきたいと思います。

最後に、特定疾患助成制度の啓発と対象疾患の拡大について質問をいたします。

2012年9月議会でも質問いたしましたが、原因が不明で治療法が確定していない、いわゆる難病のうち、厚労省が指定した疾患についての公費助成があり、滋賀県では56の疾患があるということがわかりましたが、まだまだそういう制度があることが知られていません。

そこで、1つ目にあらゆる機会に制度の啓発を行うこと。2つ目には、現在、リウマチは対象になっていないそうでありますが、リウマチなどが対象疾患に指定されるように県に働きかけることを求めますが、見解を明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

**伊藤町長** 議長。

**佐々木議長** 町長。

**伊藤町長** 4番、鈴木議員さんの一般質問にお答えいたします。

役場庁舎増改築を問うの2、3についてであり、2点目の9月議会の一般質問において答弁しました予算の関係についてでございます。

印刷製本費の計上予算がないため、それで私が自分で町政報告として町民の皆さん方にペーパーでお知らせするという約束をしましたので、それで出したものであります。

3点目でございます。これは、先ほど堀議員さん並びに一般質問で別の角度から5番の西澤議員さんからありましたが、行政懇談会が全て終わった時点で、ご意見を整理し、そして、議会に報告して議論していただいた後になりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

続きまして、2015年度予算の性格を問うの問題であります。西澤清正議員さんの平成27年度予算の編成についてのご質問にお答えしましたように、住民生活に影響のないよう配慮した予算とさせていただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

**総務企画課長** 議長。

**佐々木議長** 村田総務企画課長。

**総務企画課長** 鈴木議員の役場庁舎の増改築を問うのうち、私の方から①と④をお答えをさせていただきます。

①につきましては、本日、実施設計書を資料として出させていただきました。

そのときに、26年1月の概算の設計額との一覧表をつけさせていただきました。これで比較はということですが、これは1月の段階は概算設計でございますし、26年3月の場合は、すぐにでも入札できる実施設計までの設計をしているものでございます。ですから、同じ条件での内容が違いますので、対比するというのはなかなか困難であると考えておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

**鈴木議員** 議長。数字が違うから、それを説明してくれという意味ですよ。

**総務企画課長** ですから、概算見積と実施設計とは当然変わってきます。

**鈴木議員** 違うのは了解しているやん。だから、大幅に1億何ぼ変わっているから、それを説明してくれと言うた。あかんと言うてへんねん。

**総務企画課長** ですから、比較するもとが、あくまで実施設計は壁なら壁につけるコンセント1枚から細かく拾い上げたものでございますし、概算はそういうところまでは計算しておりません。あくまで平米単価なり、準拠したものの中で概算設計額というのをはじいておりますので、その差が当然ございますので、全く同じ条件での2つの設計書がある場合については、比較というか対比ができますけども、概算設計と実施設計とは中身的に変わりますので、その中で金額的に対比するのは難しいと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

**鈴木議員** 再質問にならん。例えば、改修工事の4,500万の減になって、電気工事の1億2,000も増えとるんですよ。ここを説明してくれと。

**総務企画課長** ですから、概算設計の場合、例えば内部工事であったのを電気工事に振る場合も、実施設計の場合はございますので、ですから、中で積算を部門的に変わるところがございまして、ですから比較が難しいということなんです。どういんですか、同じ内装工事でも、もともとは電気込みで入っていたものを実施設計の段階では内装と電気に分けるかもわかりませんし、また、機械的な設備があれば機械の方に振り分けていくと。ですから、実際には実施設計が一番精度が高いと考えていますので。

それと、4点目でございますが、計画案Aのご質問でございますが、これも皆様には既にご説明を申し上げまして、ご承知のことと存じますが、再度A案について説明をさせていただきます。

まず、A案は旧館棟と本館棟、建物の耐震化工事を行います。相談室、会議室の改善、事務スペースの確保と改善を図るため、現在の木造平屋建ての木造棟を除却撤去いたしまして、その跡地と中庭におきまして、鉄筋コンクリート3階の新館棟を増築するものでございます。これがA案でございます。

ただ、旧館棟、本館棟の構造上、新館棟は本館棟に接続することができます

が、旧館棟に接続することができないため、渡り廊下で接続することになります。また、旧館、本館棟及び別館棟の電気設備や冷暖房設備の取りかえ、また、内部改修を行うものでございます。内部改修が伴いますことから、工事中、敷地内に仮設庁舎の設置を要するという内容でございます。

それと、最後にA案でのこの際の耐震補強工事の金額でございますが、このときは説明では、直接工事費でいいまして、耐震補強工事分は2,380万円、直接工事費です。あと経費なり、消費税がこれにプラスしますが、直接工事費として2,380万円という金額でございます。

次に、福井原発で事故が起きた場合の対応でございますが、まず1点目の福井原発の現状認識のご質問でございますが、滋賀県に隣接します福井県には敦賀発電所というものが1基、これは沸騰水型軽水炉が1基ございます。それと、加圧水型軽水炉の1基がございます。また、原子炉廃止措置研究開発センター、これはふげんと、それと新型の転換炉、これが1基ございます。それと、高速増殖炉研究センターがしています、もんじゅがございます。そのほか、美浜発電所には加圧水型軽水炉が3基、それと大飯発電所につきましては、同じく加圧水型軽水炉が4基、高浜発電所には同じく4基がございます。ですから、福井県には6事業所、15の原子力施設が設置されているということでございます。現在、全ての施設が運転停止でございますが、これまで聞いていますのは、今、言いました中で、再稼働に向けて原子力規制委員会による新規制基準、これに適合して審査が申請されておりますが、これが高浜原発の3、4号機、それと大飯原発の3、4号機が既に規制委員会の方で協議がなされていると聞いております。

それと、最近の新聞ではこれに加えて、高浜発電所の1、2号機を関西電力が運転期間の延長を目指した、原子炉の劣化状況の調査をするというのが新聞発表されたところです。それと、今日の新聞にも一部ありましたが、これらのことについては、電気代どうのこうのというのが記事に載っていたと認識をしております。

次、2点目の事故が発生した場合のご質問でございますが、事故が発生した場合は、住民は放射性物質の放出状況に応じてまずは屋内退避を実施いたします。放射性物質及び放射線による被曝を避けるためでございます。また、本町の一部区域で放射性物質による汚染の恐れがある場合、汚染の恐れがある地区に居住する住民は、町内の安全な場所に避難するということがあります。これは、避難という想定でございます。また、本町全域で放射性物質による汚染の恐れがある場合については、住民は町外の安全な場所に避難を行うということ

になります。ですから、待避と避難ということの2つの方法がございます。ただ、広域避難につきましては、今現在、県も国もはっきりと明確にしておりません。ですから、言われていますのは、国の原子力災害対策本部が輸送手段なり経路、避難所の確保などの要素を考慮して、それぞれの市町なり都道府県に指示を行うとされているものです。ですから、県を通じて伝えることになっておりますので、緊急事態には現在の防災行政無線や広報車により必要な情報を速やかに住民にお伝えしていきたいと考えております。

以上でございます。

住民生活課長 議長。

佐々木議長 上田住民生活課長。

住民生活課長 鈴木勉市議員の瓶の分別かごの種類増加の検討はについてのご質問にお答えいたします。

瓶の分別でございますが、処理場におきまして、青緑色、黒色の瓶は一体的な処理がされておりまして、19年度から無色、茶色、その他の3種類に分別をされておりまして、現在に至っておるところでございます。

以上でございます。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員の町独自で高齢者向け肺炎球菌ワクチン接種者の拡大をというご質問に対して、私の方からお答えしたいと思います。

先ほどおっしゃっていただきましたように、本年より予防接種法に基づく定期接種となり、65歳以上の方が5歳刻みで接種となっているところでございます。5歳刻みということから、対象から外れた方への本町の独自の助成につきましては、ワクチンの提供量や医師の負担の関係など、広域的な取り組みであることから、単独での判断が困難となりまして、今後、柔軟な対応ができるようになれば、近隣市町との連携をとりながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 私の方からは、鈴木議員の特定疾患助成制度の啓発と対象疾患拡大についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の制度の啓発についてですけれども、平成24年9月の定例会一般質問でも答えさせていただいておりますように、県では対象となる方が受診

という形で直接かかわりを持たれることとなります医療機関に、そして、認定窓口となります保健所において対象者への周知や説明を図っているところです。また、県民全体に向けての一般的な周知としましては、県のホームページを通じての周知が図られるところでもあります。

豊郷町におきましても、この制度を周知すべく、町の広報紙にて本年6月号でも掲載させていただいておりますので、この取り組みは既にご承知のことかと思えます。

そのほかとしましては、窓口での相談業務などを通じまして、説明もさせていただくなど取り組みを進めておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

次に、2点目のリウマチなどが対象疾患に指定されるよう県への働きかけをということですが、現在、言っていたように、悪性関節リウマチは対象疾患となっておりますが、一般的にリウマチといわれます関節リウマチは、議員のおっしゃるように対象とはなっておりません。今回、この質問をいただきまして保健所に問い合わせをした中で、来年1月1日から対象疾患が110疾患に拡大されるということがわかりました。しかし、この拡大の中にも関節リウマチは入ってはおりませんでした。

関節リウマチが難病として、そして特定疾患として認定されるかは、正直、難しいのかなと思えますが、こうしたご意見があったことは保健所などを通じまして県にも伝えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

佐々木議長 鈴木勉市議員、再質問。

鈴木議員 はい。

佐々木議長 鈴木議員。一問一答ですね。

鈴木議員 再質問は、通知書の後ろの方から順番にいきます。

特定疾患の問題ですが、今、回答をいただいたとおりで、県がなかなかそういうきちっと県民向けの広報はされないということで、実はひどいリウマチに悩まされている方からの相談がありました。かなり医療費がかさむそうです、このリウマチも。県が発行している特定疾患のしおりを読みますと、今、回答がありましたように、私もよくわからんのですが、悪性関節リウマチというのは、その対象にはなっているんですが、それともう1つ、そういう働きかけを質問いたしましたのは、来年から110疾患です。ほぼ倍に拡大されるということなんですが、この県のしおりを読みますと、「この事業は、県が国の補助を受けて実施をしており、都道府県によって対象疾患が異なる」と書いているわけですから、例えば110に拡大されるときに審議会か何かされていると思

うんですが、都道府県によって対象が異なると書いてあるので、ぜひこういう方もおられるということで、それから県のしおりにもそう書いてあるわけですので、そういう審議会かどこかで審議をされているところに、今度の110の中にリウマチが入っているのかどうか、まだよくわかりませんが、ぜひそういう働きかけをしていただきたいという質問です。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

今ほど言わせていただきました110に、1月1日から拡大されるというのは、滋賀県単独ということではなくて、日本でということです。国が定める対象疾患が、これは難病法に基づく新たな医療費助成制度ということで、難病疾患と小児慢性特定疾患という拡充ということが、国の方で協議をされていたということです。これも今回、質問いただいて、保健所に問い合わせた中で、この経過がわかりました。こういう経過というのは、それぞれの市町に情報がないのかということも問いましたけれども、うちの障害の方にも、また保健師の方にも、市町の方に連絡ありません。なぜかと言ったら、これは国で今年スケジュール的には8月末ですか、これは指定難病の取りまとめというのがされて、9月にパブリックコメントをされてということで、国においてもこの12月1日からホームページで初めて流されているような情報らしいです。こんな情報なので、直接かかわりを持たれる患者さんが医療機関で知るという形になっているものですから、それぞれの市町が事前に持っているという状態ではないということです。ちなみに、今回、国の方に問い合わせ調べてみたけれども、はっきり確定してはおりませんが、今110疾患に拡大されたものが、今年の夏には300疾病に拡大の方向で検討されていると。ですから、どこまで何が入るのかというのは、今現在、確認されませんので、私どもの方も今後の情報を得た中で、そのお知らせもできることならさせていただきたいと思っております。

それと、先ほどのしおりの中で、それぞれの都道府県がということでしたけれども、私が確認した範囲では、東京都ぐらいにしかなかったと思います。ほかのところは全部、国が定めた疾患数で進めているように思いましたので、ちょっと自分の調査が足りないかもしれませんが、そう感じました。

以上です。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木議員。

鈴木議員 1点だけ。今の課長が把握されている情報では、東京都だけが独自に何かやっている、疾患の対象にしている制度があるようだということなのですが、例えば滋賀県では、そのチラシが都道府県によって疾患が異なると書いているということは、そのまま読めば、例えば県のそういう審議会か何かで審議をして、県で拡大することもできると読めるわけですけども、私はそう読んだんですけど、対象疾患をどこでどうするかというのは、県の場合はどこで審議されるんでしょうか。ちょっと私も調査不足なので、もしわかっていたら。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 今ほどの再々質問にお答えさせていただきます。

県の方からの情報というより、さきに言わせていただいた形で、向こうから丁寧な説明を受けたものではありませんので、また確認をさせていただいて、後ほど報告させていただきます。

以上です。

鈴木議員 結構です。

佐々木議長 次の5番。再質問をお願いします。

鈴木議員 肺炎球菌の問題ですが、先ほどワクチンの確保量とか、それから、接種する医師の確保等々が難しいので、広域でそういう柔軟に対応できるような状況が生まれてくればというような、そういう趣旨の回答だったと思うんですが、これも先ほどの特定疾患と同じなのですが、今、テレビで盛んに俳優の西田敏行さんが肺炎球菌接種の広報をされていますよね。テレビで流れているんですが、それを見ると、そのテロップの一番最後にも、実は助成の内容は自治体で異なっているので、お問い合わせくださいと、こう出るんです、テロップに。自治体によって、やっぱり違いがあるのかなと思うんですが、今、特定疾患の方は東京でとありましたが、自治体によってどういう違いが出ているのか、わかっている範囲で説明をお願いしたいと思います。それから、これは今年から始まった新しい接種制度ですので、住民への周知の方法をどうするのか、どうされているのか質問いたします。

3つ目は、先ほど言いました、65歳から5歳刻みなんです。私自身は今年66歳なんです。去年だったら、私は対象になるんですが、今年対象にならない。これは非常に何と言いますか、国の制度は5歳刻みで始まったと、それはそれでいいんですけども、これまでの答弁では、町長の方も検討していただいたと思うんですが、県下ではまだ公費の助成はないけれども、うちの町でできないか検討をとそういうことだと思ってしまうんですが、せっかく検討していただ

いているわけですので、やっぱりその辺のところをもう一度検討できないのか。それから、そういう矛盾が役場の方に町民の方からのそういう声が、わしはあかんのけど。実は、こういう質問をしたのは、直接、67歳の方から聞いたんです。鈴木さん、テレビ見ていたけど、わし67であかんやんけど。3年待たなあかんやんけど。3年待たなあかんですよね。これ7,000円ぐらいかかるといふ接種なのでね。そういう矛盾について、現場の方というか町民の皆さんのお声がないのか。それから、その辺のところの考えがあればお聞きしたい。

4点目は、読売新聞に記事が載ってしまして、高齢者施設で暮らす人を対象にした研究では、接種をしたグループは、接種をしていないグループに比べて、病気の発症率が抑えられたという研究結果が出ているというのが報じられていました。私は、町独自の助成制度をつくって検討をしていただきたいという質問は、つまり肺炎の発生を予防して、先ほど国保の中で重症化しているという報告がありましたが、医療費の増加を抑えるという積極的な意味を持つものではないかと考えるわけです。そこで、事務的というか、先ほどの条件もあります。研究というか知恵を出して、何とか来年度からの実施ができないか再検討していただきたいと思うんですが。

以上、4点、再質問させていただきます。

医療保険課長

議長。

佐々木議長

北川医療保険課長。

医療保険課長

それでは、鈴木議員の再質問にお答えしたいと思います。

昨年の12月議会のご質問の中でも内部で協議中という話で、そのときにもいろいろと各近隣市町に状況を聞いておったところでございまして、そのときにはまだ、この定期の接種になるという話がなかったもので、特に各市町ともそう関心はなかったわけですが、この話が出てきてから、再度うちとしての実施に向けての方向性の協議なり、私どもの本町の考え方をお示しさせていただいたときに、先ほどもお答えをさせていただきましたとおり、これは広域的に取り組む中での医師会等の負担の問題と、また、予防接種のワクチンの量の関係があるので、単独での行動はちょっと控えていただきたいというようなことになりました。そして、その意見をもって今も上司と検討しておったところでございます。

また、国の問答集の中に、私と同じような思いの方が質問されている中で、住民の皆様にも5歳刻みになったその背景をわかりやすく説明したいので、お答えを願いたいというような問答集がございまして、その中では国の示した方向性としては、予算措置や安定的かつ確実な接種体制の確保のためであると。先

ほど申しました医師の負担、またワクチンの接種量の関係なのかなと考えておるところでございます。

また、年齢から外れた方々からのお問い合わせ、確かに自分が今幾つなのかがどうなるのだというようなご質問、数名の方からいただきました。その中でも、今ほど申し上げたようなことでしかご説明できなかったというようなことでございます。医療費の抑制のための肺炎球菌の予防接種のこともおっしゃっていただきました、そのためにも何とか、先ほどお答えをさせていただきましたように、柔軟な対応ができるようになるために、いろいろと今後も県への働きかけ、国への働きかけをしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**佐々木議長** 再々質問、もうよろしいですか。

**鈴木議員** はい。

**佐々木議長** それでは、4番目の質問。再質問です。

**鈴木議員** 瓶の分別ですが、平成19年度から3種類になったという説明がございました。今回、なぜこういう質問をしたかと言いますと、9月議会でこの問題を取り上げた後、私はごみ当番なんですけど、ごみを出しに行ったとき、ふとゴミステーションに豊郷町と豊郷町廃棄物等減量推進協議会の名前で、ごみの出し方についての看板が取りつけてあるんですね。それは今、課長、どうなっているかご存じですか。そこでは、瓶は今も無色、茶色、黒色、青緑の4色なんです。たぶん、みんなのゴミステーションに取りつけてある看板もそうだと思います。看板は4種類なんですよ。ですから、これは最初は4種類だったんだなというのを私が認識をして、じゃ、いつから今の3種類になったのか聞いてみようというので、今回、質問をしたわけです。

平成19年度からというのはわかりましたが、なぜこの4種類から3種類になったのか。4種類から3種類になった、何らかの大きな理由があったと思うんですね。その辺の引き継ぎは、引継書なり、これは政策の大きな変更ですから、必ずと言いますか、私も県の外郭には二十数年いましたが、県の場合であれば、事務引継書をきちっといつもつくって、後任者に渡さなければなりませんけど、大きな政策の変更の場合は、やっぱりちゃんとした引継書があるはずですね。あるはずですよ。そこのところ、なぜなったのか、その引き継ぎがあったのかどうかということも含めて、まず回答をお願いしたいと思います。

それから、2つ目は今、確かに瓶のかごは3種類なんですけども、これもその他のかごだけは、無色と茶色に比べて小さいかごになっています。役場との契約がどうなっているか知りませんが、皆さんそういうことを静観されてい

るかどうかわかりませんが、無色とあれは例えば普通のかごなんですけど、その他のかごだけは黄色いかごでかなり小さいんです。入れることがほとんどできないぐらい小さいんです、現状は。そういう現実を町の方が認識をされているのかどうか。

最後に、今、ゴミステーションの瓶の出し方は4種類になっているわけですから、もう一度、そんなに支障はないと思いますから、4種類に戻したらどうかと思いますけど、回答を求めます。

住民生活課長 議長。

佐々木議長 上田住民生活課長。

住民生活課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

瓶の処理につきましては、無色と茶色につきましては再度それぞれ無色と茶色の同じ瓶に再生をしております、その他の色につきましては、茶色の瓶の原料として活用、利用されております。

そして、先ほど議員もおっしゃっていましたが4種類の看板の表示なんですが、ちょっと私、申しわけないです。ちょっと把握していませんで、申しわけないんですが、現行、3種類と聞いておりましたので、済みません、申しわけないです。

それと、その他のかごが小さいということで、ちょっと業者にも確認させていただきました。といいますのは、このその他については、余り数が出ないということで、ちょっと小さい箱になっているということを知っていたんですが、これについてはもう1回、再確認をさせていただきたいんですけども、業者に聞く範囲ではそういうことでしたので、お願いしたいと思います。

鈴木議員 一番大事な問題。変更になった、なぜ4が3になったのか、その引き継ぎがあったのかどうかという一番大元の問題。

住民生活課長 引き継ぎについては、ちょっと把握できていないです。無色と茶色については無色と茶色に再生すると。その他の分については、茶色の瓶の原料になるということで聞いております。

鈴木議員 なぜ変えたのかということを知っているんです。変わったのは知ってんねん。

住民生活課長 そういうことで一体的な処理をするということで、ちょっと聞いておるんですが。

佐々木議長 再々質問。

鈴木議員 はい。

佐々木議長 鈴木議員。

鈴木議員 余り自席でしゃべっていると、ちょっとあれなので、今度は来ました。

もう一度、言います。私が聞きたいのは、4から3になったのは私も知っています、そうになっているんです、既に。どうして4から3にされたのか、なったのかという理由、変更の理由を説明してくれと言うてる。それについての引き継ぎがなかった。僕の経験でいくと、大きな施策が変わる場合は、やっぱりきちっとこういう理由で変わりますとか、引き継ぎがされていないと、後任者も困るわけです、今、課長が困っているように。お聞きしたら、引き継ぎはないということですよ。

実は、なぜその問題を取り上げているかと、2つあります。最初は、3種類でこのままでいくんだと言われるんだったら、今、課長は現認していないと、確認していないと言いますが、私の杉の集会所に、今、終わったら来てください。ゴミステーションは、出し方が4種類になっています。私のとこだけかもしれませんから、私のとこへ来てください。ほかのところは見ていないから言いません。

そしたら、それを变えるんですか。今も4種類で、住民には啓発、案内しているんですよ。変えなきゃなりませんよ。これ、変えていないというのは、行政のサボタージュですよ。そんなことをする必要はない。3を4にしても、そんなに支障がないから、どうしてそんなにそこにこだわるのかと、むしろよくわからないのですが、もう一度、3種類のそのままでいくというんだったら、今、ゴミステーションに出しているこのごみの出し方は変えるべきだと思います。どちらかの答弁をお願いします。私、確認していますので、くどいようですけども。

最後に、結局そういうことがされていない、本来、4種類が3種類になったら、それは当然、看板も変えるべきですね。なぜそういうことができないのかというのは、これはきちっとした引き継ぎがされていないからです、事務的な。ここで提起をしたいのは、これまでも幾つか質問、指摘をしてきましたが、行政運営といいますか、公務員の姿勢の姿から見て、やっぱりこれは大きな問題であるということを指摘せざるを得ないということでもありますよ。

豊郷町役場処務規則第61条、ご存じですか、課長。事務引継の項、読み上げますね。「退職、休職、転任、転勤、その他の事由により、担当事務に変更があった場合には、前任者は速やかに文書または口頭をもって、後任者、代理者に事務を引き継ぎ、その旨を所属長に報告しなければならない」と規定されています。今まで私の推測で申し上げたんですが、この問題だけではなく、やっぱりきちっと事務引継をして、仕事を引き継いで発展をさせていくという、この規則が守られていなかったことになります、例えばこの事例で言えばね。こ

これは、担当者はしかりであります。この規則にあるように、報告を求めなかった所属長にも責任があることは明らかです。もう繰り返しません。改良住宅の譲渡がえ事業で財務規則に反する引き継ぎがあって、町長もそのことを反省されて厳守に努めていきたいという回答をされています。やはり、そういうことが起こるといのは、本来、条例や規則に基づいて仕事をしなければならない公務員の皆さんが、それをしない、守らない、そういう体質、身についた悪弊がこの役場の中にやっぱり蔓延している証拠ではないかと思うんです。私たちが実施をしたアンケートの中でも、公務員の意識改革をしてほしいというのが8%ありました。8%、少ないように思うんですが、全体の中でいうと大きな数なんです。これはやっぱり町民の皆さんが今、申し上げたような役場の実態の反映ではないかとは思いますが、この点については、町長の見解を最後にお伺いしておきたいと思いますが、その前に、その4種類の問題だけ、担当課長から。

住民生活課長 議長。

佐々木議長 上田住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員の再々質問にお答えさせていただきます。

3種類の分別につきましては、一応ごみカレンダーには3種類ということで掲載をさせていただいております。そして、看板については申しわけないです。もう1回、確認をさせていただいて、対応させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 4番、鈴木議員さんの再々質問にお答えいたします。

改良住宅しかり、そしてまた、今もしかり、私は常々言っているんですけども、やはり、今日より明日、明日よりあさってという形、そしてまた、それぞれの役職が変わるごとに前任者よりさらに一歩前進、そういう気持ちで職務をこなすということを言っております。全然、課長も看板を見ていなかったの、こういうことになるわけでありまして。それは、ごみの収集はどういう基本になっているかということが、最初の就任のときに的確に捉まえていないというのが原因であります。

年末にも訓示をしますが、訓示のたびに言っております。朝、庁舎に来て、マスクをして下ばかり向いている職員が数人います。そういう職員はすぐやめていっていただきたいと、そういう思いであります。なぜかと言うたら、それは町民の税金で日々、生活をしているんです。顔を合わせたら文句を言われ

るとかなんというそういう思いがあるさかいに顔を伏せて歩いているんだと思っております。そういうことで、しっかりとこれからも行政運営をやってまいりたいと思います。

それと、瓶の場合ですけれども、何でということ、せつかく分けていただいても、最終一括処理をするということの中で3種類になったと報告は受けております。ただ、それが課長は19年のときの担当でなかったのも、引き継ぎがわからなかった面もあろうと思います。

以上です。よろしくお願いします。

佐々木議長      それでは、3番の再質問、お願いします。

鈴木議員      原発の問題ですが、中学生議会の質問を要約いたしますと、もし福井で原発事故が起こったとき、豊郷町は危険な範囲に入っているけども、事故が起こったときにどうすればいいんですかと。最後には、核シェルターのようなものをつくってもらえませんか、これは非常に中学生らしい素朴な質問で、私はやっぱりこういう質問には丁寧に確かな情報で答えてあげるべきだと思うんですね。ところが中学生議会での広報がありました。それを読みますと、町の回答はこうなんです。福井には6つの原発事業所があると。この子が聞いているのは、原発が幾つぐらいあってどうか。先ほど、村田課長の方からは6事業所、15基で、ふげん、もんじゅも含めてという丁寧な回答がありましたが、このときの中学生に対する回答は、6つの原発事業所があると、これは少し丁寧ではないと思います。

それから、屋内待機が必要なのは30キロメートルとなっていて、本町はその対象に入っていないので云々と書いてあるんですが、これも例えば、福島原発事故のときに明らかになりましたけども、アメリカはスリーマイル島の事故から80キロメートル以内は危ないということで、あの福島原発のときに、80キロメートル以内にいるアメリカ人に待機をせよという指令を出したんです。これは有名な話ですよ。ですから、30キロメートルだから安心だというのは、これは丁寧ではないと。それから、本町が購入した放射能測定器のデータを注視していきたいという回答をされているんですが、それならばお聞きしたいんですが、現在、この五十数万の放射能測定器でモニタリングをされているのかどうか、現実に行っているのかどうか。それから、行っているのであれば、データの公表はしているのかどうか、お願いしたい。

それから、先ほど村田課長の答弁でも緊急事態が起こった場合には、まず屋内待機、それから避難ということでありましたが、放射能事故の特徴は、地域を選ばない、時間を選ばない、空間を選ばないと3つの大きな特徴があるんで

すね。いつ起こるかわからないし、特定の地域だけに被害を与えることでもないし、それから放射能事故の場合は、安全な場所というのはいないんですよ。どこでも侵入をしてくるわけですから、基本的な認識は。そここのところの認識はきちっとしておく必要があるのではないかと。長浜市では、原発事故に備えて全市民用のヨウ素剤を購入したという記事が載っていましたが、本町もそういう具体的な対策を検討されてはどうかということをおもうのと、最後に、今、日本では原発が1基も動いていません。1年3カ月がたちました。そやけども、原発がなくても電力が供給されて、立派にやっつけていけることが証明されているんです。私個人的には、一日も早く原発をなくして、安心、安全な自然エネルギーへ転換していくべきだと考えているんですが、町長は7月に行われた彦根愛知犬上原発のない社会をつくる会主催の住民討論会にメッセージを送られていると聞き及んでいるんですが、原発の廃炉と自然エネルギーの転換について、町長のお考えがあれば、お聞きをしておきたいと思います。

以上です。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 4番、鈴木議員さんの再質問にお答えします。

常々お話していますように、誰も原発を好きな人はおらないわけでありまして。ただ、基本的に安定的に電力を送れるというのは、ベース電源である原発であると電力業界は言っております。それと、この温暖化社会をどうやっていくかということも一面にあると思います。そういった中で、現在は稼働していなくて、電力が供給されておりますけれども、1つ、火力発電所が関西電力の中で故障なり何か起こった場合には、やはり電圧の変動によって停電が起こってくる可能性があります。そういう形の中で、やはりベース電源をどこにするかという中で検討されているものであります。私は、必要か必要でないか、動かすべきか動かさざるべきかとなると、動かさなくて地域の電力を安定的に供給し、そして、低価で供給される、そういうものが最適だと思っております。いかにして早くベース電源になる電源を開発すれば、もう原発は要らないとはっきり大きな声で言えると思っております。そういうことであります。

必要か必要でないかというのは、皆さん誰も、できたら要らないという思いがあると思っておりますけれども、万一のときに、火力発電所、さっき申しましたように、何かの事故で止まった場合の安定供給というのは、そのときどうするかというときに、対策が今ない状況では、動かさざるを得ん場合が出てくる可能性もあらうと思っております。そこら辺でご理解いただきたいと思います。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員の再質問の中の、まずモニタリングでございますが、現在、月2回を決めて測定しています。この数値につきましては、町の広報に毎月掲載しているものでございます。

次に、緊急時の防護措置を準備する区域、これはUPZといわれる区域ですが、これは国の意見では統一して30キロメートル以内とされております。豊郷町は60キロメートルになりますので、直接はこれには該当しないということになるんですが、ただご質問にありましたように、空気上でどういった放射線がいくかというのはわかっておりません。ですから、県の段階でも今後そういったデータをとるということになっておりますので、特に湖上での風向きによって、やはり変わるだろうと。これまで県もそのデータを持っていないということもありましたので、それについては今後、公表していくことを聞いております。

それと、長浜の例が出ましたが、長浜市は安定ヨウ素剤云々というお話でございますが、確か長浜、大津さんについては、県と原子力安全協定というのがあると思うんです。福井県は当然、立地県としての協定がございしますが、滋賀県は2市と滋賀県でその協定を結ばれて、どうするかというのを今現在、協議されております。それで、安定ヨウ素剤は国の方で準備というか、配布するということは聞いておりますが、ただ医師の指導が要ると、安定ヨウ素剤を使うにしても、医師の指導のもとでということになりますので、この辺を実際になった場合にどうするのかという議論がありますので、その問題がクリアできなければ、安定ヨウ素剤があっても使えないという状況になります。安定ヨウ素剤の有効期限はおおむね5年と聞いておりますし、この5年間過ぎればまた新たなそういったものを購入する。購入すればいいんですが、当然、使用方法がまだ確定でないと聞いておりますので、その点ご理解をいただきたいと思いません。

佐々木議長 鈴木議員、再々質問。

鈴木議員 いや。

佐々木議長 もうよろしいか。それでは、1番目の再質問を許可します。

鈴木議員 役場庁舎の問題ですが、平成26年1月の概算設計額、この資料では6億9,000云々になっているんですが、3月の全協で説明があり、6月議会で資料として出されたのは7億1,020万8,000円でした。それは、その違いの1,026万は工事監理業務委託料が含まれていて、7億1,020万なん

ですが、今日いただいた資料によると、これが一番正確だというお話でしたが、実施設計額が7億9,482万6,000円なんですが、まずお聞きしたいのはここに6月議会の資料で提出された工事監理業務委託料の1,026万、工事監理業務委託料も変わるのかもしれませんが、工事監理業務委託料は含まれているかどうか、まず説明をお願いをしたいと思います。

それから2つ目は、先ほど公私混同ではないかという私の質問に対して、先ほども町長から予算がなかったとおっしゃったのか、ちょっとよく聞き取れなかったんですが、ないので私人で説明したと答えられました。ところが、9月議会の町長の答弁は、もうひとつよく読んでみますと、「今後、行政懇談会では町として説明をしていきたい」と答えられています。説明資料は個人で出されて、行政懇談会では公の立場で説明していくというのは、これは私人と公人の使い分けではないかと。私がどうしてもわからないのは、公の仕事でやる役場の庁舎改修の説明の予算が、どうして町の予算で出せないのか、このところがどうしても納得が私はいきませんので、この納得がいく説明をしていただきたいと思います。

3つ目は、耐震診断の結果から見て、私どもは何らかの補強をしなければなりません。耐震補強には反対ではありません。これまで主張してきたのは、耐震補強、先ほど二千三百何万というお話でしたが、耐震補強を中心に、町民が納得できる庁舎の改修を進めるべきだという立場からしました。先ほど、A案の説明を求めましたのは、町長が耐震補強については議会で説明をしたけれども、仮庁舎が必要とのことで反対意見が多かったので、最終的にB案になったと。なかなかそのことを議員さんに理解してもらえず残念だと、そういう趣旨ですね。答弁があったものですから、もう一度、A案の説明をお願いをしたのです。私は、先ほど行政懇談会の意見を含めてもう一度また、先ほど総務企画課長の答弁では、設計もし直すか見直すというようなそういう趣旨の答弁がありました。それであれば耐震補強を中心にしてどうしても進めたいというのであれば、やっぱりそれはそこのところで町民の理解を得るための努力をするべきではなかったかと、本来であれば。そこのところなしに、やはり建設が先行したのではないかと。そのことについて、先に建設ありきではないかという指摘をさせていただいたということですので、町長の見解があればお聞きをしたいと思います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 4番、鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

広報予算はみていないということで、私は自分で発行したのであります。町長としてでも、私は同じだと思います。365日、町職ですから、それでその予算が万一不足すればいかんということで、自分が中立な立場で報告させていただいたものであります。

それと、耐震補強とこの木造を改築しなければならないということ、それも説明させていただいて、そして、旧館に接続ができないという話もさせていただきました。そして、仮設庁舎が必要でという話の中で、仮設庁舎は1年半は大変やと。そしたら、こっちの方が適切ではないかという形で進んできたように思っております。議員は、それはA案というのは聞いていないとおっしゃいましたが、そういう流れで我々、いろいろ全員協議会の中でお諮りした中で動いてきたのであって、ありきではありません。ただ、今日になってきて、やはり障害者差別解消法の対応はどうしていくのか。やっぱり、庁舎内の危険を感じられる方々の意見はやっぱりこれは解消していかなければならない、これは行政としての義務ですから、そこらもまた皆さん方から、我々が行政懇談会で得たそういうなのをまとめてお示しして、皆さんがこういう形でせえとおっしゃったら、それはまたそういう形で改修すればいいんだと思います。だれも、改築ありきでこだわっているわけではありませんので。

ただ、こういうようなことを言うては何ですけど、消費税が上がるということで、一時は焦りました。あのままずっといっていたら、ここで2億得したと思うんです。町民にはやはりあのままいっていたら、町民の皆さん方には2億ほど負担はかけずにできたと思います。それが、やっぱりじっくり考えるのも1つ、これは民主主義ですし、経費とコストはかかるもんだとつくづく感じさせていただいた次第ですので、ご理解のほどよろしくお願いします。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員の再質問のうち、平成26年1月の段階の概算設計額、このときが今日の資料にもつけさせてもらいましたが、6億9,994万8,000円。それに、監理料1,026万円をプラスしました7億1,020万8,000円は、これは1月の計画概要作成時の資料として、6月議会に提出させていただきました。今回の26年3月末の実設計額については、これは工事の実設計額だけですので、監理料は含んでおりませんので、工事の設計額ということです。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木議員。再々質問ですね。

鈴木議員 簡単にやります。つまり、7億9,482万には監理業務委託料は含んでいな

いという答弁でありました。平成26年1月の概算設計額では、監理料が1,926万ですから、これと同じだけの設計監理業務委託料が必要だとすれば、実際の実設計額、工事に必要な予算は8億508万6,000円になるということでしょうか。

2つ目は、私は聞いていないとは言っていないので。町長、私は一度も聞いていないとは言ったことはありませんので、その点だけは確認をしてください。

最後に、今、町長からありました、行政懇談会が出たさまざまな意見を含めて回答もしたいという答弁でした。ですから、私は最初からもう少し町民の意見を聞いて、そして、設計をしたらどうかということを主張してきたということをおし上げておきたいと思えます。

以上です。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 鈴木議員の再々質問にお答えします。

おっしゃるような意味もわかります。しかしながら、行政懇談会をしている中でこうやって経過はしっかり踏んでいるんやから、議員さんはもっと何で議論されなんだんやという声もあります。それは、それぞれがやっぱり反省もしながらやっていかなければならないと思えますけれども、やはり大多数のご意見は、やはりこの際、華美な施設ではないがなど、それとやっぱり苦労しておられる方が相当おられる、そして、中には年寄りが初めて足が悪くなって、庁舎へ乗せて行ったら、どこでおろすんやという、やっぱり足の不自由な人を家で抱えた場合に、今の庁舎の中でどのように対応するかというのは、これはもう事実でありますので、そういうのを踏まえて、また皆さん方で私は議論していただければありがたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員の再々質問でございますが、7億9,482万6,000円に監理料が1,026万円、同額とすれば8億508万6,000円ということになります。

以上です。

鈴木議員 何で最初からその数字を言わへんのや。

佐々木議長 暫時休憩いたします。あの時計で、3時35分まで休憩いたします。

(午後 3 時 2 2 分 休憩)

(午後 3 時 3 5 分 再開)

佐々木議長 前田広幸議員の質問を許可します。

前田議員 議長。

佐々木議長 前田議員。

前田議員 町長にお聞きします。滋賀県で開催される予定の国体においての本町の関連性について。

来る 2024 年に滋賀県で開催が予定されている国民体育大会につきましては、彦根市が中心となり開催されると聞き及んでおります。そこで、本町にはどのような関連があるのかお聞きします。

社会教育課長 議長。

佐々木議長 野村社会教育課長。

社会教育課長 前田議員の滋賀県で開催される予定の国体においての本町との関連についてのお答えをいたします。

第 79 回国民体育大会は、10 年後の 2024 年に彦根市を開催主会場とした 2 巡目となる滋賀国体の開催は、少子高齢化社会を見据えて、国体を滋賀のあらゆる人々が健康づくりへの関心を高め、行動につなげる契機として将来にわたり活力のある地域社会を維持する基盤を形成する目標として誘致されたものであります。

昨年 10 月 31 日に開催されました滋賀県開催準備委員会第 1 回総会において、開催基本方針として滋賀の未来に負担を残さない国体として、既存施設の有効活用や大会運営の簡素化、効率化の徹底ということが決定されました。また、会場地市町の選定基準には、公益財団法人日本体育協会、国民体育大会開催基準要綱細則で定められた施設基準を原則として満たすものとする事となっています。各競技の配慮すべき事項として、練習会場の配置、規模など運営上、競技会の安全な開催を望まれることから、こと細かく検討がされます。

このことからしても、当町の施設規模としては正式競技の開催が困難と考えております。しかしながら、今後、既存施設を利用して、公開競技やデモンストラーションスポーツ等ができないか、近隣市町と共同開催ができないか、練習会場として使えないか、選手の宿泊施設として協力できないか等、今後とも滋賀県の国体準備室と協議を重ねながら考えていきたいと、このように思っております。よろしくお願いたします。

佐々木議長 再質問はございますか。

前田議員 議長。

佐々木議長 前田議員。

前田議員 今、課長が言われた県の国体準備室に確認しましたら、国体の予算として施設整備等に400億等のお金がついていると聞きました。その中で、わが町としましては、競技会場という形を名乗りを上げて、施設整備等をするお考えはどこまで今の段階でありますかということも聞きたいんですけど。

社会教育課長 議長。

佐々木議長 野村社会教育課長。

社会教育課長 施設もさてながら、進入の道路整備とか、また宿泊とかいろんな面がございますので、今の段階では果たして本当に、新たにつくってまでいけるかどうかについては、ちょっと難しい点があるかなと思いますので、いろんな角度から検討しますが、公開競技というのはなかなか難しいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

佐々木議長 前田広幸議員、再々質問はありますか。

前田議員 議長。

佐々木議長 前田議員。

前田議員 今の競技という形で名乗り上げるのは今の時点で難しいということはわかりましたけど、そういう関連の関係で施設整備等にもお金が使えると言われたんで、そういう部分を既存の町の施設があるところに、長いスパン、これから10年の間にあるんですけど、できれば一遍ちょっと計画を持ってそこが使えるところがあれば予算として補助していただけるということなので、あったら使ってください。

それから、もう1つなんですけど、施設の部分はあれなんですけど、10年後に向けて、わが町として今からやと対象なのが小中学生ですけど、スポーツの活動等に未来の国体選手をつくるように、今からその準備として、行政として力を入れてもらえないかなということが1点と、あわせて、僕もちょっと関連しているんですけど、滋賀県の今の高校の中で、相撲部、一個もないんです。実際、国技という形でこれから開催という形になるんですけど、ないということでは、やっぱり示しもつかないと思いますので、できれば豊郷としましては、日栄小学校を使って土俵で毎年、大会をされていますので、その部分でもできれば力を入れていただけないでしょうか。よろしく願いします。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 1番、前田議員さんの再々質問にお答えします。

以前と違いまして、競技をするのは国際のA、Bというんですか、それぐらいの規格の施設でないと今、国体もだめだというようなお話も聞いております。それで、先ほど言いましたように、デモンストレーションとかそういう形のものが、この犬上郡3町の中で協力し合いながらもできないかという、そういうなのも検討しているところですけど、なかなか山とか丘陵地があつてうまく活用できるとよろしいんですけど、平地の中ではなかなか難しいと思います。しかしながら、どういう形で何かできないか、そうしますとやっぱり豊郷町の町民の皆さんも国体に対する関心も高まってきます。前回もこの犬上3町は何も開催種目はなかったんですけど、何とかと思うんですけど。相撲というと前回、日野町でして、日野町は相撲は昔からあれでしたが、この頃はレスリングとかで、レスリングでも体育館が新しく何かやりかえんならんとというような話も聞いています。いろんな中で情報を得ながら、何がええのか、できるか可能性を探ってまいりたいし、まだ費用面については余り詳しくは、うわさでは聞いています、どれぐらいというのは。ただ、詳しくはまだ聞いておりませんので、そういった中でまたこういうなのは、また皆さん方にもペーパーで情報が入りましたら、こういうなんですというのをお知らせもさせていただきたいと思えますので、ご了解よろしくお願ひいたします。

佐々木議長 西村雄三議員の一般質問を許します。

西村議員 議長。

佐々木議長 西村雄三議員。

西村議員 それでは、私の方から2項目、一般質問をさせていただきたいと思ひます。一問一答でお願いいたします。

まず、町長並びに副町長に答弁をお願いします。質問内容ですけども、町民の皆様への生活支援策の実行をぜひということでございます。

本年もいよいよ最終月になり、大変気ぜわしい季節になりました。この1年の景気状況を振り返ってみますと、急激な為替変動、ドル高、円安になり、約30%ほど円安になっています。政府のインフレ率2%を目標に向かっているのですが、実所得が伸びずに物価だけ上がっています。資源及び大部分の食料品は、円安の影響でますます高騰していきます。それゆえに、大変生活面で圧迫を受け、困窮を来します。今こそ住民の方々の生活支援策が必要です。策の方法として、住民税の減額をするか、また税の減額が無理の場合は、それ相当の支援策が必要と思ひますので、ぜひ実行をお願いしたい。行政のお考えはどうですかということでございます。ひとつよろしくお願ひいたします。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 西村議員の生活支援策の実行をぜひということでの質問にお答えを申し上げます。

まず、生活支援における住民税の一時的な減税につきましては、租税は住民が地方公共団体の行政サービスを平等に受けることができるため、住民が広く地方公共団体の共通の費用の負担を分かち合う性格を有しております、地方公共団体の活動のための財政基盤の基礎を成す重要なものであります。ご承知のように、自主財源の乏しい本町の独自の住民税の減税につきましては、考えていないところでございます。

また、住民税の減税に相当する支援策のご質問でございますが、住民生活の支援という観点から、現在、今年もしかりでございますが、灯油等の暖房費助成金や、また10月からは高校生卒業世代までということで、子育て応援医療助成であるとか、あるいは住宅リフォームの助成など、町独自で実施しているところでもございますので、ひとつその点もご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

佐々木議長 西村雄三議員、再質問。

西村議員 議長。

佐々木議長 西村雄三議員。

西村議員 行政の答えは、大体は私はわかっていましたけど、住民税の減税はできないということぐらいはわかるんですけど、ただ、今のこの現状を見ますと、実際問題として非常に厳しくなっています、はっきり言います。10月の経済指標ちょっとこれ、私も調べてみたんですけど、大体、消費支出が4%下がっていると、7カ月連続で。消費者物価指数が2.9%も上がっていると。しかも1年5カ月連続で上がっていますよと。だから、小売業の販売業は1.4%の増、これは4カ月連続で上がっています。ただ、有効求人倍率も1.10程度になって、非常によくはなっているんですが、この辺も4カ月連続でじわじわではあるけれども、求人数も増えてきていると。ただ、完全失業率も3.5%まで下がってきたと、これは非常によろしい現象なんですけど、まだ鉱工業生産指数を見ますと、0.2%のアップやという形でございます。

こういうことから鑑みて、実質、賃金程度も若干は上がっていますが、実質の実所得というたらなんでございますけど、大体2.8%ぐらい下がっているんじゃないかなというような影響でございます。そうなりますと、やはり豊郷の方々の生活そのものも、実際、物価高の、いわゆる賃金が上がる以上に物価が上がってきていますので、大変苦慮しておられるというのが現状です。

そういうときこそ、こういうような行政の方から手を差し伸べて、皆様方に温かい手を差し伸べるのが、こういう小さい町であるがためにできる施策やと私は思うわけです。そういうことは、もう一度、考えてもらえないかと。灯油の助成金あるいはいろいろと教育費の助成金、そういうものもごございます。それよりも、やはり一般町民の皆様方に一律に行き渡るようにするのが大事ではないかなと私は思います。今の政策に関しましては、特定の人だけです。そやけど、一般の皆様方にすべからくうまく平等に行き渡る必要があるんじゃないかなと、そういう思いでおるのが今の現状でございますので、その辺についての再考した考え方をもう一度お願いしたいと思います。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 再質問にお答え申し上げたいと思います。

議員がおっしゃいますように、実質賃金につきましては、今言われました2.8%、16カ月連続というような中で下がっているというような状況下でもあるわけでございます。そういった中で、町民の皆さん方に対する一律的な支援施策ということで、税の問題もおっしゃったわけでございますが、減税につきましても、例えば名古屋市等の関係で10%減税とか言われているわけですが、税の方につきましても、これはもう一律にというわけにはいきません。当然、税額の大きい方ほど多いわけですが、それに対して減税をと、10%という形で、仮に名古屋の例をとって考えましても、いわゆる給与所得者の場合で4人家族、300万円という場合でしたら、1,400円の減税です。しかし、年収が700万という方につきましては、1万8,100円というようなことで、これについても先ほど申し上げましたように、納税額が多いんですけど、やはり一律的に低い方の大きな減税ということはできないと。むしろ、言うなれば所得が高いほど減税額が大きく、手厚くなっているというような現状もごございます。

そういった中で、やはり支援施策ということで、町民の皆さんに行き渡るといようなことでしたら、当然、1つの個人給付施策ではなしに、全体の中でやはり教育の問題とかいろんな形の中で総合的にこの施策を推進していくということが大事でもあるわけなんですけど、言うなれば今やっております、高齢者あるいは子育て支援も含めてですけど、そういった世の中の現状を踏まえた中でそういった施策を推進していくということが大事だと思いますし、また、今後につきましても、いわゆる経済情勢等を踏まえた中で、これは来年度はどうかということとは申し上げませんが、応急的な生活支援施策を講じなければな

らないということも判断されるのではないかなというぐあいに考えているところでございます。

以上です。

佐々木議長 再質問ありますか。

西村議員 はい。

佐々木議長 西村雄三議員。

西村議員 副町長、一生懸命苦勞してしゃべっていただいたのはよくわかるんですけども、ただ、現実問題として、公務員の皆さんも若干の賃上げはあるかもしれませんが、一般の社員の皆さん方、特に、豊郷町に住んでおられる皆様方、大企業に勤めておられる方はどうか知りませんが、大半が中小企業に勤めておられると思います。そういう方々の賃金ベースというものは、とてもやないが上がっていないというのも現状やと思います。その中で、日々の生活費がどんどん上がっていくということを考えたら、やはり何らかの形で行政が手を差し伸べるというのが、やはり一番温かみのある行政であり、また、豊郷に住んでよかったと言われる町行政じゃないかなと私は思うわけです。そういうことから言いまして、非常に苦しい答弁ばかり、先ほど来から副町長に言うていただいていますけど、もう一度、再考を願いたい。その辺を切にお願いしたいと思います。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 先ほど、実質賃金の2.8%減だけでなしに、やはりいろいろ経済情勢等もあるわけなんですけど、しかし、もう1点の中で考えていかんならんのは、これは皆さん方ご承知のように、いわゆるこれから人口減少していくという状況の中で、いかにその地域の魅力を発信していくかというようなことでは、先ほど申し上げましたように、トータル的な形の中で支援をしていかんならん。例えば1つは、出産、育児の年代、そして次は、子育て、教育の関係、そして、次は就労、雇用の関係、そして、最後は老後の関係と。その中で、いかに一番トータル的な形でふさわしい施策はという形の中でいろいろ施策を総合的に推進していくのが一番全体に対する、町民の皆さん方に対する生活支援になるのではないかなというぐあいに考えているところでございます。

以上です。

佐々木議長 西村雄三議員、2番目、許可いたします。

西村議員 はい。

佐々木議長 西村雄三議員。

西村議員      それでは、次の2問目に入らせていただきます。

河川敷の美化運動の拡大をとということでございます。私も6月定例議会の一般質問で、ポイ捨て及びごみ処理の不法投棄の条例制定を要望いたしましたら、行政側から啓蒙、啓発を図って周辺環境をきれいにするのが一番大切と回答をいただき、確かに宇曾川沿いの堤防に不法投棄防止の看板を立てて啓蒙されているのは大変結構なんですけど、当町に流れている川は宇曾川だけではありません。特に、各字内で流れている川は各字で清掃されるので問題ないのですが、字と字の間の川の清掃ができていないし、また、私もときどき見えています豊郷川も大きなごみがたまっているのが見受けられます。こういうところの清掃を地域雇用確保のためにも、清掃工事を町として出件したらと思いますがいかがでございますか。その辺についてのご回答をお願いします。

住民生活課長      議長。

佐々木議長      上田住民生活課長。

住民生活課長      西村雄三議員の河川敷の美化運動の拡大についてのご質問にお答えをさせていただきます。

美化活動につきましては、毎年5月に宇曾川まちなみクリーン作戦の名前で、住民、議会、行政、関係団体等が一体となって自発的に取り組んでいただいております。豊郷川河川敷の一部についてもごみの収集活動をしていただいております。また、豊郷川に関係する字の皆様によりまして、河川内の草刈りと河川愛護活動も実施をしていただいているところでございます。

河川内のごみの撤去、清掃につきましては、1級河川を管理しておられる県に対し働きかけをしてまいりたいと考えております。町といたしましては、今後もポイ捨て禁止等の看板の設置や広報紙での啓発に努めていきたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

佐々木議長      西村雄三議員、再質問ですね。

西村議員      はい。

佐々木議長      西村雄三議員。

西村議員      今、上田課長の方からご回答いただいて、ありがとうございます。この問題につきましては、やはり、川をきれいにするということは、ごみを捨てないようになるということと同時に並行してなると思っていますので、できたら川の清掃は字だけやとか自治体だけに任すんじゃなくして、町全体からもやはり真剣に取り組んでいただくことが非常に大事なあと私は思います。特に、今年やとかこの二、三年、非常に雨の量が多くなってきているというのか、それによって床上浸水やとかそういうなので、大分被害を負っているのが、全国津々浦々に

あります。幸いにも豊郷ではそういうことはないんですが、いつその災害が当町にもやってくるかもわかりません。

そういう意味で、きちっと清掃して、きれいな川にしとけば、川の流量率というのか、流れる量も違いますし、淀みというのかそういうものもやっぱり少のうなりますので、そういうようにすることが、やはり美化運動の大きな長所になると思いますので、ぜひともその辺はひとつしっかりと河川敷の方をしていただきたいなと思います。

それともう1つ、この啓発、啓蒙の件ですけれども、宇曾川にはかなりの看板が立てて啓蒙していただいているんですけど、やはりほかの川にも、べたべたと立てるのはいかがなものかと思いますが、それはよいとして、やはりポイント、ポイントにはそういう看板を立てていただくことによって、やっぱり人間の意識づけというのか、住民の皆さん方に意識づけというのは必要やと思いますので、ぜひともお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。アンサーは結構でございます。

佐々木議長　それでは、アンサーは結構やということですので、今村恵美子議員の一般質問を許可いたします。

今村議員　はい、10番。

佐々木議長　今村恵美子議員。

今村議員　それでは、私は一問一答でさせていただきます。

まず、基金運用と町財政の民主的な運営を問うということで、平成25年度決算時で、町基金合計は約28億8,000万円、それ以外に、土地開発基金、約1億9,000万円もあります。この金額は、豊郷町の一般会計標準財政規模の約120%というものです。しかし、これは町民全体の財産であり、果実です。その運用は、住民合意を前提に活用されなければなりません。

そこで、提案を2点行います。

1点目。多額の基金操出で町の公共事業工事等をする場合は、その是非を図る住民投票を実施するために、町住民投票条例を設置して、民主的な基金運用をする。

2点目、今後、上水道移行による企業会計に対しては、町基金の中から無利子貸し付けをし、長期返済を実施することで、政府債の高い利子払いがなくなり、さらに起債を減らし、町民に安価な水道供給が進められますが、このことについて見解を求めます。

総務企画課長　議長。

佐々木議長　村田総務企画課長。

総務企画課長 今村議員さんの基金運用と町財政の民主的な運営を問うという質問のうち、まず1つ目でございますが、住民投票条例によります基金活用についてのご質問でございますが、基金を活用する場合、住民投票の実施を定める事項は現在の地方自治法上の規定はないということは、各議員の皆様もご承知のことと存じております。予算執行は町の権限でもありますことから、住民代表の議会での議決によりまして予算の執行を行っているものでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

地域整備課長

(上下水道担当) 議長。

佐々木議長 小川地域整備課長（上下水道担当）。

地域整備課長

(上下水道担当) それでは、今村議員の2つ目の質問についてのお答えをいたしたいと思いません。

現在、簡易水道事業の起債残高については、14億4,164万円ということでありまして、毎年、7,000万強の元本を返済しているという状況でございますし、また、敷設がえの事業によりまして、新たに借入れを行っているという状況でございます。公営企業会計への移行の際には、新たな財源が必要となるということですが、公営企業として独立採算性による受益者負担の原則を踏まえて、今年4月から料金改定をお願いしたところでございます。しかし、この料金改定におきましても、いまだ財源不足が生じるため、一般会計からの繰り入れによる基金の積み立てを行い、企業会計工事の財源不足を補っていくという予定でございます。

議員ご指摘の基金からの無利子貸し付けにつきましては、不足財源を補うという方法の1つではありますけれども、公営企業の独立性を阻害するということにもなりますし、その場合、本来発生すべき利息分が減額ということになりまして、一般会計に損害を与えるということになりますので、そのようなことは考えておりません。

以上です。

佐々木議長 今村恵美子議員、再質問ありますか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村議員。

今村議員 1点目、総務企画課長の答弁で、この質問はちょっと文言が足りなかったかもしれませんが、地方財政法の積立金の取り崩しという条項がありますよね。だから、基金が一般会計に繰り戻しされて、それを町の必要なところには使え

るとなっているわけじゃないですか。私が申し上げたいのは、この前、三ツ池の住民懇談会も行かせていただきましたけど、うちではおっしゃっていませんけど、ほかのところの住民懇談会で、庁舎改築の費用は財源どうするのかというお話で、4億円ぐらい財政調整基金も必要として、あとは起債とか考えているというようなことの町の答弁があったと聞いたんですけれども、4億円というお金は基金に積み上げているとしても、事業費として改築事業をするのに、その金額というのは豊郷の年間の一般会計財政からしたら大きな金額ですよ。伊藤町長は第1期のときの町長選挙のときは、そういった住民投票条例等も確か公約していたと思うんですよ。大事なことは住民投票もしていきたいと。だから、私はそういう事業に対してやっぱり住民の皆さんにこんだけの費用がかかるけれども、その分の費用を町はこういうふうに使いたいと、そういったことに対しては、住民に対して住民投票で賛否を諮るというのは、一定やっぱり町長や皆さんのポケットマネーじゃありませんので、みんなの財産ですから、そういうことでは私はその方が民主的な事業遂行ができるんじゃないかなと思うんです。だから、そこら辺はそういったことを今後またほかの事業を起こすこともあり得ると思うんです。そういう場面で、多額の町費を使うような事業に関しては、やはり、住民にこういった事業を行うと、こういう公共工事を行うということで、私は住民投票条例を本町は設置して、そういう町財政の民主的な運用を図るべきだと考えていますが、再度それはお聞きします。

それから、上水道の移行に関しての面なんですけれども、地方財政法の第6条、公営企業の経営に対して、一般会計からの繰り入れは議会の議決があれば可能と地方財政法には書かれています。うちの場合は、もともとは2つの簡易水道事業でずっといこうという計画で最初は出発していたんです。でも、それを国、県から上水道にとにかく移行するようにという変更指導があって、そういう形になりました。しかし、豊郷はもともと都市部と違って、受給世帯が少ないところなんです。少ないところですから、小規模で水道料金の収入だけで全ての事業をこなしていくというのは、豊郷の特殊性から考えても無理があると思うんです。

それと、この上下水道どちらもそうですが、うちの場合の、県下で一番最後に簡易水道をやったというぐらい今でも併用型がいるぐらいですから、上水道の特殊性もあるわけです。こういったことの豊郷の経営的な面の特殊性があれば、地方財政法の中でも他会計から、一般会計からのそういった繰り入れ、地方公営企業法でも、以前にも申しあげましたが、出資、貸し付けはできると書いてあるわけですから、他会計から。こういうことを豊郷でも研究してや

る気になれば、私はできると考えています。財源不足は全部料金に転嫁するというやり方では、町民の皆さんの理解は得られないと思うんです。この前、上がりましたけど、例えて言うと、うちは6人家族ですけど、水道の方は併用型で若干安くはなっていますが、下水道を合わせたら月1万円ぐらいかかるんです。だから、もう町水で賄って、下水道もやっているご家庭なんかはやっぱり相当な負担があると思います。だから、そういった面ではこの水道料金を引き上げない施策として、町ができる範囲で。これは、彦根市でも、あそこの市民病院の会計が赤字のときには一般会計からの繰り入れをして、貸し付けだったかどっちか忘れてはいたけども、そういう形で何億円かいろいろしているわけです。だから、そういうことも含めて町として研究して、そういう取り組みをしていけば、これ以上の水道料金の引き上げはしなくても、また引き下げもできるんじゃないかと私は考えていますけれども、その点についてはどう思っておられるか、もう一度、答弁をお願いします。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 今村議員の再質問でございますが、行政懇談会の中で庁舎につきましては、財源をどうするかというご意見なりご質問をいただきました。その際は、平成24年12月以降に議会、特に全員協議会ですが、そちらの方に説明をしている際にも、議員の皆様から財源はどうするかというご質問をいただいた中で、半分については財政調整基金を使い、残りについては起債を考えていますということで説明をしてきたところでございます。その同様の回答を行政懇談会でさせていただいたものでございます。

それと、一定これまでの、半分为財調という考え方については、何回か説明をさせていただいていますので、議員の皆様には一定ご理解をいただいているものと考えていたものでございます。

地域整備課長

(上下水道担当) 議長。

佐々木議長 小川地域整備課長（上下水道担当）。

地域整備課長

(上下水道担当) 今村議員の再質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、公営企業会計におきましても、一定、一般会計からの貸し付けというのはできるとなっておりますけれども、無利子貸し付けということになりますと、利息分も含めて一般会計で補填するということになりますので、それについては損害を与えるということになりますので、ちょっと難し

いという話になると思います。

それと、現在、起債につきましては、高額利息の部分については既に繰り上げ償還を終えておりまして、それ以外の繰り上げ償還は認められないということで、今後、平成44年まで以前に借りました部分を償還していくという部分で利息も発生するということになりまして、今後の財政運営につきましても、一定、皆さんに対するお願いはしていかないといけないと思いますけれども、今現在、毎年一般会計からの繰り入れをお願いして、基金への積み立てを行っており、企業会計への移行時に不足する財源を準備した中で、今後、考えていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

佐々木議長 再々質問ありますか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村恵美子議員。

今村議員 最初の方ですけど、私はこの住民投票条例というのは、豊郷町がこれからも町政運営をしていく上では不可欠な条例だと思っています。このことを今、2回にわたって、総務企画課長が何もそれに対して必要性があるかないかも何も答えなかったんですけども、町としては町長も無言のままですけども、全くこの必要性を感じていないのかと。私は非常に何かすごく住民に対して、黙ってついて来いみたいな発想を持っているのかなとちょっと思うぐらい、何か答弁の余りのちぐはぐさで残念なんですけど、住民投票条例というのは、これまでも滋賀県でも、合併しましたけど、旧湖東町なんかでもつくってました。だから、それは民主的な町運営をしていこうということを突き進めていけば、やっぱり必要な事業に対して住民の賛否があるということは最低条件だと思うんですよ。だから、そこら辺の意識はないのかなというので、非常に今、答弁をきいていて残念なんですけど。あとは、町長でも総務企画課長でも結構です。そういう住民投票条例の必要性はどう思っているのか、認識だけ最後に聞かせてください。

それから、2番目の一般会計からの貸し付けというので、無利子は住民にかえてって損害を与えるという形の話なんですけど、町の財政調整基金は25年度末で13億円ありますよね。その中で、企業会計としてなっても、前に資産をいっぱい出しておられましたけど、減価償却等いろいろあるけれども、必要不可欠な工事費等に関して町が長期に貸し付ける、それは政府債は利子の高いのは一括償還しましたけど、それでも利子は高いんですよ。あれをずっと借りているぐらいだったら、町の一般会計から借入れをして、それで、無利子があればだったら、この縁故債ぐらいの低利ですべて返済していけば、町民負

担は増えませんよ。政府債で借りているから増えるんです、どんどん。

そういったことをやっぱり財政運営のテクニックとして、もっと研究していく必要が、財政当局も含めてあるんじゃないかと思うんですけれども。今、一般会計から繰り入れをしているとおっしゃいましたけれども、今、簡易水道会計ということで、その工事費負担に対する国庫補助も出てきていますけど、その分が一般会計から入ったりとか、起債償還に対して、この分野はもうなくなったかもしれませんが、そういうのも入っていますけど、将来的には独立採算会計になるわけですけれども、豊郷のこの人口を考えた場合に、この中で独立採算、全部を企業会計で、全部を水道料で賄うとなったら、もう値上げしかないんですよ。それでは、この高い水道料を払って、住民に水道を供給していくということが、住民にとっては非常なマイナスですよ。でも、豊郷は幸いにして、これだけの基金が、自由に使える基金があるんです。それをちゃんと企業会計から一般会計にどんどん返済をしてもろうたらいいだけなんです。それは、住民にとっては別にそれでいろいろな面で困るようなことはないですよ。かえって住民サービスが向上するんであれば。私は、この水道というのは全ての人にかかっていますから、一番、公共性の高い事業です。そういったことを考えて、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**伊藤町長** 議長。

**佐々木議長** 町長。

**伊藤町長** 今村議員さんの再々質問にお答えします。

住民投票条例というのは、やはり住民の皆さん方に方向性を問うものであろうと思います。これは、以前から言っていますように、それは何のためかというたら、財政調整基金の中でも一体的にやってまいりたいというお答えもさせていただいておりますし、それで、議員の皆さん方が議決をもらって執行させていただくものでありますので、その点ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それと、今の水道の件ですけれども、審議会にもやはりきちっと基金を積みながら、28年移行に向けて町としては頑張ってもらいたいというお話もさせていただきました。また、そういった中で、今年の監査意見の中でも、やはり適正な水道価格をやっていかなければならないというような、企業会計に向けての努力もしなければならぬというような言葉もいただいております。そういった中で、企業会計に向けて行政としては対応してもらいたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

**佐々木議長** それでは、次、2番目の一般質問を許します。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村議員。

今村議員 それでは、介護サービスを低下させないために。町長並びに担当課長にお尋ねいたします。

安倍政権は、医療・介護総合法を自民、公明の強行で作りましたが、今後、介護難民問題は一層深刻化し、高齢者本人や家族の不安は募るばかりです。来年4月から第6期介護保険事業が始まりますが、政府の示した総合法に対して、豊郷町で安心して介護サービスが受けられるために、下記の点について町の答弁を求めます。

1点目。まず、現在の要介護、要支援も含みますが、認定者数を明らかにしてください。また、そのうちの要支援者の人数と、要支援者の何人がヘルパーや訪問介護、またデイサービスの専門的な支援を受けて、自立した生活を送っていますか。そして、要支援認定者のうち、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯はどのくらいいるのか明らかにしてください。町は、要支援認定者の介護サービスを引き下げないために、今後どういう取り組みをされるのか。第6期ですけどね。それについての答弁を求めます。

2番目。年金は下げられ、介護保険料の負担は高齢者の生活を大きく圧迫しています。第6期の介護保険事業計画の策定では、一般会計からの繰り入れを決断して、介護保険料を引き下げる、また、介護保険料、利用料の減免制度を町独自でつくることを求めますが、このことに対する答弁を求めます。

3点目。地域包括支援センターの活動が、町民にはよく見えません。そういった中で、よく見えるセンター活動にしていくために、高齢者が相談しやすい機能と町民啓発が必要です。例えば、場所は現在、木造の一番奥にあるんですけど、見えにくいところにあるんですが、現在の場所から高齢者がよく利用する隣保館などに移転して、毎月、隣保館だよりと同様に、地域包括支援センター通信も入れていくなど、積極的に高齢者の皆さんに対しても、町民の皆さんに対しても開かれて見える展開をしていっていただきたいと思いますが、見解を求めます。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

介護サービスを低下させないために、まず1点目のご質問の要介護認定者、要支援認定者の数でございますけれども、一番新しい、把握しております数字では、345人でございます。そのうち、要支援の方が53名となっております。

す。また、その中でサービスを利用していただいている状況としまして、デイサービスが6名、ヘルパー訪問介護が3名となっております。また、認定者の中でひとり暮らしの方が23名、高齢者のみの世帯が9世帯となっております。また、要支援者の介護サービスを引き下げないための取り組みにつきましては、現在、第6期計画の中で検討しておるところでございます。

次に、介護保険料等に一般会計からの繰り入れをということでございますけれども、現在、法に基づいた一般会計からの繰り入れを行っておりまして、それ以上の繰り入れにつきましては、他の交付金等の関係もございまして、影響が出てくる恐れもあり、想定はしておりません。

また、介護保険料の減免につきましては、所得に応じた保険料区分によって低所得者の方々への配慮がされているということで、介護保険条例にも規定されているところでありますので、利用者負担につきましても、低所得者には高額介護サービスや高額医療合算サービス、あるいは特定入所者介護サービスにおいて負担限度額を設定し、負担軽減を図っているところでございまして、町独自の減免制度については考えておりませんので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

また最後に、地域包括支援センターの活動につきましては、ご承知いただいておりますこととは存じますが、現在、独自で広報に掲載をしておるところでございます。さらに、関係機関との連携をとりながら啓発の充実に努めてまいりたいと考えております。また、施設の場所につきましては、医療保険課、保健福祉課との一連のかかわりの中での、サービスの提供を行っていく必要があると考えまして、現在取り組まれております、役場庁舎増改築の中で一体性のある機能が必要であると考えておるところでございます。

以上でございます。

**佐々木議長** 再質問ありますか。

**今村議員** はい。

**佐々木議長** 今村議員。

**今村議員** まず1点目ですね。今回の国の総合法の改定内容でいくと、要支援者の中でもヘルパー事業、訪問介護を受けている人とデイサービス、その人たちはすぐではありませんけど、介護サービスからもう排除されると、外されるという方向がもう打ち出されておりますが、その中で今現在、6期計画の中で検討していますということですが、今、具体的に要支援者53人のうち、排除される可能性のあるのが9人いらっしゃるわけですね。デイサービス並びにヘルパーの数からいくと。こういった方々が、町として介護保険サービスとして

やっていくという方向というのは、6期計画の中ではどんなふうにも。こういった方はひとり暮らしのところでもおっしゃっていたように、ひとり暮らしが23名で、高齢者のみ世帯9世帯というのも、中には老老介護の人もいるわけですよ。両方とも認定を受けていて。そういう家庭もあって、やはりこのデイサービス並びにヘルパーの派遣で生活を維持しているという方がいらっしゃるわけですが、こういった方々に必要なサービスを保障していく、やり方としても国が言うてるのは、もう無資格の人でもいいんやと、ボランティアでもいいんやというような非常に無責任なそういうサービス体系をつくらうとしていますが、私はやはりこういった人たちに専門資格のある人がちゃんと対応しなかったら、せっかく今までこの体を維持してきたのに、かえって重度化する危険性があると思うんですね。それはモデル事業をやっていたところからのそういう問題提起で出ています。

このことに対して、豊郷としては今後、そういう要支援者の皆さんの介護サービスをどのような形でやっていこうと思っているのか、その計画についてちょっと説明してください。

それから、2番目、私はこれまでずっと申し上げてきておりますが、国は団塊の世代のピーク時の2025年度に向けて、この第1号被保険者の介護保険料をさらに、今の全国平均が4,972円ですけど、豊郷よりも若干高いんですかね。2025年にはそれを8,200円まで引き上げようという、そういう推計まで出していますけれども、今の年金、どんどん下げられる中で、年金から天引きで今の介護保険料負担というのは、ものすごく大きいんですよ。それに対して、公的には無理だとおっしゃいますが、もう国は既に介護従事者処遇改善交付金なんか、別口でお金は出しましたし、地方の介護保険会計に関しても、国民健康保険会計なんかでも、一般会計からの繰り出しをしている自治体はいろいろあります。だから、同じように介護保険でもできるんです。法的にしてはいけないという根拠はないんです。

ですから、私はそういった面で豊郷でも必要な、今後、低所得者対策と言いましたが、これは消費税増税が10%になったときに初めてそういったことも対応を考えていくという話だったんですよ。ですから、これはますます低所得者は、今度は施設介護で補給給付がなくなりますし、どんどん減らされますし、介護保険料と利用料に関しては、一定の所得、年金がある人は利用料は2割に上げるということを言うてるわけじゃないですか。そういった中で、本当に介護保険サービスが必要に応じて受けられるかという問題に関しては、町としても一定必要な部分に関しては、町単でのそういったことはすべきだと思います。

すが、その点について見解を求めます。

それから、地域包括支援センターの問題なんですけど、今、3人の職員さんがいてやっていただいているんですけども、隣保館はあそこも場所としていいんじゃないかと申し上げたのは、あそこは結構、隣保館のデイサービス事業もやっているし、いろんなグループがありますので、高齢者の人が結構、隣保館に通っていますよね。いろんな講座がありますしね。あそこは、夜はバチスタで、向こうの集会室とかいろいろ使うんですけども、昼間は基本的には相談室、和室、交流室というのはほとんど何も使わないです、あそこ。ああいう施設がわざわざすぐ近くにあるのに、そういったところを有効活用して、お年寄りもあそこは行きやすいんです。うちの「すまいるたうんばす」も通りますし、そういったことでそういうことも検討していただきたいと思いますし、いかがですか。

佐々木議長 簡潔にお願いします。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員さんの再質問にお答えしていきたいと思います。

まず、1点目でございます。今後の計画についての説明をということでございますが、先ほど、ボランティアというようなお話もございましたが、それぞれ要支援者の方に対するサービスの対応の中で、今後、ニーズに合った多様なサービスの種別をしていきたいと。やはり、ボランティアの皆さんで支えていくところはボランティアの皆さん、また、専門的な事業所、また医療等々の連携をとりながら、そういう専門的にできるところはしていきたいと考えておるところでございます。

また、2番目の低所得者の方々に対する対策につきましては、先ほど申し上げたとおり、やはり法に基づいた制度を順守していきたいなという考えでございます。

また、包括支援センターの位置につきましては、確かに隣保館も使いやすいいい施設ではございますけれども、現在、包括支援センターは医療保険課と保健福祉課の2課にまたがっておる仕事もありますので、やはりワンストップサービスと申しますか、すぐに迅速に対応するには、できるだけ近いところに置いておきたいという思いでございます。これから、あの場所、今現在ある場所をもっと高齢者の方々に開かれたと申しますか、わかりやすい説明をしながら対応していきたいなと考えておるところでございます。

以上でございます。

佐々木議長 再々質問ありますか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村議員。

今村議員 課長に申し上げたいけど、ニーズに応じてボランティアとか、そんな無資格の人がやるそんな事業というのは大変怖いんですよ。何か事故があったら、誰が責任をとるんですか。そういうことを安易な感じで進めていくことに、私は非常に危惧を感じております。

それから、地方支援事業の、これは国の法の中で115条の41に基づいて、保健福祉事業で、市町村の一般財源による事業は、一般財源で追加するなど地域の実情に応じて取り込みは可能と法的にはなっているんですよ。だから、私はそういったことも含めてもっと介護サービスについて、地域包括支援センターにしても、利用者さんを動かさなくてもいいんですよ。職員さんが動いたらいいんですよ。電話ですぐ保険課から来てもらったらいいいわけじゃないですか。すぐもうそこじゃないですか。もっと多方面で考えていくべきだと思いますが、最後に答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 今村議員さんの再々質問にお答えしたいと思います。

あくまでもボランティアさんにお手伝い願える部分については、そういうリハビリとか治療とか専門的な技術を要するところではなく、各地域においての談笑とか普段のつき合いの中で集まったの懇談とか、そういう部分での対応なのかなという思いをしておるところでございます。

また、保険事業に関する一般財源の部分につきまして、町の事業になった場合はあくまでももちろん単独の一般財源を使っていかなければならないのかなという考えを持っておりまして、それについては現在までのサービスの低下にならないように考えていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

佐々木議長 3番目の一般質問を許可します。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村議員。

今村議員 続きまして、安全・安心なまちづくりへの防犯灯の充実を。町長、担当課長にお尋ねいたします。

商工会が設置している街灯のうち、一部の区間で国や町の補助金を受けまして改修する補正予算が上がって通りました。しかし、まだまだ町内各所には商

工会設置の街灯があります。この街灯の電気代を会員さんが1カ月1,000円を払って、商工会でプールして運用されておられますが、しかし、町道においても支柱や照明器具の老朽化が進んでおり、早急な改修が必要です。日ごろ、地域の見守り役として地元業者の役割は大きく、青少年の防犯対策としても街路灯は非常に重要です。町は、全町にある商工会が設置した街路灯の改修、更新、LED化に国の補助事業なども積極的に探して活用して、豊郷町を安心・安全なまちづくりへと進めていただきたいと考えておりますが、答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の質疑にお答えいたします。安全・安心なまちづくりへの防犯灯の充実をという一般質問にお答えします。

町内全域には、商工会が設置されました防犯灯は現在、286基あります。そのうち国の補助金の対象となる90基につきましては、先の9月議会補正予算で対応していただきました。町としましても、これを支援するために豊郷町街路灯整備事業補助金交付要綱を制定しまして、費用の2分の1を補助することになりました。残りの196基につきましては、商工会と現在、協議を続けておりますので、計画的に進めてまいりたいと思います。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

佐々木議長 再質問。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村議員。

今村議員 町としても計画的に進めるというお話なんですけど、関電の電気料金の担当者にお聞きしたんですけれども、街灯20ワットの蛍光灯で1カ月、大体250円から60円かかっている、LED化にしたら100円ぐらい安くなるという話だったんです。でも、商工会としては維持管理費もありますので、会員さんに月々1,000円、年間1万2,000円の負担をお願いしているわけじゃないですか。でも、それは大変すごく気持ちを持ってしていただいているんですが、町としても商工会に聞いて、これは毎年あるんですかと聞いたら、「いや、わかりません」と。「今回は特にうまいこといっただけで、次の年あるかどうかわかりません」とおっしゃってはりましたので、町は字間に関しては独自で街灯も立てて、電気代も町が負担しているわけですから、そういった関係で、町全体をやっぱり安心・安全なまちにしていくために、ぜひこれも積極的な取り組みをしていただきたいと思いますが、これは町長にぜひ答弁をお願いしたい

と思います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 10番、今村議員さんの再質問にお答えいたします。

今年度9月に補正を上げさせていただきましたのは、商工会活性化事業といひまして、これは街路灯なり託児所なり、またいろんな展開に活用できる補助金であります。そういった中で、商工会の会長と東京の方へ陳情に行きまして、うまく中山道沿いと豊郷駅のそこらがこの事業にかかるんじゃないかということで、それでこの補助金の申請を町が商工会の方に要請をさせていただいて、商工会が申請をするという制度でして、残った分はこれは先ほど課長がお答えしましたように、2分の1の補助金要綱をつくって、残りの196基は計画的にやってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

佐々木議長 再々質問ありますか。

今村議員 次にいきます。

佐々木議長 それでは、4番目の質問を許可します。

今村議員 続きまして、旧豊郷小学校の雨漏れの早期改修を。旧豊郷小学校の大型改修事業が伊藤町政で実施されましたが、現在、3階の音楽準備室の天井パネルの一部が雨漏れをして、もう黒くくすんでいます。この大型改修工事は、奥田工務店、設計はヴォーリズ設計事務所でしたが、町は雨漏れの原因や対策、そして改善はどのように考えているのか。また、改修費用は施工業者が負担するものか、答弁を求めます。

教育次長 議長。

佐々木議長 角田教育次長。

教育次長 今村議員さんのご質問にお答えをいたします。

豊郷小学校旧校舎の3階、音楽準備室の天井パネルの雨漏りにつきましては、現在、業者の方に調査を依頼しております。

以上でございます。

佐々木議長 再質問ありますか。

今村議員 はい。

佐々木議長 どうぞ。

今村議員 次長、答弁として業者に依頼しているというのは簡潔かもしれませんが。あそこ、雨漏れしているときはポリバケツを置いて何かぼとぼと落ちるらしいんですけど、大体これは旧まちづくり交付金を受けて、既存建造物再生事業と

いうのでやりましたよね。まだ、6年ほどしかたっていないんです、確かに。こういう状況が出ているというのは、業者、奥田工務店に調査させているんですか。その改修に対しても、あそこは上がっていると踊り場のところの壁も亀裂が入っていますよ。何でこんな早くからいろんなところに支障があるのかなと思ったりするんですけど、やっぱりそれは施工並びに設計の業者、しっかりそういう問題点をうちとしても、これは補助事業でやっていますから、そんないいかげんな仕事をしてもらっていたらあかんのですわ。これは、雨漏りはいつから始まったんですか。私はいつからというのは知らないんですけど、いつから始まって、業者に対してはどのような調査を委託しているんですか。これはどこの業者ですか、はっきりしてください。

教育次長 議長。

佐々木議長 角田教育次長。

教育次長 今村議員さんの再質問にお答えします。

雨漏りにつきましては、私は4月以降来ておるわけですが、この夏にひどい雨が土日、土日で降りまして、あの頃にバケツで受けたというようなことを聞いております。実は、雨も降ったことはあるんですけども、その話を聞きまして、普通の雨の状態では漏れてこない、しばらく見ていたんですけども。先ほど言いました、夏場の風雨、雨風の強いときにどうもという話がありましたので、その辺の状況も含めまして、業者の方に調査をせいと。なお、業者につきましては、元請の奥田工務店に調査の方を依頼しております。

佐々木議長 再々質問ありますか。

今村議員 はい。

佐々木議長 どうぞ。

今村議員 早期改修していただきたいと思うんですけど、それは調査はいつまでやって、改修は奥田工務店の費用でやってもらうということで進めてはるんですか。そこだけ最後に確認させてください。

教育次長 議長。

佐々木議長 角田教育次長。

教育次長 今村議員さんの再々質問にお答えをいたします。

現在、今ほど申しました奥田工務店に調査をとということでございます。工事施工から5年ということで、長い期間でもあり、現在、奥田工務店に調査をしていただき、それでその方向で奥田さんの方に費用の方を含めましてお願いをするつもりではおります。

以上です。

今村議員 いつまで調査は。結果はいつ報告してもらうの。

教育次長 結果につきましては、調査が終わりました。

今村議員 いつまでの予定に出してあんの。

教育次長 調査をしてからでないと、何とも言えませんが、その時点で調査の報告とあわせて速やかにさせていただきたいなと思います。

今村議員 議会にも報告してください。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 済みません。10番、今村議員さんの再々質問にお答えします。

今、これから調査に入らせていただきます。それで、うちが耐震補強から耐水の工事でやった中での責任があるのか、その責任以外なのか、そこをしっかりと押さえた中で施工業者の責任は施工業者の責任でさせていただきます。それは、施工業者の責任でない場合は、やはりこれはうちが費用負担はしなければならぬと思います。それが、どういう結果が出るか、それはまた議員の皆さん方に報告をさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

佐々木議長 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表により審議されるよう、よろしくお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後4時49分 散会)